令和元年 朝日村議会

6 月定例会会議録

令和元年 6月5日 開会 令和元年 6月18日 閉会

朝日村議会

令 和 元 年 朝日村議会 六月定例会会議録 令

和

元

年

朝日村議会

六月定例会会議録

日

会

会

朝 朝 日 村 村 議 議

令和元年朝日村議会6月定例会会議録目次

○招集告示	• 1
○応招·不応招議員····································	. 2
第 1 号 (6月5日)	
○議事日程	. 3
○出席議員	• 4
○欠席議員	• 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	• 4
○事務局職員出席者	. 5
○開会及び開議	. 6
○議事日程の報告	. 6
○会議録署名議員の指名	. 6
○会期の決定	. 6
○諸般の報告	. 7
○請願・陳情の報告	. 7
○報告第1号及び報告第2号並びに議案第32号から議案第55号までの上程	. 7
○議案提案説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 8
○議案内容説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	. 7
○議案第49号の質疑、討論、採決1	. 8
○散 会····································	. 8
○署名議員	. 9
第 2 号 (6月14日)	
○議事日程	2 1
○出席議員	
○欠席議員	2 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名2	2 1
○事務局職員出席者	2 1

○開		議…		• • • • • •				• • • • •		• • • • •			• • • •	• • • •			• • • •			• • • •	• • • •		 • • • •	· 2	2
○議事	事日	程の	報告	÷	• • • • •								• • • •	••••									 	. 2	2
○会請	義録	署名	議員	負の指	名·								••••	••••									 	. 2	2
○諸魚	投の	報告	·	• • • • • •	• • • • • •				· • • • •				• • • •	••••							••••		 ••••	. 2	2
○一 #	投質	問…		• • • • • •	• • • • •								••••	••••									 	. 2	2
-	Ŀ	條	俊	策	君・								• • • •	••••									 	. 2	3
r	高	橋	良	\equiv	君・								• • • •	••••									 	. 3	5
Ŷ	青	沢	正	毅	君·				· • • • •				• • • •	• • • •							••••		 	. 3	8
- Г	髙	橋	廣	美	君·				· • • • •				••••										 ••••	. 5	3
7	床		邦	宏	君·				· • • • •				••••										 ••••	. 6	4
	中	村	文	映	君·				· • • • •				• • • •	••••									 	. 7	7
3	齊	藤	勝	則	君·				· • • • •				••••										 ••••	. 9	2
-	Ŀ	條	昭	三	君・				· • • • •				• • • •	••••									 ·· 1	0	6
7	比	村	直	樹	君·				· • • • •				••••										 ·· 1	1	2
○散		会…		• • • • • •					· • • • •				• • • •	••••									 ·· 1	2	5
○署/	名議	員…		• • • • • •					· • • • •				• • • •	••••									 ·· 1	2	7
Ē	第	3	号	(6	月 :	181	∃)																		
○議	事日	程…							· • • • •				••••										 ·· 1	2	9
〇出月	京議	員…		• • • • • •					· • • • •				• • • •	••••									 ·· 1	2	9
〇欠周	 育議	員…		• • • • • •					· • • • •					••••									 ·· 1	3	0
〇地	方自	治法	第 1	2 1	条0	り規定	官にる	より	説	明の	つた	_め	出歷	射し	たき	者の	職」	氏名					 1	3	0
○事績	答局	職員	出席	舌者…									• • • •	••••									 1	3	0
○開		議…											• • • •	••••									 1	3	1
○議	事日	程の	報告	÷					· • • • •				• • • •	• • • •									 1	3	1
○会詞	義録	署名	議員	しの指	名·				· • • • •				• • • •	• • • •									 1	3	1
○諸舟	投の	報告	÷						· • • • •														 ·· 1	3	1
○常付	壬委	員長	の報	设告…					· • • • •				••••										 ·· 1	3	2
○常付	壬委	員長	報告	で質	疑、	討詞	侖、 扌	采決	· · · · ·				••••										 ·· 1	3	3
○議績	案第	3 2	号か	ゝら議	案員	第 43	3 号 3	まで	及	び諄	養案	第	5 () 号	トカコ	ら議	案第	第 5	5 長	きま	での	り			

質疑、討論、採決1	3 3
○追加議案 議案 5 6 号及び議案第 5 7 号並びに発議第 4 号の上程···················1	4 5
○議案提案説明	4 5
○議案内容説明	4 6
○議案 5 6 号及び議案第 5 7 号並びに発議第 4 号の質疑、討論、採決1	4 7
○議員派遣について	4 8
○閉会中の継続審査の申し出について1	4 9
○閉会中の継続調査の申し出について	4 9
○村長挨拶	4 9
○閉 会	5 0
○署名議員	5 1

令和元年朝日村告示第43号

令和元年朝日村議会6月定例会を次のとおり招集する。

令和元年5月28日

朝日村長 小林弘幸

- 1 期 日 令和元年6月5日
- 2 場 所 朝日村役場

○応招·不応招議員

応招議員(10名)

1番	上	條	俊	策	君		2番	高	橋	良	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君
3番	清	沢	正	毅	君		5番	髙	橋	廣	美	君
6番	林		邦	宏	君		7番	中	村	文	映	君
8番	齊	藤	勝	則	君		9番	上	條	昭	三	君
10番	北	村	直	樹	君	1	1番	塩	原	智惠	美	君

不応招議員 (なし)

令和元年朝日村議会6月定例会 第1日

議事日程(第1号)

令和元年6月5日(水)午前9時開会

開 会

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 (1)会期の決定
 - (2) 審議日程表
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

- 第 5 報告第 1号 平成30年度朝日村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 6 報告第 2号 平成30年度朝日村土地開発公社経営状況を説明する書類について
- 第 7 議案第32号 朝日村振興計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第33号 朝日村庁舎村民交流ホール等使用条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第34号 村立朝日小学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第35号 公民館設置条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第36号 縄文むら施設設置条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第37号 鳥飼いの清水休憩所設置条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第38号 朝日村スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第39号 あさひプライムスキー場の設置及び管理運営に関する条例の一部を改 正する条例について
- 第15 議案第40号 朝日村健康センター条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第41号 朝日村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第42号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第43号 朝日村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第44号 朝日村情報施設設置条例の一部を改正する条例について

- 第20 議案第45号 朝日村農産加工施設設置条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第46号 朝日村林業後継者活動拠点施設設置条例の一部を改正する条例につい て
- 第22 議案第47号 古見ふれあい親水公園施設設置条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第48号 朝日村老人福祉センター条例の廃止について
- 第24 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 第25 議案第50号 令和元年度朝日村一般会計補正予算(第1号)について
- 第26 議案第51号 令和元年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第27 議案第52号 令和元年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第28 議案第53号 令和元年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算(第1号) について
- 第29 議案第54号 令和元年度朝日村簡易水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第30 議案第55号 令和元年度朝日村下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第31 議案提案説明
- 第32 議案内容説明
- 第33 議案第49号の質疑、討論、採決

出席議員(10名)

1番 上條俊策君 2番 高橋良二君

3番 清 沢 正 毅 君 5番 髙 橋 廣 美 君

6番 林 邦 宏 君 7番 中 村 文 映 君

8番 齊 藤 勝 則 君 9番 上 條 昭 三 君

10番 北村直樹君 11番 塩原智惠美君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

 村
 長
 小
 林
 弘
 幸
 君
 教
 育
 長
 百
 瀬
 司
 郎
 君

 会計管理者兼 総務課長
 上條
 晴
 彦
 君
 住民福祉課長
 上條
 文
 枝
 君

建設環境課長 塩 原 康 視 君 産業振興課長 上 條 靖 尚 君

事務局職員出席者

議会事務局長 上 條 裕 子 君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長(塩原智惠美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年朝日村議会6月定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(塩原智惠美君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(塩原智惠美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

3番 清沢正毅議員

5番 髙橋廣美議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(塩原智惠美君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの14日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月18日までの14日間と決定いたしました。 次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) ご異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(塩原智惠美君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。 入札結果調書及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長(塩原智惠美君) 日程第4、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

◎報告第1号及び報告第2号並びに議案第32号から議案第55号までの上程

○議長(塩原智惠美君) この際、日程第5、報告第1号及び日程第6、報告第2号並びに日程第7、議案第32号から日程第30、議案第55号までの議案を一括上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長(塩原智惠美君) 日程第31、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

〇村長(小林弘幸君) おはようございます。

本日ここに、令和元年朝日村議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方に おかれましてはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

元号が令和となり、はや1カ月が過ぎ、日本中が令和になれてきた感がございます。小林 村政も1カ月が経過いたしました。

先月26日には、早朝や昼にかけて17の常会の皆さんに鎖川沿いや公園等9カ所で春の草刈りボランティアを行っていただきました。この活動を始めて十数年がたつようですが、作業が終わった後のすがすがしさとともに村民のきずながひしひしと伝わって、これが朝日村なんだなと感慨に浸りました。改めて、ご協力いただいた村民の皆様にお礼を申し上げます。

さて、村長選挙の年でもあり骨格予算でスタートした平成31年度でしたが、肉づけもほぼ 固まり今議会に令和元年の予算の全容をご提示できる状況となりました。

なお、私の公約で検討に時間のかかるテーマについては、おいおい皆さんにお示しをして いきたいと思います。

議案の提案説明に入る前に、当選後初の定例議会でありますので私の政策、公約、継続している重要テーマを先に述べ、そして今回の肉づけ予算のポイントは、提案説明の中で議員の皆様、村民の皆様にお伝えをしたいと思います。

まず、村政に対する取り組み姿勢、基本的な考え方です。これは5月14日に行われました 第1回臨時会でも申し上げましたが、私のベースとなる考え方ですので、再度申し上げたい と思います。

私の持論ですが、村政からのアウトプットは、全てが福祉でなければならないと思っています。まず、より人に軸足を移した政策を多くしていくことといたします。そして、住民参加型村政で全ての世代で福祉を実感できる村づくりを目指すこととし、そのための第一歩として、原点に戻り多くの村民の声を聞く、常に村民視点で考える、そういったことといたします。

これは、私が村政にチャレンジするに当たり村民の皆さんに訴えてきたことであります。 「みんなで村政に参画しよう」、「福祉あふれる元気で明るい朝日村を創ろう」をキャッチフレーズに村政を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、具体的な政策、公約について述べたいと思います。

私が村政を進める上での基本的な政策の組み立ては、第5次総合計画、朝日村まち・ひと・しごと創生総合戦略、人口ビジョンなどが骨格となって3年間の実施計画に落とし込まれていますから、これらの計画と整合性をとりながら政策を進めてまいります。

第5次総合計画の計画年度は平成30年度まででありましたが、村長選挙の関係もあり1年間延長し、今年度に第6次総合計画を作成するまでの間、よりどころといたしますので、ご理解をいただきたいと思います。

まず、政策、公約の関係から申します。

大項目の1として、対話集会から始め村民の声を村政に生かします。

これは従来から行われてきた対話活動として、業界別、これは農業者ですとか商工業者、飲食観光業者など、団体別、これは議会の皆様、PTA、商工会、JA、趣味のサークルなど、それぞれの方々との対話、出前村政等がありますが、これらは引き続き行ってまいります。新たに年代別の対話活動を設けたいと思います。

いずれにしましても、村民の声を村政に生かすためです。既に対話活動を始めていますが、 多くの気づき、よいアイデアを多くいただいておりますので、今後の村政に生かしていきた いと思います。

大項目2として、全ての世代に福祉を届けます。

これは4項目のカテゴリーから取り組みます。

1つ目は、みんなの声を聞いてつくる福祉事業です。

例えば対話に参加していただいた皆さんのよいアイデアを取り入れ、支援する制度をつく りたいと思います。仮称ですが、みんなで考える福祉基金の創設です。

2つ目ですが、子供支援です。

まず、通学路の安全対策として歩道の新設、待避場所の確保、ブロック塀の改修、防犯カメラ設置、街灯の設置等、対策を講じます。

国際感覚支援として、英語力、科学力、スポーツ力を充実させたいと思います。現在、小学校5年生からの英語教育を来年度からは小学校3年生からと低年齢化されます。朝日村では小さなころから英語に触れていくことが大切と考え、保育園、小学校1、2年生から英語

に親しむよう国の政策に先行して取り組んできましたが、今後も、より強化を図りたいと思います。

また、国際的に科学力が低下しているとの指摘がありますが、少しでも理科等が好きになる方策を考えていきたいと思います。

そして、プロスポーツを間近に見る、触れる環境を整えたいと思います。新聞報道等によりますと松本山雅FCの地域支援プログラムが好評を得ている例もありますので、ぜひ朝日の子供にも高齢者の方にも体験をしていただきたいと思います。

次に、安心・安全に芝生で遊べる環境を整えたいと思います。お母さん方との対話に、芝 生の公園に出かける環境が欲しいという声もだんだん大きくなってきたと感じております。

3つ目は、働き盛り支援です。

一家1台燃料支援、学校給食の無料化、高校生の送迎負担軽減策等を考えています。

朝日村は暮らすには静かで空気もおいしく、よい環境ですが、通勤には少し遠いというハンディがありますので、例えですが、1リッター1円でも燃料費を補助できたらと思います。 これは畑へ通勤する農業者も対象であります。

今年度の国策として保育園が無料化されます。今まで朝日村では先行していた福祉施策が他と同じになってしまいます。そんな背景もあり、朝日村で小学校の給食の無料化に取り組みたいと思います。人口4,000人規模の村での取り組みは珍しいと思います。

次に、高校生の送迎負担軽減策ですが、高校生で部活動をしっかりやるには、今のバスダイヤより早い時間帯が欲しいとの声が多くありますので、今後検討していきたいと思います。 4つ目は、高齢者支援です。

長寿会の皆さんとも対話をし、何が今後の支援として必要かご意見をいただきたいと思います。例えばくるりん号の乗車賃の補助であったり、買い物バスを検討したりしたいと思います。多くの人から、週に1便でもいいから大型商業施設まで直行のバスが欲しいとの意見をいただいていますから、現実性を追求したいと思います。

来年、現行の村営バスくるりん号もスタートして10年の節目を迎えるようですので、先ほどの高校生のバスダイヤの検討を含め新たな交通システムの検討に取り組み、実現を図りたいと思います。

次に、災害時の高齢者を助け合う仕組みづくりがおくれているという感じがしております。 地区長さん等のお力もおかりし、地域内で声かけにより避難する取り組みや安全を確認する 新たなルールをつくっていきたいと思います。 次に、大項目3として、基幹産業の農業を守ります。

1つ目は、農地整備事業です。

朝日村の優良農地は、借りたくてもない状況であります。現在、6工区で圃場整備事業に 着手しました。現在、各工区ごとに実行委員会が設立されてきましたので、計画どおりに事 業を推進していきます。令和5年度には全ての工区が完成する運びです。

2つは、人手不足が深刻化してきました。

政府は海外からの労働者を受け入れる政策を推進していくようですが、季節感の強い朝日村の農業ではスムーズな対応は困難と思われます。朝日村流の昔の結制度やグループ農業等の検討も必要です。

また、新規就農者もふえつつありますから、寄り添って支援していくような制度も必要になります。そんな課題を農業推進支援組織のテーマとして捉えていきたいと思います。

3つ目は、農業に与える気候変動の影響が今後深刻になると思われます。より温暖化傾向が強まると現在の農作物の構成が変わってくる可能性もありますので、将来にわたって次の朝日村の特産品の研究に着手する必要が出てきます。JAとも連携して、研究テーマとしていきたいと思います。

4つ目は、猿の被害対策も急務な課題です。

鳥獣柵から5メートルの緩衝帯整備を推進中ですけれども、抜本的な対策になっていない との声も多くあります。猿を直接駆除する方策について検討を進めます。

次に、大項目4といたしまして、観光商工業の活性化を図ります。

朝日村の観光の基本的な考え方として、ないものねだりはだめで、ある観光資源をいかに 掘り起こして活用していくかを考えます。例として、武居城、朝日の静けさ、その他多くの 資源が隠れていると思います。鉢盛山の登山マラソンは、そのよい例と思います。このよう な発想は、今までになかったことです。ことしの申込者は、特に山頂コース200名の定員に 既に達しそうな勢いと聞いております。

観光関係の施設には大きな問題があります。観光施設の利用度が伸びてないということです。指定管理者や観光協会との一心同体の対応策の検討も必要で、もっと活性化策を一緒になって考える必要があります。そのためには、朝日村の観光について総合的な方向性を決める観光ビジョンを制定し、中長期的な観光施策を展開する必要性を感じております。

次に、特産品に対して御馬越等のブランドを制定し、販売促進につなげることも活性化策の1つです。他地域との差別化ができ、朝日村の特産品にもっと付加価値をつけ、少しでも

高く値をつけることができます。

次に、朝日村の特徴であり村の産業でもある木工製品、工芸品等への支援も大事に捉えています。一堂に商品を常設展示できる施設も必要です。

あわせてホームページのリニューアルも終わりましたので、商工業の皆さんにも村のホームページを大いに活用して収益向上に役立てていただきたいと思います。

次に、松本山雅FCのホームタウン化の検討です。ホームタウン化は、地域の活性化の起 爆剤となるものと考えています。山雅のコンテンツを使って地域をもっと元気にしたり、地 域に暮らす子供やみんなを笑顔にできれば、朝日村の観光や商工業の発展に寄与できるもの ではないかと考えます。

観光、商工業として、最終的にはそれぞれの事業を通して村内にお金が落ちる仕組みづくりも急務です。旧役場庁舎が朝日村の観光、産業の情報発信拠点となり得るのなら検討していきたいと思います。

続きまして、大項目5として、安心・安全な村づくりをします。

治水砂防事業として、鎖川に帯工が複数設置され安全が高まってきました。今後においては、防災マップを違う角度から再検討していく必要性も感じられます。

今年度の土砂災害防災訓練では一之沢の常会が訓練を実施しますが、国土交通省の2019年 度重点施策にあります避難の声かけ、安全の確認、それを先ほどの高齢者の福祉施策で一部 触れましたが、高齢者の避難にあわせて検討し、ルール化をしていきたいと思います。

また、地震、ゲリラ豪雨はいつ襲いかかるかわかりません。そのための防災拠点整備や監視カメラ等も必要です。鎖川右岸は拠点整備がおくれてきていますから、防災センター機能を持ち合わせたような施設ができたらよいと思います。

先日は山形村消防団と初の消防総合訓練を実施していただきました。両村消防団長の発案でありましたが、基本的な装備の違いや新たな気づきもあったと聞いています。広域防災力の強化策として、このような協力体制が必要です。そんな中、消防団の団員確保のための諸課題もありますから、手当の拡充を含め消防団支援を行っていきます。

次に、大項目6として、人口維持対策を推進します。

村の歳入は村民税、地方交付税、各種交付金が全てであり、多くは人口比によって配分されてきますから、大好きな朝日村を未来永劫存続させるためには人口確保が急務な課題です。朝日村の人口は現在、約4,500人、家庭数は約1,500戸、人口が減少傾向の中、家庭数がふえているという核家族化傾向が進んでいます。一方、朝日村に住んでみたいけれども住宅がな

いという話を聞くことがふえてきました。

現在、空き家バンク制度があり、今までに41戸、94人が移り住んで成果があったと思います。しかし、現在は空き家バンク制度も行き詰まってきました。次の一手が必要です。唯一の村営住宅も老朽化が進みましたが、建設計画は白紙の状態です。今後においては、村産材であるカラマツを活用した村営住宅について研究を進めていきたいと思います。

次に、土地開発公社の関係ですが、地元の皆さんのご理解によって向陽台住宅団地第1期・2期事業も順調に進み、47戸、148人の皆さんが新たに朝日村民になりました。続いて向陽台第3期事業も始まります。排水路の新設延長等、工事箇所もふえますので、ご理解をいただきたいと思います。

村内外の男女の出会い支援も大きなテーマとして捉えています。昔のような仲人制度の復活も必要であり、そのような活動をしている村のグループへの支援も行いたいと思います。

次に、大項目7として、公共施設、インフラの老朽化への投資、未来や夢への投資です。

まずは、インフラ系への投資です。いよいよ村の大型インフラの寿命が見えてきました。 特に、橋、村道、公共施設の長寿命策を今後実施することになります。特に村道にかかる橋 は、いつ通行どめになってもおかしくない判定を受けています。長寿命化策を講じてまいり ます。

総延長131キロメートルに及ぶ村道におきましても、昨年度、議会の目による総点検を受けた結果、今後随時改良工事が必要との判断になっていますので、こちらも優先順位をつけて改良を図ります。

公共施設ですが、特に中央公民館を初め各施設が耐震化、屋根の漏水対策等が必要です。

プライムスキー場も開場以来27年目を迎え、大型起債もあと3年で償還が終わる段階となりましたが、いよいよ人工降雪機の配管等に問題が出てまいりました。昨シーズンの初めに配管が破断しましたが幸い軽微な修理で済み、シーズンを終了することができました。今後は、緊急的、定期的な修理計画が必要な状況です。

大型事業がめじろ押しの状況ですから、ジャンルごとの中長期計画を一まとめに見える化 し、投資計画を立てていきます。

次に、少し夢のあるテーマも研究していきたいと思います。

箱庭のような朝日村に無人バスを走らせたら、運転ができなくなった人でも簡単に交通機関を便利に使える日が来ると信じています。そのようなモデル地域化を研究します。

村の資源であるカラマツの有効活用や森林資源を生かしたエネルギーの地産地消研究も必

要と捉えています。

続きまして、大項目8として、村政の見える化、スピード、質の向上のため副村長を置きます。

今まで申したことをスピードを持って実現するため、行政に精通した人材を副村長として 登用したいと思います。時期は申せませんが、今後検討してまいります。

今までは政策、公約について述べてまいりました。

次に、継続している重要テーマの進捗について述べたいと思います。

まずは、農林業に関して、地方創生交付金事業です。

農業に関しては、新たな農業と担い手創出事業としての取り組み4年目を迎えます。援農事業として、今年度は農家の人手不足を補うお手伝いサポーター10名が登録され、人手の足りない農家のお手伝いをする体制ができました。

また、新たな取り組みとして付加価値をつける農業を支援する野菜バスの導入研究、昨年に引き続き農の学校等の講演会をする計画です。

林業に関しましては、生産森林組合の樹種の層別等ゾーニングの継続と、簡易製材機による木工作家向けの材木の試作を行います。

圃場整備に関しましては、先ほども若干触れましたが、県営中山間総合整備事業3工区、 農地中間管理機構関連事業3工区の着実な推進を行います。事業の最終年度は令和5年度の 予定です。

次に、道路に関する状況ですが、中組バイパスは計画から12年、3年越しの工事も終わり 4月に開通し、大変便利なバイパスとして活用されています。また、向陽台からの道路は舗 装を待つのみで、ことしの8月には完成の予定です。役場から中央公民館に通じる村道古見 57号線は、県道の交差点工事を含め今年度中に完成予定で、今後工事が行われます。

また、役場から中古見に通じる県道新田松本バイパスですが、地区要望の高まりもあり、 要望をまとめた後、県へ申請を行っていきたいと思います。

次に、懸案事項の旧役場庁舎の扱いについてでございます。

今回の補正予算にも調査費を組みましたが、残すにせよ、解体するにせよ、投資金額がわかりませんので、まずは調査をいたします。そもそも本当に文化財になるのかも見きわめ、 結論を出していきたいと思います。

インフラ系の投資予算がふえつつありますので、今まで計画していた内容を一部変更して 予算繰りをしていきます。大きなものとしてはヘリポートが挙げられていますが、一旦凍結 をいたします。そして、あいている公共施設についても精査をいたします。1つの例ですが、 旧おひさま保育園ですが、計画が二転三転いたしましたが、売却も含め再検討をいたします。 それでは、ただいま上程されました議案についてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、報告2件、条例17件、契約1件、予算6件の計26件でございます。

まず初めに、報告第1号につきましては、平成30年度朝日村一般会計につきまして、令和 元年度に繰り越しました繰越明許費を法の定めにより報告するものでございます。

次に、報告第2号につきましては、平成30年度朝日村土地開発公社の経営状況の説明でご ざいます。

次に、議案第32号から第48号までは条例案件でございます。

まず初めに、議案第32号 朝日村振興計画審議会条例の一部改正につきましては、審議会の名称を総合計画審議会に変更するものでございます。

次に、議案第33号 朝日村庁舎村民交流ホール等使用条例の一部改正から、議案第41号 朝日村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、10月1日より施行されます消費税の増税に伴い、それぞれの使用料等を改定するものでございます。

次に、議案第42号 朝日村国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険税の税率の引き上げを行うための改正でございます。

次に、議案第43号 朝日村介護保険条例の一部改正につきましては、国の法律の改正に伴い介護保険の軽減額を改定するものでございます。

次に、議案第44号 朝日村情報施設設置条例の一部改正から、議案第47号 古見ふれあい 親水公園施設設置条例の一部改正につきましては、消費税の増税に伴う使用料等の改定でご ざいます。

次に、議案第48号 朝日村老人福祉センター条例の廃止につきましては、子育て支援センターわくわく館への移行に伴い旧条例を廃止するものでございます。

次に、議案第49号 工事請負契約の締結につきましては、朝日小学校空調設備設置工事に 当たり、指名競争入札により5,056万円で株式会社企成工業と仮契約が締結されましたので、 法及び条例の定めによりまして議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第50号から議案第55号までは補正予算でございます。今年度の当初予算は、村長選挙の年であり義務的経費を中心とした骨格予算としましたことから、今回の補正予算は 政策的経費を計上した、いわゆる肉づけ予算として編成いたしました。 まず初めに、議案第50号 朝日村一般会計補正予算(第1号)につきましては、3億7,170万円を追加し、予算の総額を29億7,230万円とするものでございます。

歳入の主なものは、地方債が1億8,170万円、諸収入が7,850万円、地方交付税が7,000万円、国・県支出金が3,041万円、森林環境譲与税が400万円、基金繰入金が116万円等でございます。

歳出では、向陽台第3期造成事業にかかわる道路整備事業に1億3,100万円、土地開発公社への事業資金貸し付けに9,000万円、小野沢幹1号線の舗装改良事業に4,000万円、向陽台造成事業の排水に伴う村道西洗馬8・10号線の排水路改修事業に2,510万円、林道中俣線の改良事業に1,456万円、松ノ木橋の改修設計に1,000万円、林道、橋梁の点検委託に726万円、旧庁舎の現況調査に500万円、村独自のプレミアム付き商品券の発行事業に450万円、消費税引き上げに伴うプレミアム付き商品券発行事業に411万円、保育所と子育で支援センターの空調機設備に423万円、森林環境譲与税による森林事業整備に400万円、街灯の更新事業に300万円、地域福祉計画の策定委託に253万円、消防団第5分団詰所の設計200万円等が主な内容でございます。

次に、議案第51号から55号までは特別会計の補正予算でございます。

議案第51号 朝日村国民健康保険特別会計につきましては、国民健康保険税の税率の引き上げに伴い国民健康保険税を1,772万円増額し、基金繰入金を減額して組み替えるものでございます。

議案第52号 介護保険特別会計につきましては、システム改修委託料68万円、議案第53号 あさひプライムスキー場事業特別会計につきましては、降雪機の配水管の改修に1,000万円。

議案第54号 簡易水道事業会計につきましては、古見PCタンクの内部塗装に1,700万円、 向陽台造成に伴う給水管布設事業に890万円、舟ヶ沢取水口の設計に850万円、事業認可変更 業務の委託に830万円、アセットマネジメント計画の作成委託に600万円。

議案第55号 下水道事業会計につきましては、向陽台造成に伴う下水道管布設事業に 1,230万円、曝気機の解体整備に1,260万円、処理場改修工事の実施設計960万円が主な内容 でございます。

本日提案いたしました議案等につきましては説明を申し上げましたが、これから担当課長 及び担当者から補足説明をいたしますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げ ます。 以上でございます。

◎議案内容説明

○議長(塩原智惠美君) 日程第32、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ご ざいませんか。

[「異議なし」の声あり]

O議長(塩原智惠美君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時34分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 4時31分

○議長(塩原智惠美君) 本会議を再開いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

お諮りいたします。延長についてお認めいただけますか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 本日の会議時間の延長は認められました。

本会議を閉じ、全員協議会を行いますので暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時32分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 5時43分

○議長(塩原智惠美君) これより本会議を再開します。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長(塩原智惠美君) 日程第33、議案第49号の質疑、討論、採決を行います。

議案第49号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(塩原智惠美君) 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時45分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署名議員

令和元年朝日村議会6月定例会 第2日

議 事 日 程(第2号)

令和元年6月14日(金)午前9時開議

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

出席議員(10名)

1番 上條俊策君 2番 高橋良二君

3番 清 沢 正 毅 君 5番 髙 橋 廣 美 君

6番 林 邦宏君 7番 中村文映君

8番 齊藤勝則君 9番 上條昭三君

10番 北村直樹君 11番 塩原智惠美君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 小林弘幸君 教育長 百瀬司郎君

建設環境課長 塩原康視君 産業振興課長 上條靖尚君

教育次長 清沢光寿君

事務局職員出席者

議会事務局長 上條裕子君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(塩原智惠美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(塩原智惠美君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(塩原智惠美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

6番 林 邦宏議員

7番 中村文映議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長(塩原智惠美君) 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

◎一般質問

○議長(塩原智惠美君) 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申し合わせ順によって行います。質問席にて議員番号、氏名を告げてから発言して ください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められております。簡潔にお願いいた します。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせをいたしますので、 お含みおきください。

◇上條俊策君

○議長(塩原智惠美君) 最初に、1番、上條俊策議員。

上條議員。

[1番 上條俊策君登壇]

○1番(上條俊策君) 私は、3問の質問をさせていただきます。

1番目の質問といたしまして、条例・規則等についてということで、村の条例・規則等について、過去、都度的確な手続をしてこなかった結果、今、それに翻弄されています。今、問題になっている三俣森林公園作業棟の条例違反事件について種々お聞きいたします。

今までの経過と進捗状況はどうなのか。

あわせて、現行条例では、村の管理で料金は1,030円となっているわけですが、利用希望 者がもしいた場合、受付窓口はどこなのか等検討されているのかどうか。

また、利用者の申し込み方法、利用料の支払方法、その周知方法等は検討されているのかどうか。

2つ目としまして、弁護士には相談をしているということで前に聞いておりますが、どういった方向、内容で弁護士と関係機関等に相談されているのか。

3つ目として、現状の条例のもと指定管理はできないので、一旦速やかに指定管理から外 すべきと考えますが、検討実施はされていますか。

また、今までいただいた使用料は、以前の会議で村長から、村の不手際から起こったことであることから、返還は村負担でする意向と聞いていますが、その金額等指定管理者との調整・調査、そういったものはどうなっているのか。

また、ドッグラン設整備費等の指定管理としてやっているところで負担していることにつ

いても、同様に村の不手際から起こったことであることから、状況結果を見た上で村は負担 をするという意向ということでよろしいでしょうか。

4つ目としまして、今後、条例がどのようになるのか、どうなるのかということはまだわからない状況ですが、それはそれとしまして、別の観点、村民の方々からいろいろ聞かれたり質問されておるわけですが、そもそも新聞報道を見ると、こういう条例違反を起こした原因は、担当者なりが退職しているのでわからないといったような報道だけで、その後何も聞こえてこないがどうなっているのか。

また、条例違反を起こした時点からの経過、内容、そのときの責任者、担当者等の処遇は どうなるのか。退職をしてしまえばそれでおしまいなのか等々、意見、質問をいただいてお ります。

要するに、条例とは、村が定める法律で、その内容は、村民に対して権利を制限したり、 義務を課すものでありますが、条例を定めた村自体が条例や地方自治法に違反した事務をし た場合、その責任はどうするのか。任命権者である村長を初め、課長等職員の処遇はどう考 えているのかということだと思います。

また、弁護士に依頼しているということですが、その相談内容、主眼、目的は何なのか。 また、弁護士費用等は、どこが、誰が負担するのかとも質問されています。

これは、相談内容によって判断されるものと思いますが、その相談されている結果はいつごろ出る予定なのかということであります。今現在、議員にも知らされていない状況下であり、以上5項目、この条例違反につき、この一般質問を通して直接村民の皆様に説明できるよい機会と捉えまして質問をさせていただきます。

2番目としまして、ここで、新村長になって幾多の問題を抱え、大変な局面であると推察いたしますが、今後の行政運営をしていく上で基礎となる全部の条例、規則等を徹底的に見直し、現状の実態に合ったものに整備する必要があると思います。これにより、今後の業務遂行も順調に進められると思います。

ざっと例規集を見ますと、現実と乖離しているものが散見されます。ざっと見ただけなんで、言葉上のものだけでございますが、1つ例を挙げますと、新農業構造改善事業促進対策費補助金交付要綱というものがありますが、その第1、第2に朝日村農業協同組合というものがあります。また、新農業構造改善事業促進対策費補助金交付というものは、現在も農水省の管轄かとは思いますが、存在するのかもお聞きいたします。

2つ目、朝日村農業集落排水施設条例施行規則は、現在も生きているのかお聞きいたしま

す。例規集には載っているんですが、ホームページ上ではちょっと見当たらなかったという ことです。

3つ目としまして、朝日村水田農業推進協議会規定第4条、第7条には、信濃朝日農業協同組合という文言もあります。

以上のようなことから、庁内に条例・規則等見直し整備部署を設けて、その部署が専属で短期間にこの見直し、改正を仕上げることを前提としますが、それをぜひやってもらいたいと思いますが、それというのは、他自治体では、総務課法規係という係を置いて行っているようですが、当村では、総務課事務文書の管轄の第5に条例・規則等の制定改編に関することとあります。総務課でこういったものを担当されるということでありますが、これの整理が終了するまで、できましたらその専門にやる専任者を置いて重点的に行ったらどうかということです。

また、つけ加えますと、村の憲法とも捉えられる朝日村自治基本条例の制定を住民参加型で検討願いたいと思います。その際は、私たち議員も協力させてほしいなということであります。

以上で1問目の質問を終わります。よろしくお願いします。

〇議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條產業振興課長。

[產業振興課長 上條靖尚君登壇]

○産業振興課長(上條靖尚君) それでは、上條議員ご質問の三俣森林公園作業棟についてお答えをさせていただきますが、私からは、特に関係する部分ということでお願いをしたいと思います。

この件につきましては、これまでに議会全員協議会での説明や、3月定例会の際の一般質問で答弁とさせていただいておりますので、重複した内容もありますので少し長くなりますが、お願いをしたいと思います。

それでは、1つ目のご質問の、これまでの経過と進捗状況、窓口対応についてお答えをさせていただきます。

平成30年12月定例会の一般質問において、三俣森林公園作業棟を野俣沢林間キャンプ場の 施設として位置づけ、指定管理している理由を説明するようご質問がございました。

そこで、経過を調べる中で、作業棟設置条例には、指定管理者に施設の管理を行わせる旨の内容の規定がなく、条例に違反して作業棟を管理している事実が判明したものでございま

す。

この状況を受け、1月22日付で三俣森林公園作業棟施設設置条例と現状管理実態との乖離にかかわる質問状が議長から村長に対して提出され、これに1月31日に回答をしております。その後、2月8日、議会全員協議会において経過を説明し、条例の改正を含めた今後の対応を協議する中で、現在の指定管理者及び林業関係者等の意見を聞き、村としての方向性を示した上で検討したいと回答しております。その際、議会から、条例改正についてはヒアリング内容を踏まえた上で提案すべきであり、3月議会に間に合わなくともしっかりと検討する旨助言をいただいております。これを受け、村では、2月14日から3月12日にかけて関係事業者とヒアリングを行い、3月13日の全協において結果を報告させていただきました。

議会からは、これまでの協議経過を踏まえ、4月15日付で作業棟と隣接施設の条例との乖離実態の適正化を求める提言書が議長から村長に対して提出されております。その際、村では、過去の資料を調べる中で、平成21年6月議会で作業棟を指定管理させる条例案等を提出し、議案どおり可決されましたが、告示がされておらず、効力が発揮されていない実態が判明したものでございます。

その条例改正案は、指定管理者をさせる改正のみで利用料金は改正しておらず、その後、 平成26年4月から利用料金を1,030円に改正し、現在に至っております。議員ご発言のとお りでございます。

この実態に対する対応を4月22日、県市町村会へ相談したところ、県から、条例の告示は 義務であるため、議決された条例は告示しなければならない。効力はさかのぼって発揮させ るわけではなく、告示からの発揮となる。利用料金の還付等については、弁護士と相談の上 検討することの見解をいただいております。

4月25日には、15日の議会からの提言書に対して回答したと、全員協議会において前村長から陳謝と再発防止の対応を行う旨の発言がされております。

その後、村では、今後の条例改正等の対応について、改めて県や専門業者への照会を行いました。5月10日に松本地域振興局企画振興課と、法規の出版等を行う業者に照会を行っております。その結果については、助言、回答を待っている状況でございます。

弁護士への相談につきましては、今月10日に相談を行い、回答について改めていただくことになっております。

また、利用希望があった場合の窓口は、現行条例での管理は村ですので、産業振興課となります。

次に、どういった方向で弁護士、関係機関に相談しているかにつきましてでございますが、 経過の中でも若干触れておりますが、県及び専門業者には、公布されていなかった条例と現 行条例との際に対応した条例改正等の対応方法について相談し、弁護士には、料金還付の対 応について相談をしております。

次に、作業棟の管理については、キャンプ場をしている指定管理者からの貸し出し等は行っておりません。村の管理としております。

次に、条例違反を起こした原因についてでございます。

この事務処理が行われなかった原因、幾つか要因も考えられますが、当時の書類を確認したところ、公布までの処理は適正に行われておりました。そこで、当時の職員からも聞き取りを行い、その状況から、当時の各担当が公布手続きの確認を怠ったことにより、公布に至らなかったものと考えております。

次に、弁護士への相談内容等については、先ほど答弁したとおり、料金還付の対応について相談をしております。

相談費用等については、長野県町村会の顧問弁護士に相談をしておりますので、費用は、 県町村会が負担し、相談ごとでの費用は発生しておりません。しかしながら、申し込みより 相談日が指定されるため、先ほどの答弁のとおり、今月10日に相談を行ったところでござい ますので、回答については改めていただくことになっております。

私からは以上です。

〇議長(塩原智惠美君) 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長(小林弘幸君) 私のほうからは、利用者への返還の件と、それと、ドッグラン施設整備云々がありますが、それの村の負担はどうかという件と、それと処分の件、その3点についてお答えをいたします。

まず、利用者への返還の件ですけれども、先ほど担当課長が申したとおり、現在、相談を お願いしている県の関係者、それと弁護士さん、その方たちの助言を待っている段階であり ます。村の瑕疵により利用者の皆さんにはご迷惑をおかけしたことになっておりますので、 今後、返還要求がある場合には、返金に応じることを基本としていきます。

また、それに対しては、樫山スノーテック様ともいろいろ協議をして進めてまいります。 それと、ドッグランの施設も整備されておりまして、その関係もどうなるかということで すけれども、同じく村の瑕疵によっての話でありますから、樫山様との協議の中で補償要求 がある場合には応じていくということになるかと思います。

それと、当時の責任者、担当者、これは村長、課長等々含む処分はどうなるかということ でございますけれども、当時の責任者、担当者とも現在は退職しており、責任は問えないも のという判断をしております。当時の関係者は約3名おりますけれども、3人ともそうであ ります。

なお、まだ現職で担当部署に関係した職員につきましては、大勢多分いると思います。そういった職員に関しては、問題の発見ができなかった、そのような責任はあると思っております。しかし、10年という長期間にわたって担当した者がどのくらいいるのか、そのみんなが対象となりますので、把握に時間が少しかかりますので、処分につきましては今後検討してまいりたいと思います。

以上であります。

もう一つございました。

全部の条例・規則等も見直したらどうかというご提案でありますけれども、おっしゃると おりでして、責任者を設けた体制を何とか早急につくり、条例・規則等の再点検を行ってま いりたいと思います。

以上であります。

〇議長(塩原智惠美君) 当局にお尋ねします。

もう一点、自治基本条例の提案もございましたが、そのことについての答弁を求めます。 通告と外れた最後のところで上條議員が質問しております。

いいですか。上條議員。

[1番 上條俊策君登壇]

○1番(上條俊策君) 条例・規則ということで、私、ここに通告書には書かなかったんですが、最後にちょっと申し上げたということで、例えば、総合計画をつくるとかそういった場合、法律が変わりまして、議会の議決は要らないとかそんなふうに変わってきているんですが、そういったものも、各自治体でそういった条例をつくって、そういった大事なものの場合は議決を必要とするとか、そういった項目をつくってもいいということで、国のほうでは総合計画も自治体に対しての圧力というんじゃないですが、どうしてもつくらなきゃならないとか、そういうことではないですが、村として、ほかの自治体を見ますと、言葉は悪いですが自治基本条例というのも制定しまして、それもここ一、二年とかそれぐらいの間、国からそういった通達なりが来たにもかかわらずつくっていると思いますが、そういったものを

つくるというのは、さっき村の憲法という言い方もさせてもらったんですが、これは議決ものなのか、議決は要らないのかとか、細かいことを言いますと、そういったことまで規定しているんです。うんと細かくはないけれども。でも、そういった指針といいますか、何も一番上のものがないと、都度都度これはどうなのか、これは議決なんか要らないんじゃないかとか、そういうあやふやな感じになっていってしまうものですから、この近くですと、安曇野市はつくっておりますが、安曇野市もそれをつくるに際しては、住民のみなさんとかそれぞれの立場の人をしっかり集めて、時間もかけたりしてつくられていますが、中身を見ますとすばらしいなといいますか、そういう感覚で私はちょっと見たんですが、そういったものも参考にして見ていただいて、できればこの自治基本条例というものをぜひつくっていただきたいということで、私、この通告書のところに書かなんじゃったものであれですが、条例ということの関連ということでさっき申し述べたわけですが、それに対してご検討いただきたいと、こういうことですが、よろしくお願いします。

〇議長(塩原智惠美君) 小林村長。

[村長 小林弘幸君登壇]

- ○村長(小林弘幸君) 自治基本条例、すみませんが勉強不足でありますので、今後検討させていただき、前向きに見てみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(塩原智惠美君) 上條議員、再質問ありますか。
 上條議員。

[1番 上條俊策君登壇]

○1番(上條俊策君) 質問に対して種々お答えいただきました。

もっと細かくいろいろ聞きたいところもあるんですが、まだ今の段階では、関係機関、県だとか弁護士だとか、そういった回答もまだ来ていないと、6月10日に弁護士のほうにも依頼したところだということでもありますので、この質問事項については、今お聞きしたことで抑えまして、そういったものを一日も早く出していただいて、今後の対応は、また改めて質問させていただくなりして詰めていきたいと思いますので、今現状では具体性が何もないものですから、今お聞きしたことでこの質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(塩原智惠美君) 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

[1番 上條俊策君登壇]

- ○1番(上條俊策君) 2番目の質問は、ヘリポート建設凍結についてということで、初日の村長の提案説明の中で、ヘリポート建設の凍結ということをお聞きしたんですが、その建設の凍結されるその理由をお聞きしたいということであります。お願いします。
- O議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁をお願いします。 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長(小林弘幸君) それでは、今のヘリポート建設凍結についてというご質問でありますが、お答えいたします。

ヘリポートは、令和2年度の予算で検討がされてきました。予算は3,000万円、これは敷 地面積は1,000平方メートルで、土地代が今のいろいろな時価で言いますと700万円くらい、 そういう予算規模でございます。

来年度に向けて、第6次総合計画作成を今取りかかっております。その基礎資料ともなる 公共施設等総合管理計画、こういったものの作成に入っておりまして、そこから大きな課題 を再認識するに至っております。

今までおくれてきた橋だとか道路、そのような大型のインフラ整備に多額の予算が必要になるということと、大型の公共施設の更新計画、休眠施設の必要性の有無、そういったものを含めた対応策の検討、そういったものが、今後お金がかかるというところがかなり見えてきました。そこで、財政上からも今後の計画の大幅な見直しをし、切る事業を決めていかなければいけないということであります。

現在、ドクターへリの朝日村への出動回数は、平成28年から現在、約3年半ですが、3件 出動回数がございました。少ないことはよいことですので、これはこれでいいんですが、今 後も平均をすると年に1回ドクターへリが来る可能性があり、そういったことが想定されま す。

また、必要性が生じた場合には、今までどおりグラウンド等でも着陸ができる場所がありますし、もし、今後未曽有の大災害が発生した場合、これは周りに畑も広がっておりますから、どこでも活用できるということかと思います。

そんな意味で、固定化されたヘリポート建設の凍結の検討に入ったという次第であります。 以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 上條議員、再質問はありますか。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番(上條俊策君) 今、理由はお聞きしました。

3,000万円という予算がかかると、今後もお金がかかるんで、それと、第6次総合計画な るものが、実際はもう今年からできていなきゃいけなかったんじゃないかと思うんですが、 そういったものもできていないんで、そういったものを踏まえてということでありましたが、 このヘリポート建設は、そもそも庁舎の建設計画の一環として、村民なり私どもは考えてお りました。住民の緊急災害、事故等の際、人命救助の輸送手段、物資の輸送、また、何か起 きたときには、村長は、県だ、国だという飛んで行かなきゃいけないという事項も発生する 可能性もあります。こういったときの交通手段、また、災害現場の視察だとか状況把握、そ ういったことで、ドクターヘリということでただ行くんではなくて、そういった防災ヘリま で負えられるようなことまで考えていたんじゃないかというふうに考え、当初は、私も、畑 だとか校庭だとかでとまっているんで、それでいいじゃないかなということも考えこともあ りましたが、ただ、周りを考え、ここまで来ていろいろ考えますと、あそこの校庭へおりて も、砂ぼこりがあってこの前来たときがすごかったんですが、水をまいてとめなきゃいけな いとか、ドクターヘリはそもそも緊急を要して時間をかけちゃいけないもんなもんですから、 来てすぐあれして乗せていけると。聞くところによりますと、ここから例えば信州大学病院 に行くとしたら、ヘリだと5分で行くそうです。広域の消防のほうにもちょっと聞きました が、広域の消防のほうとしては、ぜひヘリポートはつくってほしいと。調べてみました。こ の町村、東筑、麻績、生坂、筑北、これはあります。もちろん安曇野市も松本も塩尻もその 管轄にはあります。それは松本は広いんであちこちということじゃないんですが、そういっ たことで、一日も逆に言ったら待てないんで、何といっても人命が一番大事なんで、手おく れで助からなんだなんてことがあったら、これはひとつ問題。今までやろうということの計 画があったわけですので、これを何とかしてやろうという感覚で物を考えていただきたいと 思います。

平成28年の第2回の朝日村議会定例会に、私、一般質問でやったことがありますけれども、そのときは、村の大型事業についてどんなものがあるか、どのぐらい予算があるのかということでお聞きしたことがあります。そのときには、大型事業につきましては、西洗馬公民館建設の際の補助6,000万円、第5分団詰所建設事業に3,940万円、消防無線のデジタル化事業に7,000万円、ヘリポートの造成事業に1,000万円と、それから小学校プールの屋根の修繕、

美術館の収蔵庫の増設、そういったことをご答弁いただいたことがあります。

そんなことで、建設委員会なり前村長も、ヘリポートをつくるということは、やっぱり人命のあれを考えてくれていたんだな、あれはいいことだったんだなと、その当時は、私も本当にさっきも言いましたが、畑でもどこでもおりればいいじゃないかと。冬、雪が降って1メートル積もったらどこへおりるんですか。ここのあれだったら雪かきをやれるもんで、五、六回行ったりすればそこへヘリが来ておりられるわけなもんで、そういったことでぜひともヘリポートをつくってもらいたい。

また、ヘリポートも、ここは宅地に変換とか、そういったものは農地のあれの関係でできないかと思うんですが、万が一、周りに構築物ができたり、電柱だとかいろいろなそういったものができたときに、ヘリポートは今度はつくりたくてもできなくなっちゃう。周りにそういうものがある場所にはできないというような、いろいろ難しい規制もあるようですので、まず先にヘリポートをつくってもらわないとと思います。

それと、もう一つお聞きしたいんですが、今の予定地となっているそこの草のところになっているところ、あれは今は村の土地になっているわけですか。それとも借りているとか、 そんなことでしょうか。

〇議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

小林村長。

[村長 小林弘幸君登壇]

○村長(小林弘幸君) それでは、お答えいたします。

ヘリポートの件、先ほども申したとおり、今後、非常に財政的に負担のかかる大きな事業がめじろ押しであるということから、やっぱり何かを切っていかなくちゃいけないということはおわかりだと思います。その一つとして、それが例に、ヘリポートというのがその旗頭に上がってきたというふうに私は考えています。

先ほども申したとおり、固定化したヘリポートの計画は凍結したいというふうに申し上げました。これから検討していく、または後の答弁にも答えていくわけですけれども、あの場所を芝生化をして、今の予定地を、そしてそこに緊急の場合にはヘリコプターがおりられるような、そういったことができないか、そういうことで固定化したヘリポートというのが今までの考え方だったものですから、そんなふうに今、考えております。ですから、芝生化したところに緊急事態にはおりられる可能性があるということで研究はしていきたいと思います。

それともう一つ、あそこの土地はどうなっているかということですけれども、まだ購入もできていません。今度の、来年度の事業にあわせて地権者から購入するという今まで計画で来ておりますので、今は地権者のものになっています。

以上です。

上條議員。

○議長(塩原智惠美君) 上條議員、再質問はございますか。

[1番 上條俊策君登壇]

- 〇1番(上條俊策君) おっしゃることはよくわかりますし、お金がかかるということが今の 一番のあれになっているかと思いますが、全然話は別ですが、昔、財政でこれはやらなくて もこれからかかるんでというような話をしたことが何回もありましたが、村はお金なんか幾 らでもあると。そんな心配してもらう必要はないと言われたこともあります。そんな中で 3,000万円です。130周年記念のことは言っちゃいけないけれども、それに四千何百万円かけ て、これから人の命を守るというか、そのための備えということでヘリポートというものが あるわけで、今の村長のおっしゃった本格的なものじゃなくて、そこは芝生にして子供に遊 ばせると。ただ、その場合でも運用は難しいと思います。ヘリが来るとかそういう場合も、 どういうふうに使うのかというのも、まだ土地も村のものになっていないということも今お 聞きしましたが、そういったことで、ヘリポートとしてみんな考えて、安心もしているわけ ですので、蜂に刺されたら15分以内に注射をしなきゃいけないというのもあるみたいです。 そうじゃないと、蜂に刺されたら死ぬそうです。そんなこともありますので、そこは新村長 の公約にもありますけれども、安心・安全な村づくりということで、その中に防災拠点の整 備がありますけれども、ここは、まさしく防災センターのここでもありますので、場所的に はいいじゃないかと、一番いいんじゃないかという気がしております。村民の一番大事な命 を守る備えとして、ぜひともヘリポートの建設を外しちゃうんじゃなくて、一番先にやるぐ らいの形に今後検討していただきたいということでお願いしまして、2問目の質問を終わり ます。
- ○議長(塩原智惠美君) 上條議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番(上條俊策君) それでは、3番目の質問をさせていただきます。

火葬料の無料化についてということであります。

12月の議会でも、私、これを一般質問させていただいておりますので、中身はそんなに詳しくは申しませんが、火葬料の無料化ということで、昨年12月定例議会で一般質問で同じ質問をさせていただきました。

この松本平、中信地区で、朝日村は斎場というものはないものですから、その斎場を主に は塩尻の斎場を使わせていただいておるわけです。そういったことで、斎場経費というもの が今まで何もなくて、火葬料ということで、村民が全額負担を村民に委ねてきたということ です。

村の答弁で、他自治体は、当村と同規模のところで年間400万円ほどの負担金を自治体が 負担しているということをお聞きしました。朝日村では、過去年間50名ほどの方が亡くなっ ており、現在の火葬料、三万九千幾らだったかな、三万八千幾ら、4万円弱ですが、その4 万円弱を全額村負担としてもいいことじゃないんですが、50名ということで計算したとした ら、200万円あればその予算で村民が負担を無料にできるということであります。

ちなみに、安曇野市は火葬料無料です。山形村とか東筑の関係のあれは7,000円です。朝 日村だけが4万円弱払っているんです。村は一銭も斎場の経費とかそういったものは払って いないということでこの前もお話ししました。

そういったことで、前村長から、そういう質問に対しまして、今の話の中では早急にということでございますけれども、お互いに来年の4月は統一選挙でありますから、判断はその後にしていただくかなと、引き継ぐことはできるかと思いますというご答弁をいただきました。

村長から引き継ぎはあったかどうかわかりませんが、今回の予算にものっていませんでしたが、村民福祉ということで村長は大きく考えておられるわけで、これも村民全員が一度は訪れる火葬料です。ばらまきでも何でもないと思います。平等に誰でも訪れる、そういった火葬料でありますので、これをぜひともご検討いただき、村民のためにお金を使っていただきたいということでございます。

以上です。

○議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

〇村長(小林弘幸君) 中村前村長から引き継がれたかということですけれども、いろんなこ

とをいっぱい引き継ぎましたので、中には多分入っていると思います。

それで、ことしの肉づけ予算に盛られなかったということでございますけれども、まだその余裕がございませんでしたので、今後、もし必要なら補正予算等で考えたいと思いますけれども、ちょっとこんな考えでいますので、答弁をさせてもらいます。

無料化につきましてですけれども、朝日村の発展にご尽力された方々を丁寧にお見送りするということだというふうに思います。これは、本当に大変なことであると私も思っておりますので、先ほどの事業のいろいろ見直しを行って、大型予算がかかる云々ということを申し上げましたけれども、私の公約でもある、より人に軸足を移した政策を多くしていくということにもなりますので、利用料の助成制度について検討を始めたいと思います。

以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 上條議員、再質問はございますか。 上條議員。

[1番 上條俊策君登壇]

○1番(上條俊策君) 今、ご答弁をいただきました。前向きなご答弁ありがとうございました。

元号も令和になりましたし、村長も新しくなりました。ここで直せること、前向きなこと、 それをぜひ推し進めていただきたいということをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長(塩原智惠美君) これで、上條俊策議員の一般質問は終わりました。

◇高橋良二君

〇議長(塩原智惠美君)次に、2番、高橋良二議員。高橋議員。

[2番 高橋良二君登壇]

O2番(高橋良二君) 2番、高橋良二。

まず第一に、通学路の補修について。

村長の政策、公約で、子供支援として通学路の安全対策を挙げておられますが、通学路の補修を早急にお考えいただきたいと思います。

先般、保護者の方から通学道路に亀裂が何カ所もあって危険なので補修してほしいと言われ、実際に現地を歩いてみました。針尾から小学校までの間だけでも13カ所の亀裂が確認でき、これは早速補修すべきだと思いました。

村でもPTAでも道路点検をされると聞いていますが、特に通学路は、重点的に、最優先で補修する必要があると思います。報道で毎日のように、特に子供や高齢者の痛ましい事故を見るにつけ胸が痛みます。財政のこともあるかとは思いますが、安心して歩ける通学道路の整備を望みます。村長のお考えをお聞かせください。

〇議長(塩原智惠美君) お座りください。

ただいまの質問に対して、小林村長。

[村長 小林弘幸君登壇]

○村長(小林弘幸君) それでは、高橋良二議員の質問にお答えいたします。

質問にありますように、私の政策にありますが、子供支援、そこで通学路の安全対策、そ ういったものも盛り込んであります。

今ご指摘の、針尾から小学校の間に13カ所とありますけれども、私の立場で言えば、村内全てが対象となります。村道は131キロメートルあるそうですが、その補修計画を今練っております。そういったものにあわせて対策を行っていくということでありますが、緊急のものについては、都度都度随時修理をしていくということでお願いをしたいと思います。

以上であります。

〇議長(塩原智惠美君) 高橋議員。

[2番 高橋良二君登壇]

- ○2番(高橋良二君) 先ほどから伺いましたけれども、随時補修をしていくということですけれども、ハーモニー道路の横の歩道なんです。これがかなり幅広く亀裂が入っていまして、これが13カ所、幅広いやつだけです。細かいやつを合わせると物すごい数になります。この歩道をどうか早く整備してほしいということでございますが、いかがでしょう。
- ○議長(塩原智惠美君) 答弁をお願いします。

塩原課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長(塩原康視君) 議員ご指摘の、歩道の傷みということでありますけれども、 具体的にはそこにつきましても、定期的な点検により村としては把握しておりまして、今年 度の緊急の修繕の箇所となってございます。そのほか、村長が答弁させてもらいましたが、 緊急で対応する箇所につきましては、定期的な点検でその都度対応しておりますので、よろ しくお願いいたします。

〇議長(塩原智惠美君) 高橋議員。

[2番 高橋良二君登壇]

- **〇2番(高橋良二君)** 補修のほうは大体わかりましたけれども、できるだけ早急にお願いしたいということだけ申し上げて終わります。
- ○議長(塩原智惠美君) 高橋議員の第1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。 高橋議員。

[2番 高橋良二君登壇]

○2番(高橋良二君) 2問目ですけれども、村営墓地の設置についてです。

村では、人口増対策として、種々の政策を企画・実行されていることに対して評価しているところです。その中で、向陽台団地のように人口がふえていることは大変よいことですが、住民の方から、朝日村に永住していくのに、最後の終末を迎えたときに心配なのは、お墓がないことが心配の一つである。美しい環境の中に霊園をつくってもらえないかという要望も聞きます。私もその立場になったらと考えると同感であります。今後、村はそういう構想、お考えはあるのかお聞きいたします。

○議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁をお願いします。 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長(小林弘幸君) それでは、今の朝日に永住していくのにお墓がないことが心配、霊園をつくってほしいという質問ですけれども、今までも、前中村村長のときから霊園が必要ではないかというようなことでアンケート調査等もしております。そういう今、現在でありまして、今いろんな報道で墓じまいだとか、そういったような報道もかなりされていますので、国民の多くが共通のそういった課題を持っていると、そういうふうに私も理解しております。私の選挙運動中も、2名の方から具体的に樹木葬をするようなところがないかというような話も受けております。そういった中で、先ほども申したとおり、アンケートの調査結果がまとまってきましたので、それらをもとに今後、村内の関係者、お寺の関係になるかとも思いますけれども、そのような関係者の皆様とも相談をして、村営の霊園の可能性があるかどうかということで、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

〇議長(塩原智惠美君) 高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

- **〇2番(高橋良二君)** 前向きな答弁ありがとうございました。 以上で質問を終わります。
- ○議長(塩原智惠美君) これで、高橋良二議員の一般質問は終わりました。

◇ 清 沢 正 毅 君

〇議長(塩原智惠美君) 次に、3番、清沢正毅議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番(清沢正毅君) 3番、清沢正毅でございます。

私は、質問事項3問ご質問をさせていただきます。

最初に、第1問、朝日村第6次総合計画策定について。

第6次総合計画は、朝日村行政の根幹をなす最重要計画であることは、村民の皆さんも、 どこの自治体においても当たり前に認識されていることであります。

そんな重要な計画の制定に当たって、自治法上踏襲延長が認められているといっても、計画期間にブランクを発生させることは本来認められないことであると私は捉えております。

そもそも、31年度にはでき上がっていなければならないものであります。しかしながら、村長選挙の年であると同時に、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体化して取り組むということに対しては一定の理解はできるため、新たに一体化した第6次総合計画策定に当たって、村長のおっしゃる「住民参加型で全ての世代で福祉を実感できる村づくり」、「福祉あふれる元気で明るい朝日村をつくろう」が実現できる総合計画の完成を期待して、次の項目についてお伺いをいたします。

この質問の一部は、平成27年6月に、村長が議員のときに第5次総合計画後期基本計画について一般質問をされておられた内容と一部同様の項目もありますので、今回の策定に当たっては、多分その内容も十分に考慮されておられることと思います。

質問事項の最初ですが、再度確認をいたします。まち・ひと・しごと創生総合戦略が、ことしまでの計画となっていることから、今回制定する第6次総合計画の中に総合戦略の内容も一体化して計画に盛り込んで検討していくのか。その場合の創生総合戦略のレビューはど

のように行うのかが1つ目でございます。

2つ目ですが、総合計画の素案づくりには、村民及び村内各団体とのヒアリング、また、 社会情勢や生活環境等の分析にしっかりと時間をかける必要があると考えます。既に策定ス ケジュールが示されておられます。委託業者はどこが委託業者であるのか、その費用は幾ら かをお聞かせいただきたいと思います。

それから、企画班の構成はどんなメンバーなのか、そして、既に2カ月が過ぎておりますが、庁内ヒアリング、団体ヒアリング、村民アンケートの実施は順調に進んでいるのか、これが2つ目でございます。

3つ目、スケジュールでは、審議会が5月末開催となっておりますが、まだ人選ができていないのではないか、これは質問を提出するときはこの時点でありましたが、聞くところによりますと、6月20日に開催を予定しているというふうに伺っております。審議委員に任命された各メンバーがそれぞれに選ばれた自分のミッション、これをしっかりと自覚して審議会に臨むべきであるが、確実に動機づけをされていらっしゃるのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

それから、4つ目です。審議会からの最終答申が1月末となっておりますが、総合計画に基づき、前期基本計画の作成がされ、具体的な実施計画に落とし込まれるはずであるというふうに理解しておりますが、32年度予算作成にそれが反映できるのかどうか。場合によったら、もっと前倒ししたスケジュールにできないのかどうかをお伺いいたします。

そして、最後の5つ目ですが、総合計画推進に関連する個別計画が、例えば、朝日村行政 改革大綱を初め、数十件にわたって制定されております。今回のこの総合計画作成にあわせ て関連する個別計画も見直し、制定をしていくのかどうか。あわせて行っていくとすれば、 相当な体力が必要になってくることが私は予測されます。その場合、職員工数など含めてス タッフ対応に問題がないのか、それから委託業者への発注は、まち・ひと・しごと創生総合 戦略のレビューや、個別計画見直しまで含んで発注されているのか、以上5項目をお伺いい たします。

○議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

〇会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) それでは、清沢議員の朝日村第6次総合計画策定に ついてのご質問でございますけれども、まず最初に、まち・ひと・しごと創生総合戦略、こ としまでの計画となっているところから、今回制定する第6次の総合計画の中にその部分も 一体化して盛り込んで検討していくのか、また、総合戦略のレビューはどのように行うのか というご質問でございます。

これまでの朝日村第5次総合計画は、計画期間が平成30年度までとなっておりましたので、昨年度新たな総合計画の策定を行わなければならない時期でございましたが、ことしの4月に村長選挙が予定されていたこと、また、総合計画に大きくかかわりますまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が今年度までになっていたこと、また、長野県を初め、県内の市町村でもこの総合計画と地方創生総合戦略を一体の計画として策定しているところもございまして、当村におきましても来年、令和2年度を初年度とする朝日村第6次総合計画、それとまち・ひと・しごと創生総合戦略を一体の計画として策定することといたしております。

策定に当たりましては、村の人口目標となります人口ビジョンや、地方創生にかかわるまち・ひと・しごと創生総合戦略の内容も取り入れた朝日村第6次総合計画を策定しまして、その中から、国が地方創生創業戦略として示している4つの政策分野がございます。これは、雇用、人の流れ、結婚・出産・子育て、地域づくり・暮らしという4分野でございますけれども、そこに該当する項目を総合計画のほうから抜き出しまして、別冊に再掲する形で朝日村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定してまいる計画でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、総合計画の素案づくりには、村民、各種団体ヒアリング、社会情勢等分析に しっかり時間をかける必要があるということで、既に策定スケジュールが示されている中で、 委託業者、それと委託費用、企画班の構成、そういったものはどうなっているのかというご 質問でございます。

まず最初に、請負業者につきましては、公募型のプロポーザル方式により募集を行いまして、応募のあった2社の中から、京都市に本社を置きます株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所を選定いたしております。契約期間は、本年2月1日から来年、令和2年3月20日までとしておりまして、委託料は、税込み874万4,560円で契約を締結しております。

また、庁内の企画班につきましては、副主幹以上の職員19名で組織をしておりまして、計画策定に必要な資料の取りまとめ、また、村民アンケートや計画書など、審議会で審議していただく資料の素案について検討を行う予定でございます。庁内企画班は、4月の下旬に1回目を開催しておりまして、前第5次総合計画の成果を検証するためのシートの作成、村民アンケートの素案などの検討を行っております。現在、庁内の担当者は、それぞれ第5次総

合計画の検証シートを作成しておりまして、その検証シートをもとに7月3日、4日に庁内 担当者のヒアリングを行うこととしております。

また、村長のヒアリングにつきましては、6月20日に、団体のヒアリングにつきましては 6月下旬から7月5日までに行うこととしております。

村民アンケートにつきましては、村内在住の18歳以上、男女1,000人を対象に実施をする予定でございまして、施策や村づくりに対する満足度、今後の方向性等を把握しまして、計画策定のための基礎資料といたします。既に対象者1,000人の選定は終わらせておりまして、アンケートの内容を審議会に諮った上で、すぐに発送できるよう準備を整えております。

続きまして、審議会のスケジュール、また、審議会の委員に任命されたメンバーの皆さんが、自分たちのミッションをしっかり自覚して臨む態勢がとられているのかということでございます。

審議会につきましては、当初のスケジュールでは5月末の開催となっておりましたが、審議会の人選等もございまして大変遅くなりましたが、今月20日に開催することとしております。選定しました審議会の委員の皆様は26名でございまして、地域づくり、産業、福祉、子育て等村の施策に関係する全ての分野から各種団体長、個人を選出しております。また、総合審議会の委員のメンバーなどからも数名を選出することといたしました。選出した皆様には、事前に電話で連絡をとらせていただきまして、総合計画や審議会の内容等をお伝えした上で了承をいただき、会議通知と合わせまして、審議会に必要な参考資料等を事前に送付させていただいている状況でございます。

続きまして、策定の日程でございます。もっと予算編成にあわせて前倒ししたスケジュールにすべきではないのかというご質問でございます。

審議会の開催も当初より3週間おくれとなっていることから、審議会に諮るスケジュールにつきましては、改めて見直しを行い、審議会に提示していく予定でございます。計画策定につきましては、来年度予算に反映できるようなるべく前倒しで対応していきたいと思っておりますけれども、いい加減なものにならないよう慎重な審議も必要であると捉えております。最終的に、計画策定時期が予算編成に間に合えばよいと思いますが、予算案を最終的にまとめるのは、来年の2月上旬になりますので、新年度予算編成を進め、第6次総合計画との調整につきましては、予算編成作業と同時進行になる可能性もございます。その時点の状況を見ながら検討・判断してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後でございますけれども、総合計画に関連する個別計画がどうなるかというご質問でご

ざいます。

総合計画につきましては、基本構想で朝日村の将来像として、10年後にどんな村になっていてほしいかというものを描き、その基本構想を達成するために、基本計画をそれぞれ5年ごと、基本構想の実現に向けた施策の方向性を示すような計画となっております。こういったことから、総合計画は、いわば相場的な計画となっているものでございます。

一方、個別計画は、総合計画の下の計画としまして、総合計画の基本計画で示された施策をより具体化するための計画となっております。特に、個別計画が策定されている計画につきましては、村の重点課題であったり、国から策定を求められているものでございます。それらの計画につきましては、新しい総合計画が策定されても、その方向性が極端に変わるものではないと考えております。このため、個別計画につきましては、それぞれの改定時期に見直すものとしまして、特に、第6次総合計画の策定により、全ての個別計画を見直すということは考えていない状況でございます。ただ、内容によっては、一部見直しをかけなければいけないものも発生するのではないかということで見ております。

なお、今回の委託には、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定費用は含んでおりまして、 先ほど申し上げております個別計画の部分の見直しは含まれておりませんので、よろしくお 願いいたします。

以上です。

〇議長(塩原智惠美君) 清沢議員、再質問。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番 (清沢正毅君) 質問事項についてお答えをいただきましたけれども、現在の進捗状況 の中では、庁内ヒアリング、それから村長のヒアリング等にも取り組まれているということ ですが、そのレビューが今実際に実施されている、それは企画班が19名選出されて、4月の 段階から成果等についてずっと作成をしてきていますということでございますが、実際にこのレビューがしっかりとされていないと、やっぱり新しい計画にその内容が反映されていか ないということがあると思います。特に、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これについて は、KPIもしっかりと設定をされています。こういうものが実際にどういう結果であった のか、できなかったものが何なのか、できなかった理由が何なのか、こういうところが根底となって次への戦略に結びついてくる。当然、反省の中から次への展開もありますし、もう一つは、全くもう環境、社会情勢が変わったり、あるいはいろんな生活環境が変わってきて

いる、こういう中での新たな戦略、こういったものも当然出ると思いますが、まず、我々の 経験からしても、PDCAを回すには、レビューがしっかりされていないと次への展開が非 常に難しい。それから、ヒアリング等についても、アンケートについても、そのレビュー結 果をしっかり知らせて進めていくということが根底だと思いますが、その辺のやり方につい ては、当局としてはどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

〇議長(塩原智惠美君) 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) それでは、清沢議員の2回目の質問ということで、これまでの計画のレビュー等でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、現在、企画班のほうで取りまとめを行う中で、各担当者のほうにレビューシート、評価シートというものを作成しまして、それに記入するような形でその部分は取りまとめてございます。特に、第5次総合計画の中でも数値目標というものがございましたので、そういった数値がどうなっているのか、達成状況はどうなのかということを全て踏まえた上で、それぞれのヒアリングを行いまして、現況、課題、これからの解決策等をその中でつくり上げていくような形になると思います。

そういったことで、シートを策定して、第6次総合計画、それと前回のまち・ひと・しご と創生総合戦略、こちらもKPIという数値目標がございましたので、その辺の検証を進め てから第6次総合計画の策定に移る、そういう段取りになると思いますのでよろしくお願い したいと思います。

〇議長(塩原智惠美君) 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

- ○3番(清沢正毅君) レビューの件でもう一つお尋ねしたいんですが、そのレビュー結果については公表等はされるのかどうか、その辺はどうなんでしょう。私は、村民としてというか、議員の立場としては、ぜひレビュー内容を知っておきたいなと思うんですが、その件はどんなふうにお考えになるかお聞きしたいと思います。
- 〇議長(塩原智惠美君) 上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

○会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) レビュー結果につきましては、当然審議会のほうに は提示していきたいというふうに考えておりましたけれども、そのほかの公表につきまして は、またちょっと検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

〇議長(塩原智惠美君) 清沢議員、再質問ありますか。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番(清沢正毅君) ぜひ公表についてはご検討いただきたい。ホームページ上でも構わないと思いますけれども。審議会を通して議員のほうには多分伝わってくると思いますが、村民の皆さんもやっぱり関心を非常に持っていますから、その公表について、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。

それから、今回、総合計画策定、1年延ばしてしっかりと統一的なものでやろうということで、小林村政誕生まで総合計画策定を延ばしてきたということがございます。その村長の政治指針である全世代で福祉を実感できる村づくり、それから福祉あふれる元気で明るい村をつくる、こういった思いを村長の諮問機関である総合審議会発足時に、6月20日にあると思いますが、このときにしっかりとレクチャーしていただきたいなというふうに私は希望します。というのは、先ほども総合審議会のメンバーの皆さんが、ミッションをどのようにしっかり理解できているかというところが、村長の諮問機関である総合審議会、これは、やっぱり新しい小林村政が目指す政治指針が具体的な形で総合計画の中に盛り込まれていく、多分これを希望するのが村長の諮問の意味合いだというふうに私は理解しております。その点について村長のお考えを伺いたいと思います。

〇議長(塩原智惠美君) 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

- ○村長(小林弘幸君) 私のマネージメント手法は、清沢議員が全て知っていると思います。 私はこう考えます。全て今までどうだったかというレビュー。去年までの結果がどうだった かというレビュー。これがまずは基本になります。そしてその上に、そこの上に立つ者のビジョン、長期ビジョン、中長期ビジョンがしっかりそのレビューに絡まって、次の政策なり 次の新しいことが考えられるというふうに思っておりますので、今ご指摘いただいたように、 そういった諮問機関では私の思いを、私のビジョンをやはりぶつけていきたいと思いますのでよろしくお願いします。
- ○議長(塩原智惠美君) 再質問ございますか。 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番(清沢正毅君) ありがとうございました。

ぜひビジョンをきちっと進めていただきたいなというふうに思います。

私の今回の中でも、村民が元気で明るく生き生きと過ごしている状態、これはどういうことかということを自分なりにもよく考えたことがあります。朝日村の将来像が明確に見えている。その将来像に向かって確実に行政執行が展開されていることが村の活性化に結びつき、村の、村民の生きがいにつながるというふうに私は理解をしております。朝日村の魅力づくりにも、多分それが影響していくというふうにも思います。

ぜひこの総合計画がそういう機能を持ったすばらしい長期ビジョンになることを期待をしていきたいと思います。今まで行政のほうからお話ありましたことをしっかりと実行していただき、今回の第6次総合計画がすばらしい内容になる、そういうことを期待して、第1問目の質問は終わりにさせていただきます。

○議長(塩原智惠美君) 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

[3番 清沢正毅君登壇]

○3番(清沢正毅君) それでは、2問目の質問をさせていただきます。

2問目の質問につきましては、猿の被害防止対策の現状課題と今後の対応についてという ことでお伺いさせていただきます。

このテーマは、平成29年に先輩議員さんからも一般質問がありましたが、その後の対応と、 現状の課題と、これからの対応についてお伺いするものであります。

獣害防止柵が設置されてから、熊やイノシシ等の野生獣の出没は、十分とは言えませんが、 設置前よりは効果が出ていると認識をしております。しかしながら、いまだに猿には手を焼 いており、地元住民も大変困惑しているところであります。

私もことしの4月に針尾一之沢村道において猿に遭遇いたしました。慌てて役場の担当に現場の確認と対処をお願いいたしましたが、大きな猿が、四、五匹我が物顔に村道を歩いていたり、民家の屋根や庭木に登ったりしておりました。そのときに一番気になったことは、農作物への被害より、小学校児童の通学時に危険が及ばないかということが心配になりました。4月の選挙運動期間中においても、特に針尾地区の村民の皆さんから、最優先で猿対策を講じてほしいと強く要望もいただいております。本定例議会の冒頭の村長のご挨拶にも、基幹産業の農業を守りますとの政策の4項目めに、猿被害対策も急務な課題であると触れられております。

そこで、質問でございますが、1つ目は、前回の回答には、個体数の削減策と、銃器による殺傷と、罠による捕獲駆除で対応しているとのことでありました。平成29年以降、個体数の削減実績はどのくらいあるのか。それから、農作物等への被害実態はどうなのか。また、人的被害は発生していないのかどうかが1つ目でございます。

2つ目ですが、獣害防止柵設置は、昨年、御馬越地区の鎖川右岸への設置が進められておりましたが、設置計画箇所はほぼ完了したのかどうか。また、まだ未設置場所はあるのかどうかを教えていただきたいと思います。

3つ目ですが、平成29年の一般質問への回答ですが、まだ緩衝帯ができていないため、立 木等をつたって猿が出没している。さらに緩衝帯の整備を進めていくとの回答でございまし た。その後、上組地区から緩衝帯の整備を始められたように認識しておりますが、効果はど うであるのか。また、他地区への緩衝帯整備の計画はどうなっているのか、その点を教えて いただきたいと思います。

4つ目ですが、獣害防止柵及び緩衝帯設置後の維持管理については、地元住民が行うことを基本と朝日村はしております。現場実態を見たところ、必ずしもうまく運用されているように見受けられないところもございます。運用管理上の問題・課題は分析されておられるのかどうか。区長会、地区長会における地元の反応はどうなのか。また、地元管理に対する県・村からの補助制度等についてはどんなふうになっているのか。この点について4点目としてお伺いをいたします。

5点目ですが、獣害被害対策実施隊設置要綱、こういったものが朝日村にはございます。 この実施要綱における隊員は、現在何人が委嘱されておるのか。また、その機能が十分果た されているのかどうか、これについても5点目としてお伺いさせていただきます。

6点目、他の自治体においては、パトロール員を置いたり、モンキードッグの活用を図って効果を上げている自治体の事例も伺っております。朝日村としては、現状の獣害防止柵、 緩衝帯整備、地元運用管理及び鳥獣被害対策実施隊の施策の充実強化に特化し、新たな対応 策を検討する考えはないのかどうか。

7つ目ですが、とにかく農産物被害への影響回避も大変重要ですが、通学児童の安全確保 と高齢者への影響といった人的被害へ結びつかないよう、行政としてリーダーシップを発揮 していただきたい。

以上、7点についてお伺いをさせていただきます。

〇議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長(上條靖尚君) それでは、私から、清沢議員ご質問の猿の被害対策の現状課題と、今後の対策についてお答えをさせていただきます。

当村での猿を含む鳥獣による被害対策につきましては、これまでにも機会あるごとにご説明をさせていただいているところでございます。

この事業は、鳥獣の出没を抑制することにより、被害を減少させることを目的に、平成21年度から鳥獣被害防止柵の設置を行っており、設置の進捗にあわせ被害も減少しているところでございます。しかしながら、議員ご発言のとおり、猿の出没が村内で確認されており、昨年9月、議会で他の議員からもご質問いただき、答弁をさせていただいているとおり、被害も発生をしております。このことから、柵の設置と合わせ、緩衝帯整備を行っているところでございます。

それでは、議員ご質問の個体数の削減実績、作物等への被害実態、人的被害の状況についてでございます。

個体数削減策については、銃器によるものと、おりでの捕獲によるものを行っており、当村では、例年県から10頭の駆除許可を得て、銃器による駆除と、出没する箇所が限定している箇所には捕獲おりを設置しているところでございます。

近年の実績につきましては、平成29年度は猿1頭、そのほかとして熊1頭、イノシシ3頭、ハクビシン等の比較的小型の動物が2頭となっており、被害金額は約98万円でございます。

昨年度は、小型の動物 7 頭のみとなっており、被害金額は約58万円となっております。

人的被害については確認はしておりません。

次に、鳥獣被害防止柵の設置状況についてでございます。

現時点での計画延長は約23.4キロメートルで、これまでに整備を行った延長は約21.6キロメートルでございまして、実施率は約92.3%でございます。

未設置場所は、御馬越地区の鎖川右岸から野俣沢林間キャンプ場周辺と、あさひプライムスキー場周辺となっており、本年度は、御馬越地区の鎖川右岸、三俣周辺の500メートルを実施する計画としております。残るキャンプ場、スキー場周辺につきましては、先月開催いたしました朝日村鳥獣被害防止対策協議会において、本年度に整備の候補の検討を行うこととしております。

次に、緩衝帯整備についてでございます。

緩衝帯については、これまで整備がされておらず、猿の出没による被害が発生している地域を実施してきており、これまでに一定の効果があったと捉えております。

平成29年度から外山沢から西洗馬地区を実施しておりまして、昨年度は、議員お話のとおり上組地区周辺の実施をしております。効果につきましては、本年度の出没状況を注視したいと考えております。

今後の整備計画は、引き続き西洗馬地域となっております。既に区長さんを初め、地元の 役員、地元議員さんの皆さんから地域の取りまとめをいただいておりますので、昨年の引き 続きから実施を予定しております。

次に、被害防止柵等の維持管理についてでございます。

維持管理は、既に区、あるいは地区を中心に、地元の皆さんにより管理がされております。 しかしながら、議員ご指摘のとおり、うまく管理がされていない箇所も見受けられます。ま た、設置が進むことにより、延長がふえ、地元管理では対応できない箇所も出ております。 区長会、地区長会においてもこの件はご指摘をいただいておりますので、地元管理を基本と するところでございますが、今後の管理方法と費用負担について、朝日村鳥獣被害防止対策 協議会において、今年度検討することとしております。

次に、鳥獣被害対策実施隊についてでございます。

朝日村鳥獣被害対策実施隊は、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づき、平成26年度当村においても設置をしております。隊員は、朝日村鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づき、村産業振興課長を隊長とした朝日村猟友会員10名の隊員で組織され、朝日村鳥獣被害防止計画に基づく捕獲等の活動を行っております。

具体的には、近年の実績では、熊の捕獲、猿の追い払い、ニホンジカの捕獲、イノシシ被害防止の巡回、カラス被害対策となっております。

費用は、隊員報酬として、年5回を目安に特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償 に関する条例に基づき予算化をし、支出をしているところでございます。

私からは以上です。

〇議長(塩原智惠美君) 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長(小林弘幸君) 数点私が答弁する部分がありますのでお願いいたします。

朝日村として、新たな対応策をする考えはないかということでありますけれども、やはり これだけ住民からの要望が多くなってくると、次の一手を打たなくちゃいけない時期だと思 っております。近々猟友会の皆さんと打ち合わせに入りますけれども、その中で新たな対応 策を検討するということになると思います。

他の市では、猿をとるとかなりの補助金が出ると、国の補助制度に従って、そういったことも含めて今後の対応策を検討してまいります。

具体的な駆除方法についても、今まで銃器による殺傷ということも言葉では言っていますけれども、普通考えてみるのに、人家から200メートルというような法規の規制だとか、非常に撃つポイントが朝日村にはない、そういうふうにも見てとれますので、専門家の皆さんと一緒になって、もう少し深掘りをして検討するということかと思います。

それと、人的被害という件に関しては、余り今まで頭の中になかったことかと思いますが、 行政としてリーダーシップを発揮してほしいというような問いでありますので、そういった こと、人的被害、子供への被害が及ぶということは決してあっちゃいけませんので、そういった ったことも検討事項として今後捉えて、いろんな情報を得る中で検討していくということで お願いいたします。

O議長(塩原智惠美君) 清沢議員、ちょっと待ってください。

今、質問の中で答えていない部分があります。

上條産業振興課長、地元管理に対する国・県・村からの補助制度ということに対しての答弁をお願いします。

課長。

〔產業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長(上條靖尚君) 地元管理の負担につきましては、若干触れさせていただいたかと思いますけれども、いずれにしましても、区長、地区長会においてその辺のご指摘をいただいているということの中で、管理方法と費用負担については朝日村鳥獣被害防止対策協議会で検討させていただくということで、その中で村の補助等が発生するのであれば、そこで対応させていただくということになるかと思います。

維持管理についての県・国等の補助等については、特別交付税等ありますので、現在のと ころはそれで対応できるかということで考えておりますのでお願いしたいと思います。 以上です。

〇議長(塩原智惠美君) 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番(清沢正毅君) ありがとうございました。今、議長のほうからも、私が聞き直そうと

思ったら質問事項も聞いていただきましたのでよかったんですけれども、一番今回の防止柵 の管理について、地元といろいろ話をしている中で、地元の皆さんも、日常、自分の業務を 持ちながらやっている、そういう中から、そうはいっても自分の身は自分で守るという、地 域の安全も自分たちが確保する、こういう義務感は非常に持ってやっているわけですが、先 ほどの中の防護柵の緩衝帯の確保、これが今、上組から始まって、その後西洗馬だというお 話を伺っております。今回、特に、私どもに耳に入って、私は地元ですから、針尾地区から とにかく猿対策という話があるんですが、いわゆるいろんな環境によって実施が難しい場所、 緩衝帯を設けにくい場所があるというのを地元の皆さんも伺っておりますが、実際のところ、 防護柵はできました。あと管理は地元でやってくださいという今段階の場所がいっぱいある わけですけれども、そうじゃなくて、緩衝帯を設けるまでは、できたら村のリーダーシップ って先ほど申し上げましたけれども、その辺の言葉の中にも、緩衝帯までは何とか設けられ るような対応策をリーダーシップをとっていただきたいなというのが希望です。そのために、 今、県・村の補助制度はどうなっているかというところも伺ったところもありますが、森林 税とか、長野県内も早めにやっているわけです。国も森林環境譲与税、こういったものが今 度導入されてきているということであれば、できるだけ私有林の方々も、地主の人もいろい ろあると思いますが、こういう補助制度を大いに活用しながら、せめて緩衝帯が、さっき一 定の効果があるというふうに課長がおっしゃっていましたけれども、確かに効果が出るはず だと思いますが、なかなか緩衝帯がうまく機能していないところ、あるいは設けていないと ころから猿の出没があり得るというふうに捉えておりますので、防護柵の完成と、緩衝帯の 整備までは、ぜひ村のほうでリーダーシップをとっていただきたい。こういう補助制度をも う少し整備していただきながらそこまでやっていただけるようにお願いしたいというふうに 私思うんですが、その点どのようにお考えかをお伺いしたいと思います。

○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁をお願いします。

上條産業振興課長。

〔產業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長(上條靖尚君) ただいまの清沢議員の緩衝帯整備までは村のほうでのリーダーシップということでございますが、これについても、対策の協議会のほうで既に実施をしております。

21年から柵の整備はしてきたと申し上げましたが、当初の計画の中では、なかなか緩衝帯 と合わせての柵の設置ができていない箇所もございました。柵の設置をして、熊とか大型の 動物は確かに減りましたが、清沢議員おっしゃるとおり、木を伝ったりして、柵を乗り越えてくるという猿の出没がありますので、近年は、柵の設置と合わせて緩衝帯の整備をしているところでございます。

緩衝帯の整備も、既に補助制度を使っての整備を行っておりますので、引き続きこれまでに整備がされなかった箇所については、地元の皆さんと相談させていただく中で、整備できるところは整備を引き続き行っていく計画になっておりますので、また、出没が多いような箇所については、ご連絡をいただく中で確認をし、地元の皆さんからの要望と、地元の皆さんが受け付けしていただかなければできませんので、そんな状況で対応したいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(塩原智惠美君) 再質問ございますか。 清沢議員。

[3番 清沢正毅君登壇]

○3番(清沢正毅君) 緩衝帯の整備につきましては、ぜひよろしくお願いしたいと思います。いずれにしても、前提としては、私が考えているのは、まずは防護柵の機能というのは、当然緩衝帯と、それから電気柵の保守等含めて、その機能の充実が大前提であると思います。それから、その後出てきた野生獣について、これは後で多分また林議員さんのほうからも質問があると思いますが、出てきたものについては戻れなくなっちゃうという実態もあるようです。その野獣のほうが危険性が伴うということもあると思いますが、私が言いたいのは、まずは防護できるものを完璧に整備していくことを大前提として、もう出てきちゃったものについては、ぜひ銃器等、捕獲おり含めて、もうそれは個体数の削減、駆除、こういった方向に判断をしていく。例えば、出てきたからって村の当局のほうにお願いしても、銃器等の個体数の削減の判断、これを非常に迷っているということもあるようです。したがって、私の考えとしては、もう出てきたものはやっぱり危害が加わるんじゃないかということを大前提として、逆にもうそれは駆除をしていく対象として考えていってもらえればなというふうに思うんですが、その辺について、余り時間がないと思いますが、簡潔にお答えいただければありがたいなと思うんですが、どんなようにお考えになるのかよろしくお願いします。

〇議長(塩原智惠美君) 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

〇村長(小林弘幸君) 出てきたやつを殺しちゃえということですよね。言われることはよく

わかりますので、先ほどの銃器による処分等含めて検討したいと思います。

〇議長(塩原智惠美君) 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番(清沢正毅君) ありがとうございました。

前向きに検討していただけるということでございますので、この質問事項については以上 で終了させていただきます。

○議長(塩原智惠美君) 清沢議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をお願いいたします。

なお、時間が限られております。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番(清沢正毅君) 2つ目までで時間がほとんどないというのを自覚しておりますので、 3問目は、もう既に1番、上條議員のほうからも話がございましたので、重複する箇所がありますから、一旦私は質問事項だけはお話しさせていただきますが、その内容についてはほとんど答えていただいていますので、私の考えだけ述べさせていただきたいなと思います。

3つ目ですが、三俣森林公園作業棟の条例との乖離問題のてんまつと今後の対応についてということで、この内容は、何度も議会から村当局に是正依頼をさせていただきました。その経緯については、もう先ほどお話をいただいていますが、上條議員同様に、私のほうにもいろんな村民の皆さんから問い合わせがありまして、4月24日以前の新聞報道の内容しか理解できていない。25日以降どんな動きになっているのか。それから、今後、行政としてはどういうふうな対応をしようとしているのか。こういったことは、この一般質問を通して生の声で説明をいただきたい。こういうことだったものですから、あえて一般質問に取り上げさせていただきました。

4月25日の議会全員協議会においては、村民代表として、議会に対して前中村村長から条例改正の公布処理が適正に行われていなかったことの謝罪、それから、行政の責任者としての説明責任を村民の代表である議会に対してはしっかりと果たしていただきました。そして、今後の対応については、新体制のもとでお願いすることになることの謝罪もあわせていただきました。再度条例改定が正しく処理されていなかったことのてんまつについてご説明いただきたいというのが1間目の質問なんですが、これは、もう先ほど上條議員さんの質問に対して解答いただいていますので、てんまつの内容についてはわかりました。

2つ目ですが、議会が適正化を求めている現条例にあわせて、グループバンガローの撤去、利用者への還付金、それから指定管理者への対応等について、その時点では条例改定の議決があったことや、未制定であったことが不明だったんですが、今回、条例未制定が発覚したことによって、現状問題点を行政当局としては、今後どのように善処しようとしているのか、これについても先ほどもうお答えをいただいております。

- ○議長(塩原智惠美君) 清沢議員、時間となりました。
- ○3番(清沢正毅君) 失礼しました。じゃあ、時間となりましたので私は先ほど聞いていますので、ぜひ今後の対応をきちっとやっていただきたいなということをお願い申し上げまして、私の質問は終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長(塩原智惠美君) これで、清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時とします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長(塩原智惠美君) では、これから再開します。

◇髙橋廣美君

〇議長(塩原智惠美君)次に、5番、髙橋廣美議員。髙橋議員。

〔5番 髙橋廣美君登壇〕

○5番(髙橋廣美君) 5番、髙橋廣美です。

私は、2問質問させていただきます。

1問目であります。

改正子ども・子育て支援法成立に伴う村の対応についてであります。

10月から3歳~5歳児は原則として全ての世帯で、ゼロ~2歳児も住民税が非課税の世帯は、保育料などが無料になる予定であります。

我が朝日村においては、少子化・子育て支援・人口増対策の観点から、既に3~5歳児に おいては先行実施しております。

村長の所信表明演説の中でこの件にも触れており、そこでは、小学校の給食費の無料化に 充てるとありました。今、この小学校の件の賛否は別の機会に譲り、あさひ保育園の問題を お聞きしたいと思います。

まず、増加傾向にある未満児対策は、保育士の確保等十分なされているか。

2番目、より高い安心・安全なセキュリティー対策は大丈夫か。

3番目、未満児混在の園庭は安全が確保できているか。

4番目、幼保無償化になれば、今後は質の高い保育が必要となりますが、その対策は。

以上の観点から、再度あさひ保育園として、他市町村の保育園との差別化を図るためにも あらゆる角度から見直しが必要ではないかと思います。当局の見解をお聞きしたいと思いま す。

○議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長(清沢光寿君) それでは、髙橋議員の改正子ども・子育て支援法成立に伴う村の 対応についてお答えさせていただきます。

まず、1つ目の増加傾向にある未満児対策は、保育士の確保等十分なされているかという ご質問でございますが、今年度、あさひ保育園での未満児の受け入れ人数でございますが、 ゼロ歳児7名、1歳児14名、2歳児15名の計36名で、昨年度と比べますと4名増加してござ います。

保育園が新しくなりました27年度以降、未満児保育の受け入れ人数の平均は28名でございまして、年々微増ではございますが増加してございます。これらの要因として考えられることは、共働きや、女性の就業率の上昇、核家族世帯の増加などによるものと捉えてございます。そのため、昨年度から未満児室が手狭となったため、多目的室を未満児室として活用しています。

村では、これまでも待機児童を出さない方針で取り組んでおり、本年度も入園希望者全員 を受け入れていただいております。しかし、議員ご心配のとおり、未満児保育に当たりまし ては、保育士の確保が課題で、募集しても見つからない状況がございました。保育士資格を お持ちの方などにお声がけしたり、ハローワーク、大学、長野県保育士人材バンクなどで何 とか探し、今年度の必要な保育士を確保したところでございます。

今後も、子育て担当職員や、保育園長とともに危機意識を持ち、妊娠中からの聞き取りなどから保育希望があるかないかといった状況把握を行いながら、早い段階から確保に努めるとともに、保育士の賃金の処遇の改善等も含め考えながら、待機児童が出ないよう保育士の確保に取り組んでまいります。

続きまして、より高い安心・安全なセキュリティー対策でございますが、こちらにつきま しては、平成30年12月にも同様のご質問がございましたので、若干重複いたしますがよろし くお願いいたします。

平成27年に開園した保育園、5年目を迎えております。園舎は、自由に出入りできるわけでなく、周囲全てはフェンスで囲まれてございます。また、事務所内に防犯カメラを設置してございます。昨年度は、施錠中でも必要に応じて無線で来園者と会話ができるよう保育園の入り口にインターフォンを設置し、園外保育やお昼寝中は、クラスの玄関の施錠をし、安全対策を講じているところでございます。

また、万一不審者が園舎内に侵入してくる場合もございますので、各ドアや窓の施錠をすれば、不審者を防ぐことができるという対策もとっておりますし、さすまたを設置、また、 保育士の安全に対する研修を行い、不審者の対応訓練も実施しているようでございます。

しかし、時代の実情とともに、これまでとは違う見守り活動や安全対策が必要と捉えてございます。今後は、髙橋議員ご質問のとおり、より高い安心と安全という部分で、フェンスのかさ上げの検討、侵入者の抑止としての、園外ですが防犯カメラの設置、夏場は網戸対応をしてございましたが、早急に空調のエアコンをつけ、施錠に努め、安心・安全な対応を心がけたいと考えてございます。

また、もう一点、保護者や地域住民、関係機関と連携し、日ごろの保育時間帯に見守り活動をしていただける組織づくりができないか検討していければと考えてございますので、その際はご理解とご協力をお願いいたします。

続いて、3つ目の未満児混在の園庭は安全確保ができているかということでございます。 こちらも前回一般質問がございましたので、一部重複いたします。

ゼロ、1、2歳児の園庭につきましては、未満児用園舎の前に一部確保してございます。 なお、国の保育運営基準におきましては、乳児、1歳に満たない子供や、満2歳に満たない

幼児における保育園の設置基準におきましては、園庭を設けることは特に基準として設けられてございません。年齢により遊ぶ広さや遊び方はさまざまでございます。2歳児は、未満児用の園庭ではなく、他年齢の子供とは区別をして、広い園庭で遊ばせるなど、今ある環境の中で工夫をしながら保育をし、子供たちが窮屈な中で危険を伴うような状況にはないこと、また、混在した保育はしていないということで保育士から確認をとってございます。

また、園の周辺には、グラウンド、縄文むら公園、子育て支援センターなど遊ぶ場所は豊富にございますので、これらを最大限に活用し、安全確保を図ってまいります。

続いて、最後の4つ目でございますが、幼保無償化になれば、今後は質の高い保育が必要 というものでございます。

議員ご承知のとおり、国は、本年10月から幼児教育・保育の無償化に取り組むこととして おり、全自治体で無償化が実施されます。これにより、他自治体との差別化が今後必要不可 欠になるということをご指摘だと捉えてございます。

現状を見ますと、あさひ保育園は、温かみのある木の園舎、地中熱による空調設備、屋根つきのプール、広い園庭など他の自治体には負けないほどすばらしい園舎がございます。また、保育園周辺には、グラウンドや縄文むら公園など多くの施設があり、遊ぶ環境が整備されてございます。また、他にない差別化としましては、畑で野菜を育て、食に関心を持つ取り組みや、小学校のALT、外国語指導助手が月2回、英語遊びに保育園に行っています。また、幼少児体育指導員による運動指導など村独自の活動を実施してございます。さらに、今年度からは近隣の保育園には見られない相談支援体制の強化を図るため、教育委員会に適応支援員を配置し、定期的に園児の様子を見て、困り感のあるお子さんの保護者支援を行ってございます。また、医療支援を行うため、通常は医療行為を行う時間の配置のみが多いわけでございますが、村では、常勤の看護師を今年度配置し、手厚い体制により保育を行っているところでございます。

今後も、未来を担う子供たちの保育が、何が必要なのか、保育所保育指針、こちらは厚生 労働省が出しているものでございますが、この指針に基づきながら保育の充実に努め、核家 族化が進展する中、保護者のニーズを的確に把握し、支援体制の強化を図ってまいる所存で ございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 髙橋議員、再質問はございますか。

髙橋議員。

〔5番 髙橋廣美君登壇〕

○5番(髙橋廣美君) ただいま、次長のほうから4項目にわたって答弁いただきました。

保育士の確保、なかなかどこの自治体も難しいということで、最近では、採用を前倒ししてとか、そういったようなことでも競争になっているというようなことで、あさひ保育園でもかなりその辺も意識しながら確保しているということで、まずは安心をいたしました。

セキュリティー対策においても、ほぼ女性ばかりの職場であるということから、その点も十分考慮して、今もかなりはやっておられるようですが、より、今次長言われるように、フェンスのかさ上げとかその他保護者も含めた地域の見守りというようなことも、その辺の啓蒙活動も入れながら対策をとっていただきたいというふうに思います。

それから、未満児の遊び場ということで、一部話がありまして、芝生を敷きたいというような話もあって、予算がその点どうなのかというような話も聞いておるんですが、そこらは難しいことでしょうか。その点はいかがでしょうか。

〇議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

清沢次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

- ○教育次長(清沢光寿君) 髙橋議員、2問目のご質問でございますが、芝生の関係でございますが、今月、保育園のPTAとか保護者の作業がございまして、未満児室の前に、一部先ほど申しましたが、未満児専用の園庭がございます。そこの一部に芝生の、本当に1畳ぐらいの部分なんですが、種をまきまして、少し芝生をしてみたいということで、その程度の状況で考えてございまして、なぜそこを園長の考えもありまして、芝生化にしたというのは、小さなゼロ歳児が、やはりなかなか歩いて生活することができない部分がございますので、少しうつ伏せでよちよち歩きをするときに、芝生があれば少し遊べる環境が整うのかなということで、その程度で考えてございますので、よろしくお願いいたします。
- O議長(塩原智惠美君) 髙橋議員、再質問ございますか。

髙橋議員。

[5番 髙橋廣美君登壇]

○5番(髙橋廣美君) ありがとうございました。

4番目の、今後は質の高い保育が必要ではないかと、この点について少し。

全国どこでも無償化になると、もちろんこの近隣もそうです。そうすると、保育園、幼稚園、これももう全て今同じような内容になっているんではないかと思うんですが、その点に

ついての差別化、より高いというか、先ほどからお聞きすると、朝日村独自のこういった環境の中で、すばらしい環境の中で園児が育っているということでは、これも一つの差別化ではあるんですが、内容として、これからこれは賛否いろいろあると思うんですが、例えば小・中一貫校に入学する子供、これはそういった準備が整う幼稚園へ入れるんだというような選択肢もあろうかと。私どもの場合は、でもそれは念頭に置きながら朝日村独自の保育をしていくというようなことで、常に保育士にそういった面も含めた研修をしながら、保育士さんのレベルアップも含めて質の高い保育園、その点での差別化というようなことも考えながらやっていっていただければなというふうにも思うんですが、将来にわたってのことなんですが、この辺はどのようにお考えですか。お聞かせ願えればと思いますが。

〇議長(塩原智惠美君) 清沢次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

〇教育次長(清沢光寿君) それでは、髙橋議員の3問目のご質問にお答えいたします。

今、髙橋議員がおっしゃっていただきましたとおり、差別化という部分の中には、保育士 の考え方が非常に大きくかかわってくると思っています。

その中で、保育士は今、東筑摩郡内の保育士が集まる機会がございまして、そんな研修の中でも、皆さんが集まった中で、やはりいろんな場面を、いろんな保育園を見て研修していかないと井の中の蛙になってしまうという部分もありますので、そんなところでいろんな保育の質を高めるために研修に出ております。研修機会を通じた後、それを職員間で共有して、その中で何ができるのかということを検討してございます。ですので、新しい質の高い保育の中に、幼稚園と比較したときに、幼稚園と保育園、何が違うのかという部分を園長にも確認したんですが、やはり一番は、小学校に上がるに当たって、生活という部分で一連の流れができることがやっぱり保育園も幼稚園も変わらないんだと、やることは変わらないんだということを言っていましたので、1年生に上がったときに皆とともに生活ができるようなことをやっていくことが、保育園の一番の重要なことだと思っていますので、その中でどういったやり方があるかとか、そういったものは保育士の今後の研修の中で決めていきたいと思っていますので、そんなことでご理解いただければと思っております。

よろしくお願いします。以上です。

○議長(塩原智惠美君) 髙橋議員、再質問はございますか。

髙橋議員。

[5番 髙橋廣美君登壇]

○5番(髙橋廣美君) ありがとうございました。

あさひ保育園なりにそういったポリシーを持ってやっているということで、まずは安心を いたしました。

この件をもちまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長(塩原智惠美君) 髙橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

髙橋議員。

[5番 髙橋廣美君登壇]

○5番(髙橋廣美君) 2問目の質問をお願いします。

朝日村の森林、林業に対する考え方を問うということでお願いをいたします。

朝日村の総面積の約87%を山林が占め、カラマツを初めとした木材資源は末期を迎え、その有効利用が叫ばれ、あさひ保育園、かたくりの里、そしてこの役場庁舎建設に至りました。しかしながら、相変わらず木材価格は低迷、新しい木材の流通も難しい面もあります。そこで、森林の持つ公益性、多面的機能を考えるなら、焦らず、現状に合った対応が必要ではないかというふうに思います。

まず、第1、現在進めているゾーニングによる計画的な森林整備の進捗状況です。

2番目、村産材の需要拡大を図るため、簡易製材機等による材の提供。

3番目、森林セラピーを念頭に森林公園の整備と近隣医療機関との提携はどうか。

4番目、松くい虫対策について、この問題は、逆に焦るといいますか、急がなくてはなりません。他市町村の対応の反省も踏まえ、スピーディーな判断と決断で早期に食いとめる対策が必要であると思います。

以上の点について、当局の見解をお聞きしたいと思います。

○議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長(上條靖尚君) それでは、私からは、髙橋議員ご質問の森林林業に対する考え方についての現状等を踏まえた中で、1番と2番についてお答えをさせていただきたいと思います。

髙橋議員ご質問にもありましたとおり、木材価格については低迷が続いておりまして、さらに木材流通の仕組みづくりも難しい状況となっていると捉えております。

しかしながら、当村の森林は、戦後の拡大造林後、先人の育林により、伐採をし、活用できる森林となってきております。そこで、当村では、平成27年度から地方創生交付金を活用し、木質バイオマス循環自立創生事業として、木材利用の方向性について木質資源循環事業検討委員会を立ち上げ、検討を行ってきており、議員からもご承知をいただいているところでございます。

この検討委員会では、これまでの調査から、昨年度は、生産森林組合有林を中心にゾーニングを進めてまいりました。ゾーニングは、生産森林組合有林において、木材生産やキノコなどの特用林産物の生産林、地産事業や災害に強い森林づくりを必要とする水道保全林や、そのほかレクリエーション林など利用目的により工夫し、適正な森林経営を行う判断ができるものとなります。

これにより、生産森林組合では、森林経営判断を行う上で、意思決定が容易になると考えております。したがいまして、髙橋議員お考えのとおり、現状に合った対応も考えられるようになり、計画的な森林整備につながるものと捉えております。

本年度から森林環境譲与税が譲与されることから、これを有効活用する上でも、全村的に 計画的なゾーニングを行い、森林経営管理法の趣旨に沿った森林所有者の責務の明確化を行 うことにより、適切な森林管理につなげていきたいと考えております。

次に、簡易製材機等による材の提供についてでございます。

材を用材とするには、製材、乾燥が必要となります。これまでに、木質資源循環利用検討 委員会では視察等を行い、この実施に向けて検討を行ってまいりました。結果として、実施 するには、施設と設備、整備に多額な費用が必要となること、また、安定した木材流通の仕 組みの構築が必要になることが課題になると考えております。

そこで、木質バイオマス循環自立創生事業では、少量の木材流通で対応できる木工クラフト用としての用材流通の仕組みづくりを検討しており、短期プロジェクトとして実施を検討しております。

そこで、髙橋議員ご提案の簡易製材機による製材は、整備コストも少額が見込まれ、容易に製材が可能であり、広葉樹であれば天然乾燥でも活用が可能であると考えております。そこで、今年度は、検討委員会では実証事業として計画しており、具体的に進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

〇議長(塩原智惠美君) 小林村長。

[村長 小林弘幸君登壇]

○村長(小林弘幸君) それでは、私のほうは、3番目と4番目の質問に対してお答えをいたします。

まず、森林セラピーの関係についてでございますが、森林公園の整備、医療機関との提携 ということですが、具体的には、現在話は進んでおりません。ご存じのとおり、87%の森林 を持つ朝日村としては、今後の研究課題という捉え方で現在おりますので、よろしくお願い します。

それと、次に、松くい虫の対策についてということですが、ちょっとこれは時間をかけて ご説明をしたいと思います。

いよいよ皆さんもお気づきかと思いますが、松枯れがポツポツと目につく状況になってきました。今までの対応は、検体をとって検査をして、松くい虫が原因かどうか判断をして、 それが原因であれば伐倒し、燻蒸処理をするという非常に日程のかかる対応となっておりました。

ここで、少しデータでお話をしたいと思います。

松枯れの検体検査は、平成25年から始まっております。平成30年まで約5年間で64本を検査しました。そのうち、松の材線虫が確認できたものは7本、しかも、これは29年と30年、5年間でも後半の2年であります。約11%が松くい虫の被害木ということでありました。発生率をちょっとひもといてみますと、平成25年はゼロ%、26年はゼロ%、27年もゼロ%、28年が5%、29年が24%、30年が22%、徐々に検査した中から松くい虫が発見されている確率がこのように変わってきているということであります。

ことしに入り、3月から現在までに36本の松枯れが確認されております。そのうち、7本の検査をした結果、もう既に6本、86%が被害木であるという状況です。残りの29本は、今検査待ち、または検査の準備中ということですが、もう今データでお話ししたとおり、発生が急上昇してきたという状況です。

そういう状況におきまして、今後につきましては、枯れ始めた松、これは検査を待たずに 伐倒して、燻蒸処理が必要かと思います。それと、松本市側の今井堺の松枯れがかなりすご いということはお気づきかと思いますが、この点については、松本市に再度文書で早期処理 を要請してまいります。

そういう中で、今後の課題ということになりますが、伐倒、燻蒸処理をお願いしている業 者の皆さんの人手が今後不足して、作業が追いつかなくなる可能性が大であります。そうな りますと、今議員もご心配しているとおり、もう手のつけられない状況になってしまいます から、並行して次の方策の検討に入ります。

これは、まだ情報のみで、詳しい調査にまだ入っていませんが、ヘリコプターによるピンポイントで枯れた松を狙い撃ちして消毒するという方法があるようです。今まで私たちの知っているヘリコプターの活用というのは、昔田んぼに薬剤をまいたような、腕を広げて全体をやる方式ですが、1本枯れた松だけを狙って撃つ、発射できるような今装置があるようです。それを使うことによって、そこに飛びつくカミキリムシだとか、そういったものが早く駆除できるというような、かなり効果も目に見えているということを情報として得ておりますので、そんな方法の検討に至急入る必要があるというふうに思っています。

いずれにしましても、今までとは違った危機感を持って松くい虫対策、もうこれは次の新たなステージに入ったという認識でいかないといけないと思いますので、そんなことも考えて対応をとっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 髙橋議員、再質問はございますか。

髙橋議員。

[5番 髙橋廣美君登壇]

○5番(髙橋廣美君) まず、3番目の森林セラピーを念頭に森林公園をと、この点についてであります。

三俣の作業棟の件でもありました。あの周辺の環境整備といいますか、そのためにあの作業棟ができたというような、そのころの経緯を考えると、いま一度あそこは森林公園という位置づけで整備をし直すということで、しかも、それを森林セラピーとつなげていくと、このような考え方で再度検討をしていただきたいというふうに思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

小林村長。

[村長 小林弘幸君登壇]

- **〇村長(小林弘幸君)** 先ほども、これからの研究課題というお話をさせていただきましたけれども、そういった点も研究課題にしたいと思いますので、よろしくお願いします。
- O議長(塩原智惠美君) 再質問はございますか。

髙橋議員。

[5番 髙橋廣美君登壇]

○5番(髙橋廣美君) 最後の松くい虫対策であります。

小林村長、従来とは違った観点から対策を立てていくということで、スピーディーな対応 を望むところであります。

これについては、他市町村がやっているような空中散布というか、その辺の考えはないということで、ピンポイントで行くということでいいわけですね。

〇議長(塩原智惠美君) 小林村長。

[村長 小林弘幸君登壇]

○村長(小林弘幸君) その辺もまだ研究不足であります。ただ、素人的に考えても、山全体を空中防除をするということは、マツタケに対してどういう被害があるだとか、いろんな環境面がありますので、ちょっとそれは一足飛びには無理かなというふうに思っています。

先ほどのピンポイントで狙い撃ちをする銃の発射するようなものがあるということのようですので、それだったらまだ可能性はあるかなというふうに考えておりますので、今後の早急なる研究課題としたいと思います。

○議長(塩原智惠美君) 再質問ございますか。

髙橋議員。

[5番 髙橋廣美君登壇]

○5番(高橋廣美君) 今の続きでありますが、東筑も、筑北のほうをずっと見てくると、もちろん松本近辺もそうですが、今は、初期、中期、もう後期ですか、二次被害といいますか、もう手がつけられなくなって倒れてくると、そういう二次被害対策で松くい虫の防除といいますか、食いとめるという段階ではないというふうに来ている。そういった経緯も踏まえ、それを反省に、だから山全体、どこを集中的にやるかということも含めて研究していかないと、同じようなことをずっとやっていたんでは、これは公費といいますか、幾ら補助があっても村費でそこにどのくらい投入するかわからないほどの費用がかかってしまうということなんで、早期にやる部分と、その先も見据えたというようなことで十分研究してやっていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長(塩原智惠美君) これで、髙橋廣美議員の一般質問は終わりました。

◇ 林 邦 宏 君

〇議長(塩原智惠美君)次に、6番、林 邦宏議員。林議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

○6番(林 邦宏君) 6番、林 邦宏です。

私は、4問について質問させていただきます。

まず、最初の1問なんですけれども、村道西洗馬87号線改良工事で寸断された既存道路は。8月には村道西洗馬87号線は工事完了となり、供用開始となると伺っております。

「工事につき通り抜けできません」の工事告示立て看板が、中組の入り口と、上組出口、 通称長坂上部に立てられたのは、昨年の秋口でした。この看板が撤去され、工事前と同様に 通行できるのを千秋の思いで待っていた方々が、工事現場を下見して異口同音に、5メート ルを超える掘削の深さと、既存道路は20メートル以上寸断されている。どうやってあののり 面を上り下りして行き来するのかを尋ねられました。

当局のお考えをお聞きいたします。

○議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

〇建設環境課長(塩原康視君) 林 邦弘議員ご質問の村道西洗馬87号線道路改良工事で寸断された既存道路についてお答えします。

初めに、道路改良事業村道西洗馬87号線の工事につきましては、現在、平成30年度繰り越 し事業が6月末の竣工予定であり、その後、舗装工事実施後、供用開始予定であります。

ご質問の村道西洗馬87号線道路改良工事により寸断されている道路は、村道西洗馬8号線であります。この道路は、中組の県道から、上組の通称長坂上部までの間、延長682メートルの村道であります。そのうち、道路改良工事により寸断されている部分は、車道幅員が1.5メートルの未舗装道路部分の延長25メートルであり、現在、高さ4メートルから8メートルで掘り割られている状態であります。道路改良工事終了後も現状と同じ状態であります。この改良工事は、県道へのアクセスがよくなることを目的とした道路改良事業であり、事業推進に当たりましては、地域住民の方を対象としたワークショップ、事業説明会を繰り返し開催し、地域住民の方の同意を確認しながら進めてきております。

村道西洗馬 8 号線の寸断につきましては、昨年、関係する地権者の方を対象とした 2 回の説明会で道路寸断について了解いただき、さらに、工事着工直前に開催いたしました地権者及び地元地区住民及び周辺地区長の方を対象にした事業説明会においても、道路改良工事の設計内容について了解いただいてきております。

村道の認定及び廃止は、道路の適正な管理と、道路網の整備を図ることを目的に、道路法第8条、第10条及び第18条の規定に基づき行っております。

今回の事案は、第18条の市町村道の区域の変更に該当し、地域住民の同意があり、周辺地域、沿道土地における土地利用上の変化などにも、変更しても公益上支障がないと認められたため、変更したものでございます。

なお、寸断された箇所につきましては、転落防止用のフェンスが設置される予定となって おります。また、工事竣工後は、寸断された村道西洗馬8号線の未舗装部分の出入り口に案 内看板の設置により、通行できない旨の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長(塩原智惠美君) 林議員、再質問はありますか。

林議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

○6番(林 邦宏君) この村道8号線の件なんですけれども、まず、結果的には、この道路は680メートルっておっしゃっていましたけれども、寸断されちゃいますと、要するに道路の機能が消滅しちゃうわけです。ということは、イコールで行けば、もう廃道というような形になる。そうしますと、やはり地区住民、もしくは関係者に関しては、懇切丁寧な打診をし、そして了解をとらなくちゃいけないんじゃないかなと思います。

これに関しては、上組の人たち、もしくは関連する中組の一部の方たちが尋ねられまして、とにかくこの村道87号線というのは、そもそも道路改良に対応するというのが、既存の上組住民、もしくは向陽台の人たちが生活道路として使っている既存の村道西洗馬7号線、これの道路改良というのが部分的にすれ違い、もしくは危険箇所を撤去してほしいと、そういう要望が出ていて、いや、この道路はもう危険極まりない、そして危ない道路だと、そういうことで新しい道路をつくるからということでこの道路がつくられた背景があり、その用途としては、向陽台の人たちの専用道路で、なおかつ向陽台の人たちの集会設備を旧おひさま保育園に設定すると、そんなような背景のところに、非常に地形的には厳しいところに、ああいう道路が設置されたんじゃないかなと思います。

ここの村道8号線に関しては、先人が、かつて林業が盛んであったころ、特に外山沢の方面には、この道路の延長の終点は、外山沢の山の神様のあるところまでつながっていて、現在林業が衰退したりもろもろで、そこのところはもう廃道というか、跡形がある程度しか残っていませんけれども、そういう中で、やはりこの道路は、あそこには桜坂公園が平成13年にできて、そして現在植えられている桜がそれなりに成長し、なおかつ、これからいよいよ日の目を見るというような思いのとき、この道路に関しては非常に利用価値があったんじゃないかというふうな皆さん、思いを持っています。特に、中組の方たちから来ると、あそこは草つきの道路であって、以前その当時、場合によってはアスファルトにしようかという話もあったみたいなんですけれども、そうでなくて、草つきの散歩、もしくは公園につながる道路なんだからやはり自然のものがいいだろうと、そういうことで対応したみたいなんです。それが突如として、道路ができたことによって寸断されちゃったということで、これに関しては、やはり寸断ということに関しては非常に関係者にとってはショックであるということで、何とかこれがのり面を乗り越えてでも何とかしてほしいという、そういう要望が出ております。だから、これに対して再度検討していただきたいと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

〇議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

塩原課長。

[建設環境課長 塩原康視君登壇]

〇建設環境課長(塩原康視君) 2回目のご質問について回答させていただきます。

今回の村道西洗馬87号線の改良工事の必要性については、先ほど述べさせてもらいましたけれども、現在、寸断されております村道8号線につきましては、既存の向陽台を経由して、西洗馬7号線、通称長坂を利用していただいて、外山沢まで行くことを代替手段としていきたいと思っております。

全ての道路を整備することが理想ではありますけれども、限られた予算の中で皆さんが利用しやすい環境にするためには、やはり今回の87号線を整備しまして、その代償としまして8号線が一部寸断されたわけですけれども、これは公益上支障がないというふうに判断して実施をしてきておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(塩原智惠美君) 林議員、再質問はございますか。

林議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

- ○6番(林 邦宏君) この87号線の改良工事に当たって村道8号線が寸断されるということに関しては、本当に全ての方がこれを受けとめて対応したかということに関しては、非常に疑問が残ります。私自身も間接的にはいましたけれども、寸断されるということに関しては聞き漏らしたのか定かではありませんけれども、やはりその辺については非常に不明瞭なところがあります。既存の特に生活道路であり、公衆道路であって、それをもろもろの方がいろいろな形で利用している。それが遮断され、なくなってしまうということに関しては、やはり非常に問題があるんじゃないかなと。なおかつ、そういうことが発生するならば、懇切丁寧な説明をしなくちゃいけないんじゃないかなということで、この村道8号線という名前すら皆さん理解していなくて、あれは、場合によっては赤線に近い形で、赤道、もしくは里道というようなそういうイメージで思っていたんじゃないかなというようなことで、やはり説明に関しては、十分な住民、関係する人たちが納得する、もしくは理解できるような説明には至っていなかったんじゃないかなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。
- ○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

塩原課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

〇建設環境課長(塩原康視君) 回答させていただきます。

西洗馬8号線の寸断につきましては、先ほど回答させていただきましたが、昨年、この西 洗馬87号の工事を実施するに当たりまして、2回の地権者の方を対象としました説明会を行 いました。その中で、この寸断されている道路については、寸断されるということで、寸断 された場合に、掘り割りが非常に深いため、それの代替手段というものはできないという説 明をさせていただきまして了解いただいております。

また、工事着工直前に地域の方にお集まりいただいた説明会においても、この道路、87号の工事が、掘り割りの関係で約8メートルの掘り割りになるということで、説明はさせていただきまして、全体の計画について了解いただいたものと受けとめ、工事着工となった次第でございます。

以上であります。

○議長(塩原智惠美君) 再質問はございますか。

林議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

○6番(林 邦宏君) 今の課長からの説明の内容を聞きますと、やはり地区住民にとっては、

やはりそこに温度差が出ているなということはゆがめないと思います。

いずれにしましても、ここを利用していて、そこをこれからも先ほど申し上げたように、 桜坂公園なりそういうところの手入れをしたり何かして、その道路も草地のところをそのた めに草刈りをしたり何かして、日常保守をしている方たちから見ると、やはりこの内容につ いては説明不足であり、そういうことが周知徹底していないというようなことで、その方た ちからは、もういろいろ言ってもしようがないから、とにかくのり面を上がり下がりする、 最低でもそういう階段ぐらいは設置してくれないかと、そういう話も出ております。先ほど、 転落防止用にガードレールなり措置が講じられるという表現をしていますけれども、それと 含めて、そういう処置はしていただきたいなと思うんですけれども、その辺いかがでしょう か。

○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

塩原課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長(塩原康視君) 転落防止のフェンスについて整備をするということで先ほど 説明をさせてもらいましたが、8メートルに及ぶ掘り割りということで、転落防止を予定し ております。その箇所につきましては、周辺の地域住民の方が、そのところに来たときに転 落する非常に危険な箇所ということで、フェンスを設置する予定となっております。そのの り面に対して、下までおりるための階段等となりますと、それは危険防止するためのフェン スとは相反するものになりますので、村のほうの計画といたしましては、のり面につきまし ては進入禁止及び転落防止のためのフェンス設置により安全対策に講じていきたいと考えて おります。

以上であります。

O議長(塩原智惠美君) 再質問ございますか。

林議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

○6番(林 邦宏君) 転落防止用のフェンスなり何なりを対応するということに関しては、 もう全くそこは廃道に近くなるという認識だというふうに理解しておりますが、それに関し ては、相当この道路をこよなく桜坂公園につながるサツキの道路だということで、対応した 方にとっては非常なショッキングな話になるんじゃないかなというふうに想定されます。

そんなことで、ただ、8メートルの箇所は別としても、それを何とか低いところ、要はあ

そこに墓地がありますけれども、墓地の隣、あの辺まで下がればそれなりの対応ができると思いますけれども、いずれにしても、何らかの形で安全対策を講じて、その道路が回り道だろうが何だろうが従来のところに出られるような処置というのは講じられないでしょうか。というのは、中組側に安全策を講じているところで、一応外山沢から流れてきている川の近辺に行くと、ほぼのり面が相当低くなって、安全的な形になってくるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

〇議長(塩原智惠美君) 小林村長。

[村長 小林弘幸君登壇]

〇村長(小林弘幸君) 私のほうからお答えいたします。

もう何年もかけて、あの道がいいか悪いかという反対もあって、結局みんなの総意で、住 民の了解を得て今の87号線ができてきたという過程の中で、村道8号線が今のような状況に あるというのは話も出ているし、それは了解をして進めてきたことというふうに私は思って います。

今までも、林議員もこの件に関しては何回も質問していますけれども、8号線に関しては 1回も質問ありませんでしたよね。私、思うのに、住民の声をうんと大事にするというのは、 これは大事です。それは聞いて村政に生かさなきゃいけないというのは、私のそうですし、 議員もそうです。でも、その前に、じゃあ今ああなった現状をどのようにするかということ を、まず自分でお考えいただいて、それから提案なり何なりをしていただきたいというふう に思います。

あそこをたまに通る人というのは、犬の散歩で通る人というのを私は知っています。じゃああの道を、今回の87号線をつくるのに当たって、どうしても寸断させなくちゃいけないというのもみんなが了解してきたことの中で、じゃあ今までの村道がどれだけの活用度があったかということも大事ですし、ですから、廃道にするんじゃなくて、フェンスのところまでは当然行けますから、そこの間でUターンをする、その犬の散歩の方だったらそういうふうにぜひしてもらいたいと思いますし、そのようにしたいと思います。

住民の声を聞かなかったんじゃないかということに関しては、そういう人には情報がまだ 行っていなかった可能性もありますが、その辺はご理解をいただきたいと思います。

それと、今、林議員の提案のあそこの坂を下るような道、階段をつくったり、または迂回 路をつくるというのは、本当にそれでいいのかなというふうに私は今率直に思っております。 また、この件に関しては、そういった意味で林議員も自分なりに検討していただきたいとい うふうに思います。

以上です。

○議長(塩原智惠美君) 再質問はございますか。
林議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

○6番(林 邦宏君) いずれにしましても、この8号線という名前が出てきたことは、私もこれは多分8号線という認識はなくて、外山沢につながっていた赤道、もしくは里道ぐらいというふうにしか理解していませんでした。だから、これが8号線であるということが最初からわかっていれば、それなりの対応をしたと思いますけれども、今回に関しては私の勉強不足もあったことも事実なんですけれども、やはり既存の道路が寸断されるということに関しては、それなりの配慮、それから説明責任もしっかりとしておかないとこういう事態に陥ってしまうんじゃないかなと、そのように思っています。だから、以後、こういう事例が発生しないような行政運営もぜひお願いしたいと思います。

これをもってこの最初の質問は終了いたします。

O議長(塩原智惠美君) 質問は終了しておりますので。

小林村長。

[村長 小林弘幸君登壇]

○村長(小林弘幸君) 質問が終了した後ですみませんが、こういった事業をするには、やは り議員のおっしゃるように地元の皆さん、または受益者に周知徹底をしてよく説明をしてや っていくというのは当然でありますので、今後もいろんなそういう各種事業が始まるところ が何カ所かありますが、そのときには住民説明会なり、なるべく今議員がおっしゃったこと に沿った形で村政を運営してまいりますので、よろしくお願いいたします。

すみません、追加で。

○議長(塩原智惠美君) 林議員、質問があと3つ残っておりますが、ちょっと時間が来ておりますので、そのことについては午後から開始したいと考えておりますが、よろしくお願いします。

では、ここで暫時休憩します。

午後の再開は1時15分とします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時15分

○議長(塩原智惠美君) ただいまから再開します。

林議員、2問目の質問をどうぞ。

林議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

〇6番(林 邦宏君) それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

松本山雅FC・ホームタウンへの加入は。

村長の政策・公約の中には、松本山雅のホームタウン化が唱えられております。松本広域では、既に4市1町2村がホームタウン化し、当村が加入すれば8番目の加入となるわけです。週末、あすですけれども、15日には、ホームのサンプロアルウィンで15節・15試合目が予定されております。小林村長は、スピード感をモットーに施策に対処するようですから、加入するならば、残り試合は目下21試合、6割ですから、早期に対応することを提案いたします。

私が山雅のホームタウンを提案する理由は、朝日村の元気と活力化に大きく役立つと考えているからです。例えば、保育園や小学校でのサッカースポーツ教室や、J1・17チームサポーターへの村の宿泊施設紹介、首都圏の6チームや関西圏の3チームには、観光協会総出演でアウトドア観光をPRして、交流人口の増加につなげる、また、週末にオープン予定のゲストハウス「かぜのわ」もしっかりと宣伝していかなければなりません。さらに、競技場で開催できるホームタウンデーには、JA朝日、商工会、観光協会などで朝日村の特産品の販売やPRを展開して、山雅や対戦相手チームのサポーターから朝日村に関心を持っていただけるような活動の場を提供する。村内で開催されるイベントには、山雅関係者から参加いただき、村の活性化をさらに図っていく。村長が最も望む「福祉あふれる元気で明るい朝日村」実現のために、山雅のホームタウン化について、村長の決断をお伺いいたします。

○議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

〇村長(小林弘幸君) それでは、松本山雅のホームタウン化についてお答えいたします。 加入するのなら早期の対応を提案するという部分だけ私のほうで答えます。 林議員さんには、山雅ホームタウン化について、以前よりご提案をいただいてきました。 現在、ホームタウン化はどのような効果があるのか、具体的な情報を収集しております。 概要は後ほど教育次長がお答えしますが、単に交流人口がふえ、バンガローの利用だとかそ ういったものが上がる云々ではなくて、いかに住民福祉にどのくらい寄与するか等効果を検 証中です。見きわめがつきましたら、議員の皆さんにまたお諮りをしてまいります。

以上です。

〇議長(塩原智惠美君) 清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長(清沢光寿君) それでは、私からは、現在検討してございます概要についてお話しさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

現在、教育委員会と総務課におきまして、松本山雅のホームタウン化の加入について検討 しているところでございます。

まず、松本山雅によるホームタウンの考えでございますが、行政とクラブが一体となり、 松本山雅が持つソースを活用し、地域に根差した活動を行うことで、スポーツを通じて住民 の皆様が心身ともに健康になるための活動を取り組むこと、また、クラブのコンテンツを活 用した地域経済の活性化につながるような活動をすることとお伺いしてございます。

具体的には、現在ホームタウンとなっている近隣自治体の状況を見ますと、生坂村では、 保育園でのサッカー指導や村民体育祭への参加、松本市におきましては、親子3代運動教室 や、福祉ひろばにおける高齢者への健康講座、また、地域イベントでのトークショーや山雅 グッズ販売による地域活性化への支援など、幅広い活動が行われていると捉えています。

このように、単にサッカー観戦ということではなくて、特に、教育部門で考えますと、子育て、青少年健全育成、文化振興、公民館事業の活性化などにつながると捉えてございますし、健康、観光、産業、地域づくりなど村の福祉全体を把握する中で村のどの事業に参画いただき、どのような成果が期待できるのか、今、村全体の福祉にどうつながるのかを検討している最中でございます。

村全体の福祉につながる観点という中で検討していますので、よろしくお願いいたします。 なお、この結論につきましては、先ほど村長が申し上げたとおりでございますので、よろ しくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番(林 邦宏君) 今、松本山雅さんは、順位は12位で、あと、松本のホームタウンでの 試合は、天皇杯を含めて10試合というふうなことで、ぜひそういう限られた時間の中なんで すけれども、来年はどうなるかは定かじゃありませんけれども、J1に定着しているうちに、 ぜひホームタウンデーも開催し、そして村の活性化もろもろ朝日村をPRする場になると思 いますから、ぜひ前向きな形で検討していただきたいと思います。

これをもちまして、この質問は終了いたします。

○議長(塩原智惠美君) 林議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

林議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

○6番(林 邦宏君) 3問目なんですけれども、ニホンザルの被害防止策を早急に。

上組の山沿いの民家には、2月の下旬ころから猿が出没し出し、農家の育苗ビニールハウスに侵入して、育苗中の苗がむしり取られる被害が発生したのが最初で、その後は、気まぐれに出没しております。

緩衝帯整備の完了した箇所からも出没しており、緩衝帯の整備完了後、強化は万全とは申し上げられません。猿特有の身体能力の高さ、ジャンプ力や敏捷性には驚くばかりです。 2 メートルぐらいのジャンプは可能で、防護柵さえ超えれば餌が確保できると学習しております。このため、防護柵を超えると、そこは常に危険が存在しているという恐怖感を植えつけないと、猿食害はとまりません。そこで、銃による駆除が最も効果が期待できると考えます。

農林水産省有害鳥獣駆除奨励金制度を導入し、山林内で増加していると推測される個体駆除に加え、猟友会員の士気向上と活性化を目指し、猿の駆除報奨金にプレミアム金を付加するというのはいかがでしょうか。

これから猿の大好物のジャガイモ、モロコシ、カボチャの収穫期となります。山沿いの農家の切なる声を聞く中で、補正予算を計上してでも早急な対応を求めたいところです。村長の即断を期待いたしますがいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長(上條靖尚君) それでは、私から、林議員ご質問のニホンザル被害防止柵に ついてでございます。

猿の被害防止策につきましては、清沢議員のご質問の際、小林村長からも答弁がございま した。また、昨年9月定例会において、林議員から同様のご質問をいただいておりますので、 重なる内容となるかと思いますが、お答えをさせていただきます。

議員ご提案の捕獲駆除に対する報酬制度の活用についてでございます。

この制度につきましては、例年、林議員からのご質問にお答えしておりますが、鳥獣被害防止総合対策交付金の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業として、国庫補助の事業となっております。県へ申請し、事業を行うものでございます。近隣市村では、猿を含め、ニホンジカ等の被害が多い地域で取り組みがされており、これまでにもお答えしたとおりでございます。

この制度の取り組みにつきましては、小林村長からの答弁にもありましたとおり、猟友会 との打ち合わせを行う計画がございますので、その際、猟友会と調整を行う中で、事業実施 については朝日村鳥獣被害防止対策協議会で検討がされると考えております。

しかしながら、猿の出没と被害につきましては、決定的な対策も難しいことから、当該地域の皆さんからは、柵の管理を徹底していただくとともに、継続した追い払いも効果があるとされておりますので、引き続き対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(塩原智惠美君) 林議員、再質問はございますか。
林議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

- ○6番(林 邦宏君) 猿の追い払いという件なんですけれども、やはり猿の習性とかもろもろについては、有害鳥獣の対策委員、専門委員の方が県におられると思いますけれども、そういう方の指導、もしくは講演なり何なりを受けて、やはり村民が一体となってどうすれば効果があるのか、その辺をぜひ研修の場というか、そういう場をぜひ設けて、やはり全村の歩調がそろうような、そういう体系をとれたらいいなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。
- ○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔產業振興課長 上條靖尚君登壇〕

O産業振興課長(上條靖尚君) 林議員のご提案の専門委員等の指導、助言を設けてはという ことでございますので、この辺、ちょっと県のほうにも相談する中で、そういう方を呼んで、 また、対策協議会のほうで講演会等計画できれば検討していきたいということで考えていき たいと思いますが、まず、協議会等にも図る中でその部分についても今後対応したいと思い ますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(塩原智惠美君) 林議員、再質問ございますか。
林議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

○6番(林 邦宏君) 先ほど、清沢議員から投げられた大型獣の人里への出没についての件で今度お伺いしたいと思います。

結局、防護柵を超えて、どこから出没したかわからないけれども、熊、もしくはイノシシ みたいなのが出てきた場合、どういう対応をとるかということで、この辺については、一歩 間違えば人身事故も起きることも十分に考えられるものですから、その辺の対応についてお 伺いしたいと思います。

先般、5月の連休中に、これは告知放送等で放送されていましたけれども、曽倉沢に熊さんが出たというようなことで、これに対しての対応についてをお伺いします。

やはり、柵から出てきた熊は、もうあとは山に帰りたいということで、防護柵があることによって、相当精神的には不安定な状態にあるんじゃないかなと思います。だから、そういう熊は、やはり人がもし通る、もしくは人と遭遇すれば、必ずというくらいほぼ人間に危害があって、人身事故につながるおそれは非常に濃厚じゃないかなと思います。だから、それに対してどういう対応をとるのか、そして、5月の話を伺いますと、なかなか適格と思われるような処置が講じれなかったという話もチラッと聞いております。そんなことで、里に出てきた大型獣に関しては、個体調整とかもろもろの許可があると思いますから、それに準じて対応するというような形で、しっかりとその辺の意思表示というのか処置を徹底して対応できるような周知徹底を猟友会含めて対応される方々には、その辺をお願いしたいと思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

〇議長(塩原智惠美君) 当局の答弁。

上條産業振興課長。

〔產業振興課長 上條靖尚君登壇〕

- **○産業振興課長(上條靖尚君)** ただいまの林議員のご質問については、先ほど小林村長のほうからも答弁させていただいたとおり、柵から外へ出てきたものについては、危険性もあるということで、銃の殺処分も今後検討していきたいという答弁を村長のほうからもさせていただいているとおりでございまして、あわせて協議会のほう、それから猟友会と打ち合わせを行いますので、その中で具体的な対応になるかと思いますのでお願いしたいと思います。以上です。
- ○議長(塩原智惠美君) 林議員、再質問はございますか。
 林議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

○6番(林 邦宏君) 今、答弁をいただきまして、ぜひそういう方向で迅速な、そしてやはり一番の大事な危機管理体制の徹底ということに細心の注意を払って対応していただければと思います。

これをもちましてこの質問は終了いたします。

○議長(塩原智惠美君) 林議員の3問目の質問は終わりました。

4問目の質問をどうぞ。

林議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

○6番(林 邦宏君) それでは、最後の質問ですけれども、新庁舎竣工式・開村130周年イベント決算はということで、身の丈を超えた予算計上で執行された昨年度の新庁舎の竣工式と、開村130周年記念事業イベント運営の決算はどんな結果になったのか、多くの村民の皆様方から尋ねられます。

というのは、先日、同じ130周年ということで、松川村の130周年記念式典の予算は120万円というような形が出ていて、随分朝日と違うんじゃないかと、そういうことと、やはり身の丈に合ったということでの質問だということでご理解願いたいと思います。

平成2年に節目の開村100周年記念式典が執行され、そして、30年後の昨年130周年の節目とは言いがたいのに、計上された費用は4,351万円という予算で計上されて臨んだと。そんな背景も皆さん非常に関心を持っているものですから、その内容についてお伺いしたいと思います。

○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

○会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) それでは、林議員の新庁舎の竣工式と、開村130周年記念イベントの決算についてのご質問でございますけれども、この新庁舎の竣工式、それと開村130周年記念の事業費につきましては、平成29年度と平成30年度の2カ年の予算に計上をして行ってございます。

このうち、平成29年度予算につきましては1,000万円の予算計上をさせていただきまして、 決算額は724万円となっております。これにつきましては、庁舎玄関前のロータリーの造園、 それとブロンズ像の制作に477万円、庁舎の竣工ビデオの制作に155万円、それと、庁舎の竣 工式の準備費用に63万円となっておりまして、これにつきましては、既に昨年9月議会の決 算報告で報告をさせていただきまして、議会の認定をいただいているものでございます。

平成30年度分の決算につきましては、5月が出納閉鎖となっておりまして、現在、決算書の取りまとめを行っているところでございます。まだ監査委員による検査審査も行われていない状況でございますので、この平成30年度の決算につきましては、例年9月の議会のほうに上程をさせていただいておりますので、そこで説明させていただきたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、この9月議会の決算報告におきましては、林議員おっしゃられますよう、新庁舎竣工式・開村130周年イベントにつきましてそれぞれ事業別、できるだけ詳細に報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(塩原智惠美君) 林議員、再質問ございますか。
林議員。

[6番 林 邦宏君登壇]

〇6番(林 邦宏君) そういうことであれば、聞きたくても決算まで待つしかないということですから、この質問は以上をもちまして終了といたします。

どうもありがとうございました。

○議長(塩原智惠美君) これで、林 邦弘議員の一般質問は終わりました。

◇ 中村 文 映 君

〇議長(塩原智惠美君) 次に、7番、中村文映議員。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番(中村文映君) 7番、中村文映です。

私は、3項目について質問させていただきます。

まず、小林村長の議会初日の所信表明の中で、住民参加型村政で全ての世代で幸福を実感できる村づくりを目指す。そのために、原点に戻り多くの村民の声を聞く。常に村民視点で考えるという基本方針に大いに期待するものであります。

1つ目の質問でございますが、交通弱者、高齢者等の村外への通院、買い物支援についてお伺いいたします。

所信表明の中にもありましたが、村長は、既に高齢者の声を聞き、何とかせんといかんと 感じていられるようで、大変安心いたしました。私のところにも、村営広丘線やデマンドタ クシーくるりん号は、他市町村に比べて大変利便性が高く助かっているという声が届いてお ります。

しかし、まだまだ村外への買い物や通院に対する不便さや、不満を感じているようで、高齢者からはさまざまな声が届いております。朝日に住んでいれば、車を運転しなきゃ医者にも買い物にも行けない。多少運転や健康状態に不安があっても、免許を返上したら今までかかっていた医者に行けない。あんな複雑な時刻表を見て乗り継いでいく自信がない。テレビでお年寄りの事故を見て、父ちゃんに免許を返上しろと言いたいが、買い物にも行けねえ、困ったもんだ。そんな不安は私自身の不安でもあります。まして、高齢者本人や、その家族の方は他人事ではないと感じております。

行政には、このような高齢者の声は届いているんでしょうか。村長の所信表明に買い物支援バスというお話が出ておりましたが、新たな施策をする前に、まずは後期高齢者の生活実態調査、例えば村外の通院や買い物等の状況を調査していただきたい。そして、高齢者のニーズを把握した上で最善の施策を実行していただきたいと思います。

また、これまで行政からは、デマンドタクシーの村外への運行は基本的にできない。また、他市村の一番近い接続交通拠点までしか運行できないという規定があると聞いています。そのため、高齢者は、直接近隣の医療機関やショッピングセンターに行くことができない状況となっております。行政区が違うという理由でその場所に運行できないという規定が本当にあるのか、また、あるのなら、その根拠をお伺いしたい。

昨今の高齢者の運転免許返上にあわせて国や県の考えも変化してきているとの報道もございます。もっと積極的に県や近隣市町村と協議していくつもりがあるかお伺いしたい。 いかがでしょうか。

○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁をお願いします。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長(小林弘幸君) それでは、中村議員の質問にお答えいたします。

まず、村外へ通院、買い物ということについてのことですけれども、高齢者にはアンケート調査が実施されていない、買い物支援バス等新たな施策前に後期高齢者等の実態調査が先決ではないかということですけれども、おっしゃるとおりでして、全て新しい企画を推進する場合は、各種調査が必要になります。

今までの方法というのは、調査というとすぐにアンケートというふうになりがちで来たんですけれども、高齢者の立場になってみると、複雑なアンケート用紙が回ってきても、それはまたそれで逆効果だと思います。

そういったことを私、考えていまして、そういうことであれば、長寿会、そういったところでの聞き取り調査、そんなことがベターな方法ではないかというふうに思っています。

それと、近隣の医療機関、大型商業施設まで行ってほしいという件ですけれども、このことは、私も何人もの人から同様の意見を伺っております。せめて大型商業、具体的な名前は言いませんが、大型の商業施設まで直通バスを走らしてくれないかという要望でありますけれども、そういったことで、これはもう前に何回か答弁の中にありますが、医療機関は本当に非常に複雑で絞り込めない。ですから、医療機関までの一足飛びというのはちょっとまだ無理にしましても、大型店までは何とか行けるようなことを考えていく必要があるというふうに、今思っています。

また後ほど出てくるかもしれませんが、今後、交通、くるりん号だとか村営バスの全体を 見直すというような計画も出てきますから、その折に大型商業施設までダイレクトに行ける ような方策を考えていきたいというふうに思っています。いわゆる買い物バスという私は表 現をしております。

それと、近隣の市町村と協議していくつもりはないのかというお話ですけれども、このことに関しても、平成27年に地方創生にかかわる松本地域戦略会議というものがある中で、広域的な課題として、検討を朝日村としても要望を出しております。ただ、その要望は、ほか

の市町村からのそういった同じような要望はなくて、連携して検討していくのは今のところ難しい状況です。ただ、先ほどのようなことを考える中で、今後必要に応じて再度投げかけはして、そういう道があるならば連携を図っていくというのは当然だと思いますので、そういった道も探っていきたいと思います。

以上です。

○議長(塩原智惠美君) 中村議員、再質問はありますか。
中村議員。

「7番 中村文映君登壇〕

○7番(中村文映君) 今、村長さんのほうから前向きなご返答をいただいたように感じております。高齢者が言っている村外といっても、本当に今言っている接続地点からすごい近いところなんです。他市村の交通機関に接続地点までは行っているから十分だとかいうんではなくて、本当に高齢者の立場に立って考えていただけたらなというふうに思っています。

高齢者ですので、体調が悪い、それから、中で待っているとか乗り継いでいくというのは 非常に大変なことだなというふうに思っておりますので、ぜひ高齢者の立場に立って、机上 ではなく、具体的な行動で検証しながら乗りやすさを追求していただければなというふうに 思っています。

いかがでしょうか。

〇議長(塩原智惠美君) 答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

- **〇村長(小林弘幸君)** 中村議員の今のおっしゃっていることに、私も異論はありません。 以上です。
- 〇議長(塩原智惠美君) 中村議員、再質問ですか。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番(中村文映君) ありがとうございます。

きょうの信濃毎日新聞の2面のところに記事が載っておりまして、ここに県先端技術活用 推進課というところがコメントしているんですけれども、県内では、現在37市町村がデマン ド交通を運営、大半の市町村は、運行区域がその市町村のみにとどまっていることが課題と なっている。同課は、複数市町村にまたがる新たな公共交通モデルをつくりたいとしている というコメントが載っておりました。ぜひ他市村とお話し合いをしていただいて、朝日に住 んでよかった、朝日に暮らしてよかったと思えるような、老人に優しい村にしていっていた だけたらと思います。

以上でこの1問目の質問を終わります。

○議長(塩原智惠美君) 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

〇7番(中村文映君) 2問目の質問です。

第5次総合計画では、生涯学習の充実を図るとしております。村民アンケートでは、公民館行事については、現状への不満と役員の負担について是正が求められるという資料がついております。また、そこには、生涯学習基本構想に基づき、公民館活動を中心に進めるという記載がされておりますが、この5年間、どのような対策をとられ、また、その進捗状況はいかがなものでしょうか。

また、その後、平成27年に創生総合戦略では、生涯学習については一言も触れられておりませんが、このことについてはいかがお考えでしょうか。

公民館活動を初め、生涯学習について審議する場である教育委員会や社会教育委員会、公 民館運営審議会を設置して、さまざまな問題を審議するものだと私は理解しておりますが、 朝日村には社会教育委員や公民館運営協議会委員が委嘱されていないのはどのような理由か お伺いしたい。

確かに、社会教育法では、置くことができるという規定になっているので必須ではないで すが、しかし、村の条例では設置することになっているが、いかがなものでしょうか。

若い世代が役員になることに負担感を持っていること、公民館行事や生涯学習への魅力を 感じないと言っている状況に対し、それを統括する教育委員会は、これらの委員会を開催せ ずにどうやって村民ニーズを把握し、村民や各公民館役員に意見を聴取されているのかお聞 きをしたい。

私は、社会教育の一環として、公民館活動は地域コミュニティーを活性化させ、ひいては 地域の魅力を発信する、村への注目を集めるものと思っております。この活動に人材や財源 を手厚くするべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

〇教育長(百瀬司郎君) 教育長の百瀬と申します。

初めての答弁になりますが、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまの中村文映議員の公民館役員、公民館活動のあり方についてのご質問 にお答えをさせていただきます。

村では、長寿を祝う会、お夏まつり、野球大会、納涼祭など多くの公民館・分館活動を行う中で、それぞれの地区の結束や活性化、地域福祉の向上が図られているものと認識しております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、近ごろは、役員の負担が重いことや、役員のなり手がいないなど、少子化、あるいは高齢化の課題を抱える地域が、朝日村だけではなく、多くの自治体でふえていることも事実であります。

そこで、村では、このような課題を検討するため、議員ご指摘の社会教育委員や公民館運営審議会委員を委嘱し、審議しておりました。そのような中、平成27年度に村全体の課題を総合的に話し合う朝日村総合審議会が立ち上がったこと、また、委員の選出によってさらなる負担増を招くということなどから、社会教育や公民館運営などの審議を、この朝日村総合審議会に一元化して対応することになりました。小さな村に同じような審議会が幾つも乱立することで村民の負担が増すことに対し、審議会の一本化によって効率化を図ったものでございます。

その審議会でございますが、平成28年度に委員の委嘱を行い、1回目の社会教育関係のご審議をいただきましたが、議員ご指摘のとおり、その後2年間は開催されておりませんでした。このことにつきましてはまことに遺憾であり、ここにおわびを申し上げるものであります。

今回、村長がかわり、さきの総合審議会につきましては、今後の方向を再検討するとの方 針が出されておりますので、教育委員会といたしましても、今年度から社会教育並びに公民 館活動のあり方を審議する審議会を立ち上げるため、今回の補正予算に審議会設置の費用弁 償を盛ったところでございます。また、社会教育委員につきましても、その必要性を十分認 識し、委嘱を検討してまいります。

また、公民館行事のあり方につきましては、マンネリ化が進んでいるという声が出ている ことは、実質的な公民館運営に携わる分館長主事会におきましても十分承知をしているとこ ろでございます。会では、行事の都度反省会を行い、毎年若者や村民の皆様を引きつけるよ うな改善策を図ってきております。 今後は、新たに立ち上げる審議会で朝日村らしさがあふれる公民館活動及び社会教育のあり方をご審議いただく中で、魅力ある講座や行事の開発などを検討していただき、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 中村議員、再質問はございますか。 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

- ○7番(中村文映君) ただ今教育長のほうからご答弁いただきありがとうございました。 前向きな方向は見えたのでございますが、新たに立ち上げる審議会というものは、具体的 にはどんな形のものを考えていますか。
- 〇議長(塩原智惠美君) 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長(百瀬司郎君) 新たな審議会というのは、まだこれから検討を始めるところなんですけれども、具体的には、先ほど申し上げたように、幾つも幾つもの審議会を立ち上げるということは、逆に村民の負担増になるということもありますので、この立ち上げ方については、ある程度しゃくし定規に条例にあるということもありますけれども、それを全部進めていくということではなくて、その負担増を避けながら、委員会の持ち方については検討を要しながら進めていくというような方向で今のところ考えているところでございます。以上であります。

○議長(塩原智惠美君) 再質問はございますか。
中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

- **〇7番(中村文映君)** 幾つものというご回答でしたが、これは公民館運営審議会ということではないんですか。
- 〇議長(塩原智惠美君) 教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長(百瀬司郎君) 条例では、社会教育委員、それから公民館運営審議会の委員と2つございますので、その2つの委員をどのようにしていくかということになると思いますが、ある程度公民館に関係していくことも多いものでございますから、人員が重複してしまうと同じような委員が集まって同じような内容を話し合うということになってしまいますので、

その辺については検討を要するかなということだと思います。 以上であります。

○議長(塩原智惠美君) 再質問はございますか。
中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

- ○7番(中村文映君) 社会教育委員会と、それから公民館運営審議会のほうは、やはり受け持つ、審議する内容が違っているかと思うんです。社会教育委員のほうは、もっと社会教育全般の広い意味での審議をするところだというふうに私は思っておりますので、重なる部分は当然あるかと思いますし、協力してやっていかなきゃいけない部分も多いかと思いますが、やはり社会教育委員という方を、私は公民館の運営審議会と同時にしっかり据えていただくことが、今後の朝日村の教育にとって非常に大事かなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(塩原智惠美君) 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長(百瀬司郎君) ただいま中村議員さんのおっしゃられた社会教育委員のあり方、それから公民館運営審議会の委員のあり方というのは、やっぱり内容そのものは違うと思いますが、同じような内容も入ってきてはいますけれども、内容は違うものと受けとめております。

委員の人選につきましては、今後また検討させていただきながら住民の負担にならないように、また、意義あるものになるようにまた検討してまいりたいと、そんなふうに思っております。

以上であります。

O議長(塩原智惠美君) 再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番(中村文映君) 先ほど、費用弁償を盛ったというお話がございましたが、社会教育委員にしても、公民館運営審議会にしても、村の特別職というたしかお立場になろうかと思いますので、費用弁償ということ自体が、すごくその方たちに対する重きを考えていないんじゃないかというふうに受けとめるんですけれども、やはりきちっとした報酬という形で予算化していくべき職ではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

〇議長(塩原智惠美君) 答弁を求めます。

清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長(清沢光寿君) それでは、中村議員のご質問にお答えいたします。

中村議員のおっしゃられることはごもっともなことだと受けとめまして、社会教育委員、 公民館運営審議会につきましても、特別職非常勤職員の報酬のところに載っている方々でご ざいますので、軽く見ているということではありません。

今後、どういった形に進めていくかということは、正直、今新しい村長にもなりましたし、また、新しい教育長にもなった中で、今後どういって進めていくかという部分を、まず公民館の運営というのをどうやってやっていくかという部分を含めて、今回まず運営の費用弁償という形で盛らせてもらった方々にご意見を聞きながらまず決めて、しっかりしたものを今後また予算として計上させていただければと思っています。

今回、費用弁償の内訳の考えている中身ですが、基本的には、いろいろな場面からまずはご意見をいただくという中で、学校教育の校長先生であったり、社会教育の全館長さんだったり分館長さんであったり、まずは意見を聞いていみたいという思い、そして女性の方、あと、今小学校ではコミュニティスクールという学校にボランティアさんが入ってもらうとかということの仕組みもできてきているもんですから、新しい仕組みづくりも考えていかなきゃいけないという部分がありますので、そういった方々も入っていただく会にしたい。そしてまた、若い世代のPTAであったり保育園の保護者会、いろんな方々のまずは1回意見を聞いてみて、どんな方を選任すればどんなふうな意見が出るのかという部分も込めて、まずは調整をさせていただきたいと思っています。その中で新たに社会教育委員であったり、審議会については先ほど教育長が申し上げたとおりで検討し、しっかりしたもので運営してまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇議長(塩原智惠美君) 再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

〇7番(中村文映君) 今後やっていただけるということで、まずその事前の審議に期待する ところでございます。

実は、私の知り合いに、中信の町村で長く社会教育委員をやっておられる方がいらっしゃ

いまして、その方が、朝日村の印象を私に幾つか挙げる中で、社会教育委員がいない村というふうに言ったんです。私もびっくりしまして、今回この質問になったわけですが、五、六年前に池田町で開かれた中信地区大会で正式に脱退したというふうにその委員の方からお聞きしました。そして、毎年中信地区の大会が開かれる中で、朝日村さんに戻ってきてほしいという、そういうことが話題になっているというふうにお聞きしました。この話を聞いて、私は非常にショックでして、何だか朝日村は民度が低い村じゃないかというふうに思われたということで、ちょっと悲しい気持ちになったことをお伝えします。

今後の教育委員会さんの審議のほうに期待をして、この質問は終わりにしたいと思います。

○議長(塩原智惠美君) 中村議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番(中村文映君) 最後の質問になりますが、国民健康保険についてお尋ねいたします。 質問を始める前に一言申し上げますが、私は、国保の引き上げ自体に反対しているもので はありません。また、質問は、国保の仕組みや説明を求めているものではありません。

ただ、今回の税制改正の上げ幅が余りにも大きいこと、また、説明の機会、時間があった にもかかわらず、何ら説明をしてこなかったことについてのみ質問し、回答を求めるもので す。

本題に入りますが、世界にも誇るべき国民皆保険制度が、少子高齢化で医療費の増加、これを支える働く世代の減少によって、小規模自治体にとっては制度自体の維持が難しいことが問題となり、平成30年度より持続可能な医療保険制度への構築のため、県による国保の運営が始まったことは承知しております。

国・県は、急激な保険料負担の増加を抑えながら、6年後をめどに保険料を統一していく としています。また、現在、保険料が低い市町村は、県から示される標準保険料率を目安に 段階的に保険料を調整していくとされております。

現在、朝日村は、近隣の市町村に比較しても負担率が低かったと思われますので、朝日村 が必然的に上げていかなければならないという方向性は理解しているつもりです。

しかし、今回示された保険料値上げは、余りにも突然であり、また、上げ幅が大き過ぎる んではないかと思います。県の示す納付金を納めるため、農業所得が下がって税収が落ちた から、直ちに保険料を上げる。また、このまま行けば基金が底をつく。基金からの繰り入れ を抑えていきたいという論法は、十分に運営協議会で幾つかの財政シミュレーションを検討 した結果示された税率なのか、甚だ疑問に感じます。

さらに言えば、その経過についても一切村民には公開されておりません。本来ならば、議会は、国民健康保険について審議を任された国保運営協議会の方針を尊重しなければならないと思っておりますが、しかし、今回の改正は、余りにも村民の生活に与える影響が大きいと思い、質問をさせていただきます。

村は、昨年、広報5月号で国保の制度改正を初めて広報し、県と共同運営になり、市町村間の支え合いの仕組みづくりになったと説明し、安定した国保運営ができるようご協力をお願いしますとしております。そこには、段階的に保険料を上げるとは一言も書かれておりません。また、どのような影響がありますかという設問を設けながら、何も変わりませんよ、安心してくださいと言っております。その後、9月に国保ミニガイドを送付したからそれで説明が十分だと言っていますが、全く十分だとは思いません。

国保運営審議会の1回目の会議を2月に開催し、2回目をこの令和に入ってすぐの5月16日に開催し、税率改正をこの6月定例会に提案することになった経緯をお聞かせください。 それぞれの協議内容をお示しください。

他市町村では、国保運営協議会を年二、三回開催して、協議内容を広報していますが、朝 日村では、国保運営協議会の構成メンバーや開催日の告知、協議内容を広報していないのは どのような考えによるものでしょうか。

この間の説明では、どこの市町村も6月の会議に提案するものだというお話でしたが、私は違うのではないかと思っております。現に、新聞報道では、3月の定例会に税制改正をしている市町村がたくさんありますし、信濃毎日新聞では、遅くとも6月議会という表現があります。また、この辺に認識の違いがあると思われます。

昨年12月5日、信濃毎日新聞の報道に、2018年の朝日村の国保保険料は前年比1万9,464 円下がり、県下一下がったという報道がありました。それに対して、農業所得の減少による ものだと村担当者がコメントを載せています。この時点で村の担当者は、当然保険料の値上 げを強く意識したものと私は推測いたします。

また、県のホームページでは、昨年11月末に市町村の2019年度の県への納付金のおおよその額が示されています。決定は1月末だったとしても、おおよそのその額は昨年末に示されております。そのために、他市町村ではそれを受け、運営審議会が12月から開催されています。山形村は、2月には運営協議会の協議結果として税制を改正しないと新聞報道されてい

ます。

村では、2月に協議会を行ったというのであれば、このとき何を協議したのか教えていただきたい。また、当初予算では、税率を変えないで基金繰り入れでの予算となっております。税制改正する予定という広報は全くされておらず、3月議会にも報告がなかったと聞いております。いつの時点で担当課は税制改正を思い立ったのでしょうか。さきの説明で今年度の農業所得がわからないから遅くなったのでは、事務のプロとしていかがなものでしょうか。

また、4月に村長選があったからこうなったという説明もいかがなものでしょうか。4月に選挙があり、審議に停滞が生じると予想されるならば、早目早目に協議をいただき、3月議会で提案、ないしは最低でも値上げを予告し、説明すべきではなかったと考えます。その辺はどうお考えになるでしょうか。

さらにお伺いします。

今回の所得割の税率改正幅は、前回の平成24年改正時に比べて2倍以上であります。7月 初旬に4月からの暫定分を精査して、国保加入者に納付金のお知らせをすると聞いています。 これでは、国保加入者に全く説明しないのと同じではないか。また、上げ幅についてもとて も納得のいく説明ができないと考えますが、いかがなものでしょうか。

おおよそ20%の保険料アップです。県からのお達しだから、朝日村だけの事情ではないから納得してくださいでは、余りにも乱暴な気がします。国のさまざまな制度改正をよくかみ砕き、説明し、村民の理解を得ていくことが行政の仕事ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、先日の担当課長の発言で、上げる税率がはっきりしない段階で村民にお知らせする と不安を増幅するという発想もいかがなものでしょうか。さまざまな情報は、明らかになっ た段階ごとに丁寧に説明していくことこそが開かれた行政の姿ではないかと考えます。

以上質問いたします。

○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

上條課長。

[住民福祉課長 上條文枝君登壇]

○住民福祉課長(上條文枝君) 住民福祉課長の上條でございます。

中村議員の国保税に関する値上げの関係でご説明をさせていただきます。

中村議員1つ目のご質問、今6月定例議会に国民健康保険税の税率改正のご提案をすることに至りました経過等についてお答え申し上げます。

まず、審議会の開催でございます。第1回目の開催は、2月7日に開催をいたしました。 内容につきましては、平成30年度の国保特別会計の運営状況と、朝日村の健康づくり事業に ついて報告と今後の課題につきまして。2つ目として、今年度、令和元年の事業計画と予算 につきまして協議をいたしました。このほかに、高額医療費資金貸付制度の廃止ということ で、以前、国保の法改正によりまして、窓口の立てかえ払いの部分が軽減されたことから、 この基金を廃止としまして、ここの残高を国保税の税率の平準化に向けまして、国保の財政 基金のほうに積み立てを行う協議をしていただきました。

それから、2月7日の開催時期でございますけれども、予算と税率検討に重要な県から示されます県へ納める納付金と、その納付金を集めるための標準税率の内示が県のほうから1 月末にされまして、それをもっての開催といたしました。

第2回目の開催は、先月、5月16日に開催をいたしました。内容につきましては、県からの納付金の確定を待って納付金を納めるための財源であります国保税率につきましてご検討をいただきました。

なお、開催時期は、村長選があったことから5月にずれ込み、県から納付金の決定通知は4月中旬に通知となっております。ただ、納付金を集めるための税率の試算が、最速でも5月上旬でないと所得が確定ができないということで、基礎の数字がつかめなかったことからこの時期での開催となったものでございます。

その席でご協議いただいた結果、今年度は、納付金を支払う財源が現行税率の税の税収の みでは不足となったことから、一部基金を取り崩して充当し、負担軽減を図るとともに、国 保税率の改定も必要との見解に至りまして、本6月定例会でご審議をいただくものになった ものでございます。

次に、当協議会の開催告知でございますけれども、本協議会は、国保事業に関しまして村 長の諮問機関という位置づけになっております。開催の際は、必ず村長が出席をいたします ので、村長日程といたしまして、新聞、それから村の告知放送で開催を告知しております。

協議会での構成メンバー、協議内容や決定事項等につきましては、村ケーブルテレビ、または回覧板等を使って周知を行ってまいりました。しかしながら、議員ご指摘のように、現在の情報量では十分とは言えないという点もございますので、より迅速に正確な情報発信ができますようリニューアルをいたしました村ホームページを活用しまして、皆様への情報提供をきめ細やかにしていきたいということで検討してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いをいたします。

次に、中村議員2つ目のご質問、今回の国民健康保険税条例の改定内容についてお答えを 申し上げます。

今回の国民健康保険税改正の加入者への迅速な周知についてでございますけれども、今回、 もっと早く迅速にできなかったということでございますが、制度改正前におきましては、各 市町村ごとの運営だったために、村の国保特別会計ということで、独立採算制の中で運用し てまいりました。各年度の予算を見込む場合も、村の事情である程度見込むことが可能であ りました。しかしながら、新法施行後は、県が保険者となりましたことから、状況は変わっ てまいりました。

メリットといたしましては、納付金の支払いができなくなった場合には、県から不足分に ついて貸し付けが受けられることになりました。国保は独立採算性ですので、全て税収で運 営を賄わなければなりません。なお、借り受けた分につきましては、翌年度以降3年間の中 でその分を税率に上乗せをしまして、保険料を県へ返済するというルールになっております。 そういった事態に陥った場合には、大変心強い制度となりました。

一方、医療費を補うための県からの納付金の算定ルールは、応能、所得額、応益、医療費で算定することになりまして……

○議長(塩原智惠美君) 上條課長、今、中村議員からちょっと指摘がございまして、聞いていない答弁をしているということでございますので、いかがいたしましょうか。とりあえず、中村議員の持ち時間もございますので一旦下がっていただいて、中村議員要点のみこの後再質問してください。

では、上條課長、席にお戻りください。

今、議事進行上の中で私のほうでさせていただきますので、上條課長、一旦席にお戻りください。

中村議員、どうぞ。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番(中村文映君) 最初に申し上げましたとおりに、私は標準税率の問題とかそういう問題について聞いているんではないんで、私の聞かれたことにだけ答えていただければ結構でございます。

今の協議の中でも、第1回目の審議会をやったときには、事業計画等は話したけれども、 その中では料金改定はしていないと、その事実だけで結構でございます。料金改定の話をし ていなかったということでよろしいですか。 〇議長(塩原智惠美君) 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長(上條文枝君) 先ほども触れさせていただきましたが、1月末は内示ということで、県のほうでもまだ数字が全て出そろっていない中で変動があるということがございました。ですので、予定の数字は申し上げましたけれども、今後また変更いたしますということ、それから、それが集めるための税収の確定を待たないと大きな乖離が生じてしまうため、1月のときには、5月に入りまして税率が確定したところでもう一度皆様にお諮りをしますということでお話をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

〇議長(塩原智惠美君) 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

- ○7番(中村文映君) 先ほど、私が長々と説明させていただきましたが、他市町村では、既に2月、3月、去年の12月の発表を受けてどんどん審議会の中でそういう審議をしているという事実に対してどうお考えですか。
- 〇議長(塩原智惠美君) 上條課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長(上條文枝君) 先ほどもお話をしましたけれども、しっかりとした数字が固まったところで幾らどういう金額を持って税率を上げなければいけないとした確固たるものがない中で住民の皆様にご提案というかお話をするのは、行政として説明責任が問えないということで捉えまして、正確な数字のほうを控えさせていただきました。

以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 再質問ございますか。

中村議員。

[7番 中村文映君登壇]

- ○7番(中村文映君) 質問を続けさせていただきますが、朝日村を除く東筑4村は、ことしは税率を据え置いたと聞いております。また、今回、税制改正提案どおりに改正すると、県内断トツトップの税率になってしまう。このことについて、協議会にはご了承をいただいたということでよろしいですか。
- ○議長(塩原智惠美君) 小林村長、どうぞ。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

〇村長(小林弘幸君) それは私がお答えします。

この間、全協でいろいろ議員の皆さんからいろんな意見をいただいて、やっぱり村当局もよしとしてやってきていることですから、どれが正解ということはないわけです。でも、いろんな意見があるということがわかったもんですから、また改めて運営協議会を開かせていただきました。そして、そこで前回の全協のときの皆さんの意見だとか、出た意見をフィードバックしたり、そして、我々としても5つのパターンの、いわゆる我々は基金があったもんですから、基金をどのように使って、そして村の国民健康保険の皆さんにうまく利便性がよくなるように、そういったことで5つのパターンをお示しして、再度運営委員会の皆さんからは今までの案で行きましょうということが決定されておりますので、運協の皆さんも全部承知でございます。

以上です。

○議長(塩原智惠美君) 中村議員、持ち時間の50分になりました。 以上で質問を閉じてください。

〔7番 中村文映君登壇〕

- **〇7番(中村文映君)** これで質問を終わります。ありがとうございました。
- ○議長(塩原智惠美君) これで、中村文映議員の一般質問は終わりました。 ここで暫時休憩とします。

開始時刻は2時40分といたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

○議長(塩原智惠美君) では、ただいまから再開します。

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長(塩原智惠美君) 次に、8番、齊藤勝則議員。
齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番(齊藤勝則君) 8番、齊藤勝則でございます。

私は、4問の質問をさせていただきます。

そこで、私、7番目になりますと、何人かの議員さんとの重複が質問の中にあると思いま すので、簡単に進めていきたいなと、このように思いますのでよろしくお願いいたします。

第1番目でございますが、新庁舎近辺に村の中心となる公園と、また、村営の墓地公園を、 自然に恵まれた村内にぜひ設けてもらいたい。こういう提案であります。

これは、2番目に高橋議員も質問したわけでございますが、墓地公園、そういうことも必要ではないかということであります。

読ませていただきますと、前回も質問で挙げましたが、新しい団地ができて、若いひとた ち向けの事業にも着手し、人口減少の歯どめとして頑張っておりますが、私は、その後のこ とも大事なことだと考えておるわけでございます。

1つは、若い家族の人たちが、親子で安心して遊べる公園が、周囲に目に届く安全度のあった上記のような、新庁舎の近辺のような場所に考えていただければありがたいな、こういうふうに思います。

もう一つは、これは説明しなきゃいけないことがあるんですが、朝日村の中には2つのお 寺がありまして、檀家というのもあります。できれば、新しく村内に住んだ方もそういう既 存のお寺の檀家になっていただいて、墓地をあれしてもらえばありがたいわけですけれども、 実は、私もあちこちの人からも声がかかったわけでありまして、いわゆる宗派にとらわれた くない、こういう今若い家族の人たちもいるわけです。その中で、できれば公設の村営の墓 地が欲しいと、こういうことを聞いております。その中には、もう差し迫って欲しい、こう いう方もありました。この様子を見たときに、これは急がなければいけないな、住宅とかそ ういうものはできても、やはり先ほど高橋議員も言いましたけれども、終焉のための安心し て暮らせる村づくりをするには、絶対に墓地公園というのは、そういう人たち、宗派に属し たくないという方たちには、ぜひそういう形のあれを考えていく時期に来ているんじゃない かな、こんなふうに思うわけですので、その点についてお聞きしたいことがあります。

もう一つの中心になる公園というのは、やはり向陽台団地とかいろいろできまして、土日、子供さんがゆっくり親子で過ごせる場所、こういう公園が欲しいという意見がやはり私の耳に入りました。それで、そういう人たちは前回も質問したんですが、近隣は近隣なんですが、それでも村内を出てよそへ行って過ごしているという方がいるということで、ぜひ村内にそ

ういう場所を考えていただきたい。目がよく届くところで、安全上も心配がない、そういうようなところにつくってもらえたら本当にありがたいなということで、皆さんいろいろ質問の中で第6次総合計画というのをこれから考えられるわけですが、簡単に土地とかいろいろあるもんですから、いかないと思いますけれども、そういう計画の中でぜひこの2つ、村民の中心になる場所に、村の中心になる場所に若い人たち、親子さんの公園と、それからそういう人たちが安心して終焉を迎えられるような、終活ができるような、そういう場所を、墓地をつくっていただきたい、こういう注文がありましたので、ぜひそこら辺についてお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。1問目の質問です。

○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長(小林弘幸君) それでは、齊藤議員の1問目の質問にお答えします。

まず、若い家族が親子で安心して遊べる公園をということでございますが、私もお母さん 方に聞いてまいりました。とにかく大きな広い公園が欲しいということでございます。朝日 村ではかないませんから、まずは安心して遊べる場所が必要というふうに思っております。

常に多くの目があり、簡単に寄り合える場所、そこで、先ほど冒頭の上條議員のほうからのヘリポート云々の話もございましたけれども、役場周辺で簡単に親子が寄り合える場所といったら、役場の前のそこのスペースしか私は今のところ思い浮かびません。それなもんですから、今はまだ案の段階ですが、そこの今ヘリポートとして予定されている土地が非常にそれにはかなうんではないかというふうに思っています。それは、役場の前ということであったり、コンビニの前であるということで先ほどの要件は満たしており、まずは芝生にして、ベンチを置けば、お母さんたち、子供の寄り合い場所にもなるんじゃないかというふうに思っております。ただ、これも今後の先ほどのヘリポートの計画との兼ね合いがありますから、どんな状況がいいかというのは研究してまいりたいと思います。

その次に、墓地公園が必要ということであります。先ほど、高橋良二議員の質問にも答えたとおり、樹木葬が村営のところでできるようなものが欲しい、いわゆる村営の墓地が欲しいというような声を私のところにも届いておりますので、墓地公園という大きなものは無理かもしれませんけれども、先ほど申したような関係者の方と相談して、公共の墓地のようなものが可能であるかどうかということを研究をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 齊藤議員、再質問はありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番(齊藤勝則君) 先ほどもちょっと述べたわけでございますけれども、公共墓地については、私の知っている方からも出ているんですが、いまだにどこへもおさめられないというような方も現実にいられるわけです。それで、これは緊急を要するなということで、やはり多くは私たちみたいに檀家に入って、お寺の墓地とかそういうところへあれしているんですが、新しく住まれた方にはなかなかそこら辺がすぐにというわけにいかない人もいるもんですから、ただし、よその地域には、やっぱり公共墓地があるところがあるんですが、そういうところの規制を見てみますと、そこに住んでいる人間じゃなきゃいけないとか、非常にそういうよその地域の墓地に入るには厳しいというような条件もあるもんですから、ぜひそういう困っている方もいるというようなこともありますので、なるべく早いうちにやっていただきたい。できれば私もさっき言ったとおり、朝日村には古川寺さんと光輪寺さん、2つの大きなお寺もあります。できるだけそういうところに入ってほしいということは言うんですけれども、やはりそれは個人の意見の違いなもんですから、そういうことをそろそろ考えないといけない時期に来ているんじゃないかな、こういうことで挙げたわけでございます。

本当に困ってくる方がいますので、ぜひ今後、第6次総合計画の中にも盛り込んでもらうような形で、今すぐというわけにはいかないと思います。やはりそういう時代になってきているんじゃないかなということであります。

あとは高橋議員さんも言ったとおりですので、1番目の質問は私のほうからこれで終わり にさせていただきます。

○議長(塩原智惠美君) 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番(齊藤勝則君) 2問目の質問でございます。

公共交通の拡大をということで、これも先ほどの中村議員さんのほうからも出されております。そういう中で、私も公共交通協議会の一員であります。障害者代表としての一員であるわけでございますけれども、やはり障害者とか、あるいは高齢者、高齢化社会になってくるわけですが、そういう人たちにとって、本当にこのデマンドさんもバスもそうですけれど

も、今、本当に役には立っているわけです。村としては。しかしながら、こういう体力のない人たち、こういう人たちにとって本当に対応できているかというと、私はやはりちょっと福祉という点では弱いんじゃないかな、こういうふうに思いました。以前も議員さんの質問でありましたけれども、例えば接続することはできています。あちこち、山形とつなぐとか、洗馬のところとかでつなぐとか、どこどこにつながっていると聞いておりますが、やはり、例えば冬場、寒い中で駐車場で待っているということが、本当に高齢者にとってとか障害者にとっては大変だな、こういうふうに思います。できれば、ここにも書いてあるんですが、一気通貫で本当になるべくなら近い買い物とか、以前の調査でも出たんですけれども、近隣の医療機関、33人が1カ月に利用しているという結果も一時期の情報で聞いているんですが、あるんです。本当に高齢者の方が公共交通を頼っているなということがわかります。そういう点で、もう少し先ほど中村文映議員も言いましたけれども、デマンドと言いましても、もう少し地域の自治体と協議して、そういう施設とか医療施設、買い物施設、そういうところに行けるようなふうにしていけたら、本当に朝日の公共交通はすばらしいな、こんなふうに思うわけですけれども、そういう弱い人たちにとって考えが至っているのかな、こういうところがちょっと心配なもんですから、今後どのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

〇会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) それでは、齊藤議員の公共交通の拡大についてのご 質問でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど小林村長のほうから中村議員の 質問にお答えをさせていただいております。

まず最初に、近隣市村で規制の緩和はできないものかということでございますけれども、現在の公共交通システムの構築を図るときに、高齢者の移動実態を調査をしてございます。最も多い移動目的は通院でございましたけれども、月に数回程度と頻度が低いのが現状でございました。また、近隣の医療機関までということでございますけれども、高齢者の通院先でございますけれども、意外と多くて、整形外科、内科、眼科、歯科、皮膚科ということで、48の医療機関に通院をされている状況でございます。これにつきましても、塩尻、松本、山形と広範囲にわたるため、どこまで運行するかといった部分につきましては、公平な運行ができるかという問題もあったのが実情でございます。どこかで線引きすると、そこから先の病院に通っている人たちは行けないとか、そういった公平性を欠いてしまうという部分がご

ざいました。

また、この規制緩和という部分でございますけれども、近隣市村までの運行になれば、近隣市村の中を当村の公共交通がぐるぐる運行するわけにもいきませんので、そういったことになりますと、事前に行き先を全て運輸局のほうへ届け出て、許可をいただく必要がございます。それとあわせまして、近隣市村までの運行になれば、その地域を営業区域としておりますタクシー事業者などと調整、事前の同意が必要になると思います。

続きまして、近隣市町村との連携についてでございますけれども、こちらにつきましても、 先ほど小林村長のほうから申し上げました平成27年に松本広域の地方創生に係る会議の場で、 朝日村として要望をしたわけでございますけれども、近隣市町村の中では、時間をかけて検 討していくものということで整理された経過がございます。朝日村は、広域連携を望んでお るわけでございますけれども、近隣の市村は望んでいるかというとそうでもないというよう な状況でございました。こちらにつきましても、今後も機会があれば投げかけは行っていき たいと考えております。

最後に、買い物バスの関係でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど小林村 長が中村議員のご質問にもお答えしましたとおり、大型店までは行けるように前向きに検討 してまいりたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(塩原智惠美君) 齊藤議員、再質問はありますか。
齊藤議員。

[8番 齊藤勝則君登壇]

○8番 (齊藤勝則君) 村長のほうからも以前にも聞いておりますし、今課長のほうからも述べられたわけでございますが、この広域のあれについても、朝日のニーズとまだなかなか合わない部分もあるかと思うんですが、私が公共交通の委員になって、最初にその場で言った言葉が、朝日を陸の孤島にしてはいけない、こういうことを言ったんです。当時、松電の関係の方もいるときでしたけれども、そういう中で、殊に高齢者、免許返納とかいうことが国でも勧められているし、現実にふえてきておりますと、どうしても足の確保というのは必要不可欠なときに来ているな、こういうふうに思いますので、例えば、安曇みたいな場合には「あづみん」というのがあるんですけれども、安曇は今、いわゆる堀金村だとか結構広い範囲があづみんの活動範囲になっていて、結構広域ができるんです。同じデマンドみたいな中のあれでも。例えば松本、この近隣一辺だと山形なんかもやっていますし、今井の道の駅あたりでもあるんですが、公共広域交通というんですか、回ってきているんです。ああいう施

設、施設、拠点を、公共施設を回っているバスが、便数はそんなに多くないんですがあります。今井の道の駅とか山形の診療所とかそういうところを回ったりしているのがあるんですが、アイシティとか、ああいうものには朝日としては加盟できないものかなということをちょっとお聞きします。それで、一気通貫できれば乗りかえは余りしなんで足の不自由な方とか高齢者の方たちにはできるような方法を探ってみたらどうかなというのが私のあれですが、その点についてちょっとお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

○会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) 今、齊藤議員からお話のあったバスにつきましては、 多分松本市の西部広域のバスだと思いますけれども、松本の村井の駅のほうから山形の中を 通って波田方面に行かれているバスだと思いますけれども、それにつきましては、村のデマ ンドタクシーも、松本の今井の道のところで接続をしておりまして、そこで松本のバスに乗 りかえるようなことにはなっておりますので、そんなことで、ちょっと1回乗りかえが必要 にはなるんですけれども、接続は図っておりますのでお願いしたいと思います。

特に、高齢の皆さん、そういった乗りかえとかちょっと不安があるということもございまして、一昨年になりますけれども、高齢者の皆さんが、そういった乗りかえをして波田病院を行ったりということで、PRの動画なんかをつくらせていただきまして、それにつきましてはPRもさせていただいておりますので、そんなことで、今ある公共交通を使っていただいてということで村でも考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(塩原智惠美君) 再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番(齊藤勝則君) 今、課長のほうから答えてもらいましたけれども、確かにそういうことで、乗りかえというような形でやっているのが現状で、非常に努力はしていることは私も協議会の一員として思っております。それで、過去あったんですが、乗りかえのときの場所に、たしか風雪よけというようなことが提案されたことがあると思うんですけれども、高齢者の方、そういう待ち時間帯というのが本当にちょっと大変ではないかなとも思うんで、そういうものはぜひ今後検討していただけたら、現実ちょっと、余り引き継ぎの場所にそういう風よけとか何かあるのかなというのはちょっと心配なもんですから、その辺についてお聞

きしたいと思います。

〇議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

○会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) 齊藤議員ご質問の公共交通の接続場所の待合等でございますけれども、朝日村の公共交通接続場所となっているところが、塩尻市の原口の郵便局前、それと山形村の上大池です。バス停のところです。それと、先ほど言いました今井道の駅、それと、今井の上今井のところでアルピコバスに接続をしているということになっております。

その中でも、利用者の多い塩尻市の原口の郵便局前のほうには、うちのほうでそこにベンチを置かせていただくような形で、民家の軒先、屋根の下でございますけれども、ちょっとお借りをしてベンチを置かせていただいております。それと、その次に利用の多い山形村の上大池のバス停のところでございますけれども、そこは、こちらのほうで屋根つきの待合所を設けて、中で待っていただくように、2カ所は整備をしてございますのでよろしくお願いします。

○議長(塩原智惠美君) 今、齊藤議員の質問は、風雪よけとかということを言っていましたが、そこのところの検討はいかがですか。そこを今求めていましたが。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

〇会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) 先ほど申しました上大池のほうは風雪よけというか、 屋根も風もしのげるような形で待合所を設置してございます。

原口のほうは、適当な場所がなかなか確保できないものですから、民家の軒先ということで、屋根の下ということで雨とか雪はしのげる場所にございます。今井の道の駅のほうは、ちょっとあそこにちょうどロータリー的なところの軒が長い部分がございますので、その下で待っていただければというふうに思っております。

上今井のところは、非常に利用が少ないものですから、ちょっとそこまでは検討はしてございませんけれども、3カ所につきましては、雨とか雪はしのげるような形でそれぞれ用意させていただいておりますのでよろしくお願いします。

○議長(塩原智惠美君) 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

[8番 齊藤勝則君登壇]

○8番(齊藤勝則君) 今、課長のほうからも述べまして、やはりそれなりには屋根とかのあるところに借りてやっていたり、あるいは設けてもらっているというところもありますが、何としても、高齢者とか障害者の皆さんは本当に大変な負担をしょっているもんですから、今後、ぜひここら辺を十分に福祉の行き届いた村ということでやっていただきたいと。

先ほども村長のほうからも話がありましたけれども、大型の買い物センターにはぜひ1便 ぐらい考えてやれれば本当にいいことだなと、こんなふうに思っておりますので、協議会の 一員としましても、ぜひ、今後そういうことに力を入れていってほしいな、よろしくお願い したいと思います。

以上をもちまして私の2番目の質問は終わらせていただきます。

○議長(塩原智惠美君) 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

[8番 齊藤勝則君登壇]

○8番(齊藤勝則君) 3番目の質問ですが、これも先ほど中村議員のほうから質問がありましたので重複すると思います。

私は、この文章にも書いてありますが、党的立場ということで述べさせてもらっています。 今、安倍政権は、10月から消費税アップ、こういうものを進めようとしておりますし、ま たリーマンショック級の打撃がない限りやっていくと、こういうことを述べております。さ らに、この国保については、国・県の制度に移行で、国保の自治体の裁量が大幅になくなっ て値上げをするという、こういう形になってきているわけです。

この消費税と国保料のアップで、ダブルパンチで本当に危機に瀕している人がいるわけで ございます。資料をちょっと見せてもらったんですが、朝日村は農業収入が多くて、やはり 収入というレベルでは、平均すれば高いわけです。

また、医療費のほうを見ますと低いんです。低い方から数えたほうが早い。こういうところのひずみが出ているということで、実は先ほど中村議員も言いましたけれども、改定の額、こういうものを見ると、甚だ厳しい立場の人には大幅なアップだなというふうに私は本当に考えざるを得ません。

ここで党的なことを言うというのも、1つは、国から私たち、提案しているんです。私たちの党としても1兆円ぐらいのあれを投入していかなきゃいけない、こういう福祉に対してはということを提案を全体でもしているんですが、朝日村を見てみますと、恒常的にやはり

農業収入が高い地域だと思うんです。そういう中で、6年後ぐらいには平準化するというようなことを言っておりますけれども、やはり朝日村の国保料は、私は高いな、大変だなと思います。しかも、今回のアップ率がトップというようなことで、本当にそういう意味からすると、農業収入はない国保っきりの家庭もあるわけです。そういう家庭は、本当に払うことすら大変になってくるんじゃないか。それから、極端な言い方をしますと、私たちが心配しているのは、医療を自分から抑える。重症化しても医者にかからないというようなことは、私たちとしては絶対にそういう中であってはだめだ。こういう思いでいますので、このことについては、ぜひ私いつも言うんですが、国のほうへ、地域から県のほうにも、地域からこういうことで余り上げないでほしいと、平準化ってうまいことを言っておりますけれども、私が見てみますと、やはり負担が余りにも大き過ぎやしないかな、こんなふうに感じざるを得ません。

そんなようなことで、村民にこういうふうにやるならば、先ほど中村議員も言いましたけれども、本当にきちんと言わないと、私も過去において言われたことがあるんです。こんな額、私のうちじゃ払えない。こういうことを言われたこともあるんです。こういう底辺の方に対して、何かやっぱり支援策というものをやらなきゃいけないけれども、国としては、県としてもこういう激変緩和については減らしていきたい、なくしていきたいということは、個人に負担をかけてくる。こういうことなんです。だから、余りにも弱い人たちにひどい策じゃないかなと。私たちは党の中から、全国的にこれはここにも書いてありますが、いつまでも言っていますが、内部留保四百六十数兆円もある中でそういうところには手をつけずに、こういう本当に大変な人たちから医療費とか国保料をしっかり取ってこようというようなことは、本当にたまらなく感じております。

朝日村、ただ今までは本当に村の自治体の力でいわゆる財源を投入していただいて、低い中で来てくれていたわけです。こういう中で、今回の値上げ幅というのは、私は本当に大変だな、痛切に感じております。どうかその点を県なり国なりに声を上げていっていただいて、将来そうした人たちを守るような方向に、この政策を変えていってもらうようなふうに声を上げていっていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁をお願いします。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

〇村長(小林弘幸君) それでは、今のことについてお答えをいたします。

今、齊藤議員のお話の中で全体、国のレベルの話と、今回の朝日村の条例の話と混在をしておりまして、ちょっとその辺を分けて話をさせてもらいます。

国全体の税、また、国全体のそういった国・県の税の件に関しましては、税金が上がることについて地方から反対の声をという今お話ですが、やはり税が上がって喜ぶ人は誰もいません。ですから、高くなる、税が上がるという場合は、個々いろんな背景があるわけでして、国民一人一人がそれを判断していくことが大事だというふうに私は思っております。税が上がる云々については。ですから、私たち行政の立場としても、今回の朝日村の先ほどの条例の国保の云々はありますけれども、県に対しては、何で朝日村が高くなるんだということは、本当に担当者は毎日電話をして理由を突き詰めてやっているわけです。そういう中での話ですので、決して私たちが黙っているわけではありませんので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 齊藤議員、再質問はございますか。
齊藤議員。

[8番 齊藤勝則君登壇]

- ○8番(齊藤勝則君) 今、村長のほうから答弁をいただきまして、誰も本当に上がることを 喜んでいるわけじゃないということでありまして、ぜひ今後、東筑4村ですか、今回改定を しなんだということもありますので、ぜひ地域の福祉のために努力していただきたい。朝日 村としては、私は総合的に見ると非常に今までも努力していることは買っております。それ をぜひ、今後いろいろな中で考えていっていただきたい。こういうことで、この質問は終わ らせていただきます。
- ○議長(塩原智惠美君) 齊藤議員の3問目の質問は終わりました。

4問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

[8番 齊藤勝則君登壇]

○8番(齊藤勝則君) 4問目の質問は、小林新村政にかわりまして、今回初めての議会でございますけれども、それの最初に当たりまして、2つほどの質問をします。

1つは、私がちょうど1期目のとき、86名の職員がいて、やはり私が見てみるに、地域の ことは目が行き届いていたかななんて気もしているし、また、職員が過重負担をしょわなく てやれたなというようなところもあります。今、財政的な面で大分職員を減らしてきている

わけですが、その辺で、例えばラスパイレス指数も決して高くない中で、職員がいろいろ村 民とか、私たち議会の要求とかいろいろあるんですけれども、今、体制で本当に過重負担は ないのかな、そういうことで、ぜひ私はやっぱり職員あっての役場であるし、いろいろがあ ってそういう中で村政がうまくいくということもあるので、今後過重負担のないようなふう に、86名が今現在、ちょっとはっきり資料がなくてあれなんですが、最近聞いた情報だと50 名前後だということを聞いておりますが、嘱託の人もいると思いますけれども、負担がえら いのではないか。あるいは前よりも減っているかもしれませんが、遅くまで働いているよう な方もいるわけですが、そうした人たちが、職員がやったという実感よりは、大変だなとい う実感もあるんじゃないかと私は職員の立場から見ると、やはりもう少し村民のためにやる には人数も必要じゃないかな、こういうことが1つ目の質問ですし、もう一つは、新村長に なりまして目標というものがあると思いますが、例えば古見のバイパスがありますけれども、 庁舎から通じる古見道のあれをぜひ改良していただきたい。こういうことが実は、最近の常 会の中でもほとんど一致で決まりました。私は、愛ビタミンロード、中組バイパス、このバ イパスです。それから古見のところができますと、1つの循環路線というんですか、大きな 朝日の基幹道路ができるんじゃないかという、それと人口流入にも非常にプラスアルファに なるんじゃないかなということで、ぜひこんなようなことを進めていきたいと思います。

またきょうこういうことを私が言ったのを、村長の所信表明の中で公園とか先ほど聞きましたのでいいんですけれども、公園をやってみたいとかいろいろやっぱり夢がありますし、それをぜひ今後の第6次の総合計画の中で、今すぐということではないんですけれども、新しい色を出していっていただきたい。そんなふうに思います。

非常に今までの村長の回答を聞いていましても、福祉のこととか村のことについて前進的に考えているという感じを受けとれます。ぜひ村をよくするためにやっていただきたい。そのためには、やはり役場の職員の負担も考えてやらなきゃいけない。こんなふうに思っておりますが、その点についてお聞きしたいと思います。

O議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

〇村長(小林弘幸君) それでは、お答えいたします。

村長の政治姿勢ということの中で、今の人員で村民の願いに応えられるか。過重負荷ではないかという問いに対してですが、いろいろと心配していただいてありがとうございます。

現状を申し上げますと、現在正規職員は51名、嘱託職員が19名、そして臨時職員が48名、計118名の体制で、今この朝日村を運営しているということになっております。

以前は86名という数字がどの部分か、多分正規職員かと思いますが、ちょっと全体像がわかりませんが、現在はそういう体制で行っております。

ただ、ご心配いただくように、私もちょうどいただいているんですが、私もちょうどこの職について1カ月、性急な判断はできませんので、いろいろ状況を分析する中で、そういう人員の体制がもう少し強化したほうがいいならば、それは考えなくちゃいけないというふうに思っています。ただ、全体像がまだ見えませんので、今はいろいろお答えはちょっと差し控えたいと思いますが、そんなつもりではおります。

それと、新庁舎完成後、新村長としてどんな事業をやりたいかと、どんな村づくりをしたいかという質問かと思いますが、まさに保育園ができて、かたくりの里ができて、そして新庁舎が完成してということで、朝日村で村民が望む重要な施設は整ってきたというふうに思っております。そんな中で、どんな事業、村づくりをやりたいのかという質問なんですが、所信のときにも述べましたけれども、今後はより、今までそういったインフラ設備、村の施設云々ということが特に見えてきましたけれども、これからは、人に軸足を移した政策をより多くやっていきたいということが一番であります。

例えば、先ほどの話題にも出てきていますけれども、買い物バスであったり、または給食費というものを無料にできないかだとか、そして、朝日村の松本や塩尻から少し遠い地域にあるハンディを乗り越えるためにも、朝日村に来ていただくために一家一台で、例え1リットル1円でも燃料支援ができないかだとか、そういったようなことをいろいろ挙げてきております。私の挙げている政策が全てできたら、これはすばらしいことだと思いますけれども、非常に政策はやりたいんですけれども、お金だとかいろんな事情だとかで早かったりおくれたりすることもあるかと思いますが、そんな政策をぜひやっていきたいということが私の思いであります。

そして、福祉あふれる元気で明るい朝日村になったらいいなというふうに思っております のでよろしくお願いします。

それと、いただいている事前通告の中に、人事のことに触れられていますけれども、今は 出てこなかったけれども、変えたということでしたか。変えていますか、この内容。今出て こなかったような気がしたけれども。

人事において、好き嫌いだとかイデオロギーなく平等に対応しているかというような設問

もありましたけれども、齊藤議員のほうでどのようなことを念頭にイメージしておっしゃられているかちょっとわかりませんけれども、おっしゃるとおりで適材適所で、やっぱり人材の活用というのが大事じゃないかというふうに私は常日ごろ思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長(塩原智惠美君) 齊藤議員、今、質問の中で新田バイパスの件が出ておりましたが、 その答弁はよろしいですか。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長(小林弘幸君) 新田バイパスの件は、実は一昨日、古見の区長さんを初め、古見区から選出されている議員の皆さん、それと各常会長の皆さん、それと今後予定される古見バイパスの沿線の地権者の皆さん、三十数名にお集まりいただきまして、このようなことをやりました。

新田バイパスは、朝日橋から古川寺のところまでが新田バイパスということで、総称そういうふうに言い方していますけれども、ご存じのように役場までの第1期工事は、約二十数億円の予算の中で約半分使って完成したということで、その先が今は白紙の状態になっています。以前は、そこに向こうまで行く計画があったようでございますが、今は白紙であるという中で、非常にここに役場ができて、コンビニができて、この辺のロケーションが変わってきたものですから、これから先、古川寺まで向かう先の道路が非常に交通量がアップしてきている。または、各古見地区からここの道を広げられないかというような要望が出始めているということの中で、一応役場のほうとして音頭をとって、先ほど申した皆さんに一昨日お集まりをいただいたということです。新田バイパスの懇談会という名称でお集まりいただきました。

そこは県道に今後はなるものですから、県のほうへの要望に関していろいろな下打ち合わせをする中で、役場主導でなくて、住民主導の要請が急務である。それが必要であるということであります。ですから、本当に地元の皆さんがこのバイパスを望んでいるのかということが一番の大事な、根本的な話でございまして、その確認のためにこの間懇談会を開かせていただいて、全員賛成で今度の新田バイパスの延長の部分をつくってもらいたいということに、その懇談会全員一致で決まりましたので、これからは松本建設事務所を通して、県のほうに正式にバイパス完成に向けて要望を出していくということになりますので、よろしくお

願いいたします。

以上です。

○議長(塩原智惠美君) 齊藤議員、再質問はありますか。 齊藤議員。

[8番 齊藤勝則君登壇]

〇8番(齊藤勝則君) 今、村長のほうからも前向きな姿勢で地域の住民からの意見を聞いた りして、これから松建のほうにも正式に申し込んでいきたいということでございます。

私が今までした質問の中でも何回かの質問があるんですが、やはり今まで5,000日近く朝 日村、死亡事故ゼロを続けております。こういう中でこの場所、極めてよけちがいもできな い危険なところもありますし、また、交通量がふえております。そういう意味で緊急な対応 も必要じゃないかと思いますので、ぜひ、私たち地域住民、議会、行政一丸となってこの道 路を実現していくようなふうにお願いいたしまして、私の4問目の質問を終わらせていただ きます。

ありがとうございました。

○議長(塩原智惠美君) これで、齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

◇ 上 條 昭 三 君

〇議長(塩原智惠美君) 次に、9番、上條昭三議員。 上條議員。

[9番 上條昭三君登壇]

〇9番(上條昭三君) 9番、上條昭三でございます。

本日は、3問の質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問、結婚への出会い支援について。

厚生労働省は6月7日、2018年の人口動態統計概数を発表しました。死亡数から出生数を 引いた自然減は44万4,085人と、初めて40万人を超えました。1人の女性が生涯に産む子供 の推計人数を示す合計特殊出生率は1.42で、3年連続で低下しました。死亡数は136万2,482 人、前年比2万2,085人増で戦後最多でありました。出生数は91万8,397人、前年比2万 7,668人の減で、統計をとり始めた1899年以降、最少を更新しました。この結果、自然減は、 前年より4万9,753人拡大し、過去最大となりました。人口の自然増減数は、平成元年には45万8,208人増だったが、平成16年に2万1,266人減とマイナスに転じております。婚姻数は58万6,438組、前年比2万428組減で、戦後最少でありました。とにかく、人口減、婚姻数も減少していると、出生率も減少、全て減少ということです。

さて、ボランティア団体のしあわせ信州・朝日では、男女の出会いの場をつくる努力をしてまいっておりますが、支援活動の参考にするため、4月に独身の朝日村消防団員100人に対してアンケート調査を行いました。回答した20代から40代35人のうち、31人が結婚したい、またはいずれは結婚したいと回答しています。このアンケートの結果から推察すると、朝日村の独身男性の約89%の人は、結婚を望んでいると考えられます。

8月からは、結婚支援に携わる地域おこし協力隊員が着任するようですので、さらなる支援が期待できます。そこで、支援の参考にしたいのですが、過去3年間の朝日村村民の結婚した人の人数は、男女別に何人だったでしょうか。

以上が1問目の質問です。

○議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長(上條文枝君) それでは、上條議員ご質問の結婚への出会い支援についてお答え申し上げます。

しあわせ信州・朝日の皆様におかれましては、これまでは、婚活支援のためのイベント、 企画、運営等をいただき、また、今年度は、対象者へのアンケート調査をいただくなど、村 の婚活支援活動にご尽力をいただきまして感謝を申し上げます。

それでは、今回のご質問の過去3年間の村内の結婚状況につきましてお答え申し上げます。 住民基本台帳で、住民票の異動の中で婚姻によります異動集計で出した件数でございます。

平成28年度、男性8名、女性10名、計18名、平成29年度、男性10名、女性18名、計28名、 平成30年度、男性9名、女性10名、計19名でございます。

以上でございます。

O議長(塩原智惠美君) 上條議員、再質問はありますか。

上條議員。

[9番 上條昭三君登壇]

〇9番(上條昭三君) ただいま実数をお伺いしましたが、結婚を希望している男性が多いん

ですが、実際に結婚した数はほとんど数えるぐらいということでございます。

本年度、6月30日に、朝日村消防団男子との素敵な出会いということで計画しております。 村のために活躍している消防団男子と、元消防団の支援をしていければと考えております。 以上で1問目の質問は終わります。

○議長(塩原智惠美君) 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

[9番 上條昭三君登壇]

○9番(上條昭三君) それでは、2問目の質問をさせていただきます。

高齢者の安全運転について。

池袋で起きた高齢者ドライバーによる大事故は、世間の耳目を集めました。しかし、高齢者ドライバーによる事故は珍しいものではなく、もはや社会問題となっています。

6月に入ってからも、福岡で81歳の運転する車が暴走する事故がありました。危険運転に よる事故は、まさに突然静かに襲いかかってくるミサイルみたいなものなので、避けようが ないのです。

6日午後3時ごろには、愛知県名古屋市栄の繁華街、錦3丁目で高齢ドライバーによる事故が起きました。事故は、80代の男性が運転する乗用車が、地下の駐車場から急に飛び出し、 ワゴン車と衝突、そのはずみでワゴン車は横転しながらタクシーに突っ込んだといいます。

最近、高齢ドライバーが起こす交通事故のニュースが頻繁に報じられています。高齢者ドライバーには講習会があるなど、また、免許の返納制度があるにもかかわらず、どうして事故がなくならないのか、具体的に認知症が進行しているとか、既に何度か事故を起こしたというように明確な根拠がある場合は、一日も早く運転をやめて免許証の返納をしなければなりません。不幸な事故が起きてからでは遅いのです。

一方、根拠はないものの、一定の年齢を理由に一足飛びに免許返納を迫るのは、別の意味で危険です。運転をするという行為は、自身の健康を保つにも役立っているからです。運転というのは、数多くの情報を分析し、幾つもの選択肢から最適なものを判断し、その上で手足を動かすということを瞬時に行う大変高度な動作です。運転をやめた途端に、それまで元気だった人がふさぎ込みがちになったとか、認知症になったという話を聞いたことがあるかもしれません。

考えていただきたい。高齢者の免許を返還すると、公共交通手段のない地域は、移動の手

段を失います。安全に運転しているのであれば、一日でも長く運転を続けられるよう対策を 講じていこうではありませんか。

高齢者の事故対策で最も効果的なのは、加速抑制装置の導入だと思います。これは後づけができ、安価で、ペダルの踏み間違いをしても、アクセルをブレーキ並みに急激に踏んでも加速しないシステムです。福岡の事故、あれだけ高い速度域に達してしまうと、もう打つ手はないのです。

朝日村高齢者ドライバーの加速抑制装置導入に補助金を出し、高齢者でも安心して運転できる村にしませんか。

このことを書いた後の10日から12日ごろまでのテレビニュースでやっていましたが、東京都の小池知事が、この後づけの加速抑制装置の運転体験をしたそうです。 9割の補助金の導入を決めたとか決めないとかというニュースをやっていましたが、やはり同じような考えであると思います。

以上が2問目の質問でございます。

〇議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

〇村長(小林弘幸君) それでは、今の件についてお答えをいたします。

高齢者が免許を返納すると、移動手段を失って安全運転を続ける対策として、加速抑制装置、その導入に補助金を出したらどうかということでございますけれども、75歳以上の方が高齢者ドライバーと日本では定義をされているようです。朝日村には392名おられまして、全体の11%の方が高齢者ドライバーだということのようです。

現在、朝日村としての基本的なお願いでございますが、高齢者の方へのお願いでございますけれども、なるべく、くるりん号や村営バスが利用できる範囲においては、利用をお願いしたいということをまず第一に考えております。

それで、肝心かなめの運転継続の場合、ご推薦の加速抑制装置、またはその他の装置も徐々に開発が進んでいるようでございますけれども、今の技術動向を注視しながら、必要なら検討してまいりたいというのが今の状況だと思います。

本当に、先ほどといい、東京都のその話も伺いましたけれども、今後は研究する必要があると思いますけれども、技術動向を注視していくという今は段階だと私は思っております。 以上です。 ○議長(塩原智惠美君) 上條議員、再質問はありますか。

上條議員。

[9番 上條昭三君登壇]

○9番(上條昭三君) 加速抑制装置、研究していいものがあると思いますので、補助金導入、 ぜひ検討をお願いします。

以上で2問目の質問は終わります。

○議長(塩原智惠美君) 上條議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

[9番 上條昭三君登壇]

○9番(上條昭三君) それでは、3問目の質問をさせていただきます。

事業用の大規模太陽光発電の設置制限についてでございます。

最近のニュースで、木曽町では、三岳のゴルフ場跡地に計画された大規模太陽光発電施設の建設に反対する住民組織、御岳山の自然を守る会が、計画反対の署名を集めて提出して、町長に計画中止に向けた善処を求めています。

町長の私見では、計画の中止を望んでいるので、皆さんの意思は事業者にはっきりと伝えていく。ただし、土地所有権を持つ事業者への対応には限界があるとしています。

事業者は、52へクタールの土地に太陽光発電施設建設を計画し、町条例に基づく届け出の 準備を進めているとのことです。これ、太陽光設置条例が町条例にあるということです。

朝日村でも同じような事例が起こる可能性がありますので、事業者による大規模太陽光発電設置条例をつくり、住民との事前協議を義務づけてはいかがでしょうか。これ、木曽町では事前協議を義務づけていないんです。届け出さえすれば設置できるというような条例であったと思います。

以上が3問目の質問であります。

○議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

〇建設環境課長(塩原康視君) 上條昭三議員ご質問の、事業用の大規模太陽光発電の設置制限についてお答えいたします。

ご質問中の太陽光発電の施設は、平成30年に改定された国のエネルギー基本計画において、

再生可能エネルギーを主力電源化していくという方向性が示され、平成24年からスタートした国の固定価格買い取り制度の導入など、再生可能エネルギーの普及促進策の効果により、 太陽光発電施設の導入が、事業用、また、家庭用とも大幅に増加しました。

一方で、議員が事例紹介されたように、事業者が地域住民などの周辺関係者と防災・環境・景観上の懸念などを巡り、トラブルが発生しているのが実情です。

国・県及び地方自治体では、その対策として、主環境評価法、景観法、農地法、森林法などの関係法令等により、規制の取り組みがされているところであります。

議員ご質問の、事業用の大規模太陽光発電設置条例による住民への事前協議の義務づけについてでありますが、昨年4月現在、長野県内での条例による住民への事前説明を義務づけている自治体は32自治体、また、住民への事前説明を義務づけていない条例、または指針や行動規範といった通称名ガイドラインを定めている自治体が20自治体、また、根拠規定を定めていない自治体が、朝日村も含めて25自治体です。

再生エネルギーの普及促進と生活環境、景観、その他自然環境の保全の相反する2面性を行政の責務として持ち合わせている太陽光発電に対して、条例は住民の権利を制限し、義務について定めている。一方、ガイドラインは、法的効果はないのですが、太陽光発電施設によるトラブル発生の行政としての抑止効果はあるものと考えられます。したがいまして、議員ご指摘の、朝日村での太陽光発電施設によるトラブル発生の可能性は十分に想定されるため、事業者が施設設置時に行政としての要望を示すガイドライン制定に今年度取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長(塩原智惠美君) 上條議員、再質問ございますか。 上條議員。

[9番 上條昭三君登壇]

- ○9番(上條昭三君) ただいまガイドラインを今年度設置するということでございますが、 そのガイドラインでは、住民との事前協議とか、そういう形のものはあるんでしょうか、ないんでしょうか。
- 〇議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

塩原課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

〇建設環境課長(塩原康視君) ガイドライン制定に当たりまして、今年度、これからの取り

組みとなりますので、具体的な内容等につきましてはこれからとなります。しかしながら、 ガイドラインは、法的効力はないのですが、事業者への行政としての要望を示す形となりま すので、要望の中に住民との協議を求めるという形のものは可能かと思われます。

以上であります。

〇議長(塩原智惠美君) 上條議員、再質問どうぞ。

[9番 上條昭三君登壇]

○9番(上條昭三君) ただいま、ガイドラインで拘束力がないものをつくるということでございますが、ぜひ拘束力のある条例も検討の一つに加えていただきたいとこのように考えます。

いつも私は、太陽光発電を大規模なものが方々につくられているのを見て、景観に反する ようなものもあるんじゃないかと思って、いつも注意して見ておりましたが、ぜひ朝日村で も反対運動が起こらないような対処をひとつ事前から考えていただくようにお願いしまして、 私の質問を終わらせていただきます。

○議長(塩原智惠美君) これで、上條昭三議員の一般質問は終わりました。

◇ 北村 直樹 君

O議長(塩原智惠美君) 次に、10番、北村直樹議員。 北村議員。

[10番 北村直樹君登壇]

〇10番(北村直樹君) 10番、北村でございます。

本日最後ということでよろしくお願いいたします。

私は、本日2つのことについてご質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願い いたします。

まず、1つ目、消防団員の処遇改善・消防行事の日程課題についてということでお尋ねい たします。

当村における消防団員数は、現在163名の団員の方が所属しており、うちラッパ班が21名 と伺っております。

消防団員の方々には、自分の職業と家庭を持っているにもかかわらず、常日ごろより村内

の消防団活動にご尽力をされていることは、本当に頭が下がる気持ちでいっぱいでございます。

消防団員は、朝日村住民の生命・身体・財産を災害から守るという強い使命感と、みずからの地域はみずからで守るという郷土愛護の精神に基づき、献身的に日々任務の遂行に当たっているかと思います。

また、地域密着性、即時対応力、要員動員力などが挙げられます。地域とのつながりが深く、各種事情に精通しており、いざ災害が発生した際には、いち早く現場に駆けつけ、災害防御に当たるなどの機能性を有しております。

しかし、さきにも申し上げたように、各団員には、みずからの職業を持ちながら、さらに 家庭を持っている方が多く、昨今、その活動範囲の見直しが話題となっております。

当村でも、本年の2月3日に、中央公民館におきまして現役消防団員の方々と議会とで懇談会を実施いたしました。団員の方より、1、近年、家庭環境の変化等により、消防団員確保が課題となっている。2、現在の消防団員の活動のあり方について疑問がある。3つ目、団員ご家族への負担等々。現場レベルにおきましてさまざまな内容が議論をされました。

時代は変わりつつある中で、消防団員に全てを頼るのではなく、地域全体で消防団活動への理解を深め、地域全体で消防団を支えることが必要であるとの見解に至りました。

そんな中でも、当村は、団員に対し、支援を行っているほうだと私は考えております。これまでの村政においては、消防団員に対して活動服や防護服の支給、さらに、消防車両の最新化を図ってまいりました。小林村政も、本定例議会において一般会計補正予算から消防団員の夏用活動服の検討や、防火服を新たに整備するとの内容が盛り込まれた内容が記されました。消防団員に対し、意欲的に支援を行っていると捉えております。実際、消防団員の方より、こういった村の支援は非常にありがたいとの感謝の言葉を私は聞いております。

物事を遂行するには、ハード面とソフト面の両翼が機能しなくてはならないと私は考えて おります。消防団員に対する活動アイテムは、ハード面に当たると思います。今後は、ソフ ト面、活動内容の見直し、処遇の改善が必要であると考えられます。

次に、消防団の行事日程課題について触れさせていただきます。

本年は、1月6日日曜日に新役場庁舎におきまして出初式が行われ、午後には、各分団に 分かれて祝賀会が行われました。そこには、地元議員を初め、区長、地区長、退団された消 防団員、そして現役消防団員が集まります。祝賀会ですので、当然酒類が振る舞われました。 しかし、その日は、村内各地で行事が、例えば三九郎等の行事が行われました。万が一火災 が発生したらどうなっていたでしょうか。

以上の点から、消防行事と各地区で行われている実施日をそれぞれ分けて行う必要性があるのではないでしょうか。

以上のことから、下記の質問をいたします。

本年2月3日に行われました消防団懇談会におけるさまざまな課題に対し、当局の見解は。 2つ目、消防行事と各地区で行われる行事日程について、当局の見解をお尋ねいたします。 以上です。

○議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

〇会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) それでは、北村議員の消防団の処遇改善、また、出 初式等の日程課題についてお答えをさせていただきます。

最初に、消防団懇談会における諸所の課題に対し、当局の見解はとのご質問でございます。 消防団の活動につきましては、議員がおっしゃられますよう団員それぞれ仕事を持ちなが ら、火災や豪雨などの災害対応、また、予防活動など地域の安全・安心の確保のため、献身 的に活動をされておりまして、あらためて感謝を申し上げるところでございます。

村としましても、消防団員が活動しやすい環境づくりのため、消防資機材の更新、活動服、防火着、安全靴などの装備の充実、待遇改善を図るため、退職金への村費の上乗せなど取り組みを行ってきているところでございます。

こうした中、近年は、消防団の団員数の減少、また、高齢化が進み、地域における消防団 員の確保が全国的な課題となってきているところでございます。

当村におきましても、朝日村消防団の条例定数は170名となっておりますが、現在の団員は30名の機能別団員を加えて163名の状況でございまして、社会情勢の変化に伴い、各分団における団員の確保は厳しい状況にございます。

このため、ことしの2月3日には、消防団におきまして、副班長以上の消防団幹部の皆様、 それと議会の皆様による懇談会が開催されまして、分団の団員確保のほか、消防団を取り巻 く現状と課題などについて話し合いが行われました。

この懇談会で出された意見では、現状と課題としまして、団員確保が難しいといった状況のほか、本部班の再編成の必要性、総合訓練の開催時期の検討といった課題のほか、消防団の課題としましては、総合訓練におけるポンプ操法訓練の軽減、吹奏訓練の負担が大きいラ

ッパ班への交付金の増額、ポンプ操法大会の見直し、参加行事の集約、車両の安全祈願祭の 日程変更、行政への要望・課題としては、団員の税金の軽減、団員確保について、役場を通 じて地域企業への働きかけ等があったようでございます。

この中で、消防団の課題につきましては、総合訓練におけるポンプ操法訓練の軽減、また、 吹奏訓練の負担が大きいラッパ班への交付金の増額は、それぞれ消防団のほうで既に対応を 行っているものでございます。

行政への課題や要望につきましては、ことし村長選挙もあったため、この後朝日村消防団の小林団長と小林村長のあいだで懇談会を持つことになっております。その中で、2月3日に行われました消防団の懇談会で出された諸所の課題が話し合われることになっておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、出初式及び祝賀会の日程等、三九郎の日程についてということのご質問でございます。

出初式の日程につきましては、朝日村消防団は、以前は曜日に関係なく1月10日に実施をしておりましたが、当村の団員につきましても、社会情勢の変化からサラリーマンが多くなったため、10年ほど前に1月の第1日曜日に開催をするよう見直しをしております。これも団員が、消防団行事のために会社を休まないようにする配慮から日曜日開催に移行した経過がございます。なお、三九郎につきましては、事前に松本広域消防局に届け出を出すことになっておりまして、松本広域消防局では、有事に備え、事前に場所等の確認を行っているとのことでございます。また、出初式、祝賀会当日、各分団におきましても、飲酒しない隊員を確保しておくなど、いざというときの出動態勢は整えているようでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

O議長(塩原智惠美君) 北村議員、再質問はありますか。

北村議員。

[10番 北村直樹君登壇]

○10番(北村直樹君) ありがとうございます。

この後、総務課長に幾つかご質問をさせていただきます。

今後、消防団の方と今後のことについて、課題について検討していくという中で、まず最初に、報酬の部分についてをちょっとお尋ねしたいと思うんです。

朝日村例規集、こちらを見ますと、各消防団員の報酬というものが記載されております。

これは年額になります。月額ではありません。年に一遍の報酬ということになりまして、今から少し発表させていただきます。

まず、団長、16万9,400円、副団長、11万8,400円、分団長、9万4,900円、副分団長、4万9,000円、班長、2万5,500円、団員、1万9,400円。先ほど、団員が機能別団員を入れて163人ということで、ある種役職者という方というのが、報酬で見ると約17人いるんです。ということは、163人から17人を引くと146名、この方の団員の報酬というのが1万9,400円であるだろうと私は推測しております。

じゃあ、この金額が今の活動と見合っているのかというところをちょっと私は考えたんです。実際の消防団員の年間活動を、実際に消防団員の方を交えてちょっとヒアリングさせていただきました。3つの項目で発表いたします。

公務と言われている出動に関しては、出初式、それから任命式、ラッパ、それからポンプ 操法の大会出場、秋の防災訓練、お夏まつりにおける消防活動、区に関しましては、各区の 納涼祭の出動、それから団員確保の活動、また、消防訓練といたしましては、ラッパ、それ からポンプ操法の大会出場に向けた訓練及び5月に実施の合同訓練、それから日常訓練、こ れだけあるんです。これだけやっぱり地域、消防団活動をしていて、団員に対しての報酬が 1万9,400円というのが果たして妥当なのかというところを疑問に思いました。

そこで、総務課長にお尋ねいたします。

報酬の現状についてということで、根本的に私は今、活動に対しての報酬は低いんでないかなというふうに考えているんですが、この報酬というものを村のほうで、要は改定ができるのかどうか、はたまた、これは消防長のほうで、消防本部のほうで決まっているから改定するのが難しいのかどうか、そういったところをまずお尋ねしてもよろしいでしょうか。

〇議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

〇会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) それでは、北村議員の消防団の報酬に係るご質問で ございますけれども、この報酬につきましては、朝日村は、消防団員に限らず、非常勤の特 別職の報酬ということで、条例のほうに定めております。消防団の報酬につきましては、国 から決まっている金額ではなくて、それぞれの自治体で定めている報酬になります。

報酬でございますけれども、消防団員の報酬につきましては、近隣と比較して高い部分もありますし、一方低い部分もございます。この報酬の改定につきましては、報酬審議会とい

う審議会がございまして、そこへ村長が答申をして、そこで審議をしていただくことになっております。審議するとなると、やはり近隣のバランスということになりまして、そういったものを踏まえて審議会のほうで決めていただくことになりますので、近隣が一つの目安という形になると思います。

そういったところから見ますと、先ほど消防団の報酬につきましては、一部ではちょっと 低くなっている役職もございますし、よその町村より高くなっている部分もあるということ で、内容は、近隣での比較はこうなっておりますのでよろしくお願いします。

○議長(塩原智惠美君) 再質問ございますか。

北村議員。

[10番 北村直樹君登壇]

○10番(北村直樹君) それを把握した中で、近隣市町村とのバランスをとっているという 模範的な回答に私は捉えてしまうんですけれども、よそがどうだからというのはどうなんで しょうか。よそといいますと、特に人口規模も違うと思います。財政力も違うと思います。 また、年代別という部分も違うと思います。私は、これを上げろということについては、し っかりと財政の中身と、あとは実際の団員の方が納得するという前提であれば、私はこれは 前向きに考えるんです。あと、報酬以外の部分でも、例えば報酬が上げられないのであれば、 別の方法も考えられると思うんです。先ほどちょっとお話が出ましたけれども、村民税だっ たりそういったことが優遇できないのかどうかというのも一つの案だと思います。しかしな がら、これは直接村の財政にかかわってくると思いますので、やっぱり慎重にならなくては ならないと思っております。

じゃあ、簡単にこれをまず解決するには、どのようにすればいいのかということを考えたときに、やっぱり消防団員の活動の見直しというのが、私は一番先に上がってくるのではないのかなというふうに思っております。

例えば、これは私の提案でございます。ラッパ、それからポンプ操法の参加についてをちょっと触れさせていただきます。

第1分団から第5分団まで、年単位でこれは出場が年次年次変わってくると思うんですけれども、やっぱり団員の方の話を聞くと、これの参加という部分の訓練が非常に大変であるということであるそうです。ましてや先ほど申し上げましたように、報酬が1万9,400円という中で、だったら、ポンプ操法の意味というものをいま一度考えてみてはどうなのかなと。そもそも消防団というのは、初期の消火活動であったりですとか、地域の災害が発生したと

きに、やっぱりそこは消防団が陣頭をとって、真っ先に防災、それから災害を守るということがあるわけです。そこに競技として技術を争うということが、消防活動と一致するのかなという疑問が私あるんです。本来の目的というのは、先ほど申し上げたように消火活動、でも、競技を争うというのは、これはまた別じゃないのかなというふうに私は考えているんです。ですから、ラッパのポンプ操法の大会について、私は否定はしません。否定はしませんけれども、各分団で、例えばやってみたい、出てみたいという人を選抜して、そこである程度参加者を募って、朝日村の本当の代表ということで出場してもらうのはどうなのかなということは考えております。

また、それに対して献身的に大会に出場するということであれば、じゃあ成果に応じて報 奨金という部分を私は払ってあげれば、そういった形の士気が養われるのではないのかなと いうふうにも考えております。

次に、またちょっと朝日村の例規集から抜粋をさせていただきますけれども、消防団の階級というものがございます。例規集には、団長、副団長、分団長、それから副分団長が幹部であるということが記されております。先ほど、祝賀会の話をちょっとさせていただきますけれども、そのときには、団員の方が全員来ているわけです。私は、団員の方全てが別に来る必要があるのかどうかというところに疑問があります。例えば出初式、それから祝賀会、いろんなポンプ操法の反省会等々あると思うんですけれども、私は、この役職者という方だけでもいいのではないかと、それがすなわち団員の方、普通の一般の団員の方たちのイベント、それから行事ごとの参加の縮小につながるんではないかというふうに考えております。ここで質問をさせていただきます。

いま一度、朝日村例規集をもとに、団員活動が、ここは絞れるんではないかということを しっかり協議をしていただくことはどうなのかというところをお尋ねしてもよろしいでしょ うか。

○議長(塩原智惠美君) 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

○会計管理者兼総務課長(上條晴彦君) それでは、北村議員から幾つかご質問がございましたので、順次お答えさせていただきたいと思いますけれども、先ほど、報酬の話にございましたけれども、報酬のほうは、先ほども言いましたとおり審議会というものがございまして、近隣のバランスをとってということがございますので、それはなかなか近隣と歩調を合わせ

るような形になっております。

そのほかに、朝日村としては、独自に消防団員の退職金でございますけれども、こちらに つきましては、退職の共済組合から来るお金というのは、大体勤務年数5年間は一定のもの ということで、同じ金額しか来ませんけれども、そこに朝日村独自で上乗せをさせていただ きまして、1年ごと金額が変わるような形で上乗せの退職金ということで行わせていただい ております。

それと、福祉共済ということで、団員に何かあったときの共済の掛金でございますけれど も、こちらも、市町村によりますと団員個人が掛けなければいけなくなっているところもご ざいますけれども、そういったものも、今朝日村は、全て村のほうで掛けさせていただいて いるような状況でございます。

それと、若干ラッパ吹奏大会とポンプ操法大会のあり方のお話がございました。それと式 典等の出席、役員だけでいいじゃないかという部分がございましたけれども、その辺は、や はり消防団の活動になりますので、団長というか、そちらのほうの意見が重要になってくる と思いますのでお願いしたいと思います。

ちょっとお聞きすると、このポンプ操法大会等のあり方につきましては、小林団長のほうでも選抜式にしたほうがいいんじゃないかとか、そういった案を今検討中のようでございましたので、一旦は先ほど北村議員からいただいたご質問につきましては、消防団員の中で検討していただくものだと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長(塩原智惠美君) 再質問ございますか。

北村議員。

[10番 北村直樹君登壇]

○10番(北村直樹君) タイミングがよかったと言うべきか、今回、私の言ったことを、消防団活動の団長以下の方と打ち合わせをする際にしっかりともんでいただき、団員の方のやる気だったり、活動に見合った、そういったものがあるのかどうかというのをしっかりと検討していただきたいなというふうに思っております。

最後に、小林村長にも一言ちょっといただきたいなというふうに思っておりますが、2月3日、議会と消防団とで打ち合わせをさせていただいた際、まだ小林村長も議員という立場でこの会に出席され、そして諸所の課題、さまざまな課題についていろいろとお考えになられたことだと思います。今後、朝日村の首長というリーダーとなったということで、この消防団の活動のあり方、何かこういったことを課題に捉え、こういったことを解明していくと

いう、小林村長なりの、もし抱負等があればお聞かせいただければと思いますがいかがでしょうか。

〇議長(塩原智惠美君) 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長(小林弘幸君) 私たちも一生懸命消防団活動をした世代でありますので、今と昔と、 俺たちのやったころと今とはいろんなことで変わってきているんだなというのを今感じています。

それで、先ほども行事云々、今の世代の人たちの参加率、それは、俺たちがやっていたころというのは、すごく燃えながら、朝日村は俺たちが守るんだというようなこともあったり、いわゆる訓練も、日々訓練を重ねないと、非常時には何も対処できないというような思いもあって、操法訓練も一生懸命やりました。ですから、多分今の現役の人たちも、これだけの訓練をやるから日々行動ができるんだという思いでいる方もいると思うんです。ただ、いかんせんそれは個人的な考え方でありますので、40年も前の私の時代でも、1回も消防活動に出てこない人も確かに一、二名いました。そういったものが膨らんできているということがありますので、この間、ちょっと話がまとまりませんけれども、いろいろ話を聞くと、消防団の加入活動に行くと親が出てきて、「うちの息子はできません」、その一言で終わりという、非常に何か昔とは違うかなということを感じています。私流の考え方ということは何かということに行きますけれども、私はやっぱり、ある程度消防団というのは、規律を守って、いざというときに村民の命、財産、そういったものを守る、そういう気概を最後まで持ってもらうための日々の活動であったり日々の訓練、こういうことが大事ではないかというふうに思います。

まとまっているかどうかわかりませんが、そんな思いではいます。以上です。

○議長(塩原智惠美君) 再質問ございますか。

北村議員。

[10番 北村直樹君登壇]

○10番(北村直樹君) 小林村長、ありがとうございます。

本当、まさに村長最後におっしゃられた日々の訓練、それがあって本来の消防団活動があり、村民の財産、それから身体、そういったものを守れる。やっぱりそれはそのとおりだと思います。あとは、どういった形で消防団員の方が士気を高めてもらうのか。そういった部

分をぜひご検討していただきながら、消防団、今後消防団員の方と打ち合わせをされるということに対してそういったところを配慮していただきながら、とにかく消防団員の方の負担が減りながら納得できるような活動づくりをつくっていっていただければなというふうに思っております。

以上を含めまして、私の1つ目の質問を終了させていただきます。

○議長(塩原智惠美君) 北村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

北村議員。

[10番 北村直樹君登壇]

〇10番(北村直樹君) それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

村で生まれ育ち、住み続ける若者、Uターン者に優遇措置を②ということで、質問をさせていただきます。

この質問は、本年の3月定例議会において一般質問をさせていただきました内容になります。

前回の質問時には、前村長であります中村村長が退任することが決まっていたため、首長の思いを直接伺うことができませんでしたが、改めて新村長であります小林村長のお考えを伺うものになります。

前回の内容と重複いたしますが、今後、村内でも人口減少が進んでまいります。そこで、 当村では、人口確保、人口増加対策の一環といたしまして、今後さまざまな施策を実行して いくと思います。

これからの朝日村を支え、朝日村を朝日村らしく担っていくのは、何といっても若き人材 であると考えております。それには、地元朝日村に若者が定着してもらえるような環境づく り、施策が必要であると考えます。

そこで、村育ちで朝日村に住む若き力やUターン者等には、期待を込めてさらなる優遇は 考えられないでしょうかと質問をさせていただきました。

また、同じ朝日つながりであります山形県朝日町においては、若者就労者支援の一環で、 若者地元就業者激励金なる施策を行っていることをお話させていただきました。

若者就業支援対策について担当課長より、農業関係では、国・県レベルで審議は行っている。新年度から県で就業・移住支援業務を行う予定であり、当村独自の支援については、朝 日町の若者地元就業者激励金は、事務レベルで確認をして、新しい理事者と協議、検討を行 うと答弁をいただいております。

新小林村長体制下となって大変忙しい時期であったかと思いますが、このことについての 協議の進捗はいかがでしょうか。

以上のことから、下記の質問をいたします。

担当課長、協議においての進捗結果について、当局の見解はどうであったでしょうか。

時期も時期であったので、協議がされていないのであれば、今後の見通しについてお尋ね いたします。

小林村長、村長は、全ての村民に福祉を充実させるお考えでありますが、若者支援について村長の気持ちをお聞かせください。また、小林村政流の若者支援対策の具体案をお持ちであれば、ぜひお聞かせください。

以上になります。

○議長(塩原智惠美君) ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長(上條靖尚君) それでは、私から、北村議員ご質問の、まずは若者就業の激励金等の検討についてお答えをさせていただきます。

まずは、前回ご質問いただいた山形県朝日町の若者地元就業者激励金の検討についてでございますが、資料のほうも確認をさせていただく中で、山形県朝日町の制度ですけれども、朝日町では、新規学卒UIJターン就業者激励金として交付要綱を定めて実施がされておりました。制度の概要については、町内に住所を有し、町内において正規の職業に終業した新規学卒就業者、UIJターン就業者が交付対象となっており、激励金の額は、1名につき3万円となっておりました。小林村長とも協議をさせていただく中で、現時点では前向きに検討していきたいということで協議をしておりますのでお願いしたいと思います。

以上です。

〇議長(塩原智惠美君) 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

〇村長(小林弘幸君) それでは、私のほうから、若者支援についての村長の気持ちはという 部分についてお答えいたします。

私も朝日村村内に若者が多く残ってほしい。そして、一旦は外に出ても、早く戻ってきて ほしいというふうに思っています。その呼び水として、先ほどの支援策、またはいろんな支 援策があると思いますけれども、慎重かつ大胆に考えていく必要があると、今は思っております。

そして、私流の若者支援対策はということになりますけれども、今、朝日村に住む若者は、 跡取り、それと新規就農者として農業に従事している若者と、勤め人として村外、村内に通 勤する者に大別はされると思います。農業者としての若者ですが、やはり農業という特性か ら、どうしても行動範囲が狭くなる、そのように私は感じておりますので、同じ仲間だとか、 同じ世代の交流する場が必要だというふうに思っています。

今もあるかどうかわかりませんが、私の若いころは、青年会活動というような活動がかなり盛んでありまして、その中で、青年会組織で、お互いに若い者同士、これは男女も当然含めますけれども、そんなところで多い、いわゆる出会いがあったり、そんなようなことがあったように記憶をしていますので、今さら青年会組織云々じやありませんが、若者同士が集えるような場所、交流する場が必要だとまずは考えております。

通勤者の場合ですけれども、これもやっぱり遠距離になるというハンデから、先ほどのような支援が、燃料のような支援も必要だと思いますけれども、いずれにしても、農業者も通勤者も、若者の出会い、交流のできる拠点、若人館というようなもののイメージがいいと思うんですが、そんなようなものが必要かなと思っています。

いろいろよいアイデアを、これからまだグループ対話も私進めていきますので、そういったところで吸い上げていきたいと思います。また、若者の代表である北村議員にも、ぜひそういったところで一働きしてもらいたいというふうにこの質問を見て感じていますので、協力のほうお願いいたします。そんなことを考えております。

以上です。

○議長(塩原智惠美君) 再質問はございますか。

北村議員。

[10番 北村直樹君登壇]

○10番(北村直樹君) 前向きな検討、本当にありがとうございます。

小林村政流の若者支援ということも具体的に聞けて、本当に真剣に考えてくださっている なということを感じております。

最後に、もう一つ踏み込んで村長にお尋ねをして、この質問を終了させていただきたいと 思いますが、やっぱり根本的にあるものというのが、やっぱり村長がおっしゃったように、 早期に朝日村に帰ってもらう体制づくり、これは本当に私も同じでございます。その先に何 があるかというと、人口増加、人口減少に歯どめをかけて、そして若い方に戻ってきてもらう。これがやっぱり大事なことだと思います。その中で、地元の若者が流出しないようにというところで、1つ例を挙げるのであれば、山形県朝日町の激励就労金という施策があると思うんですけれども、私、やっぱり考えたときに、小林村長も東京に在住していて、私も東京に在住していたときに、どうして東京にこんなに人が集まってくるのかなと思ったときに、やっぱり出所をみると、各地方から東京に集まってきているということがわかっております。今後、小さな市町村は、そういった人口がこれ以上とられないように、はたまた一極集中している東京から人を呼び込むというような施策も、私は必要であると思っております。そのときに、やっぱり一番重要になってくるのが、若者の就労先といいますか、仕事先だと私は思うんです。そういった中で、これは簡単にはいかないことは重々承知しております。どうか朝日村に企業を誘致したりですとか、そういったことを計画をしていただければなというふうに思いますけれども、企業誘致という部分については村長、いかがでしょうか。

〇議長(塩原智惠美君) 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長(小林弘幸君) 最後に、企業誘致だけというような設問になってしまいましたけれども、もうちょっと前に戻りますと、かねがね私が思っているのは、朝日村の人口を何とか激減しないようになるべく維持していくということがまずは大事だと。じゃあそのために何をやるかといったら、全てこれという解は私はないと思っています。一つ一つの組み合わせを、一つ一つのパーツを組み合わせて、それが結果的に1足す1が2、もう1個足して3、そういう施策を積み重ねていくことが一番重要だと思っています。

例えば、もう老朽化が叫ばれている村営住宅をどうするかだとか、または、これから向陽台の第3期が始まりますけれども、そういったところに人を呼び込むだとか、またはそのほかにも、今回、あしたオープンしますゲストハウス、ああいった関係で交流人口をふやすだとか、本当にいろんな意味で朝日村を知って、理解をしていただいて、好きになった人がそういう中で残っていくということだと思うもんですから、いろんな施策を組み合わせて人口増対策をしなくちゃいけないと思っています。

今、情報発信というのが一番大事なもんですから、それが今度新しくリニューアルしたホームページであったり、またはいろんなツールを使って朝日村のよさを発信して、先ほど北村議員のおっしゃられた若者をいかに都会から呼び戻すかということだと思います。

決して、一度に100人も200人もということは無理だと思いますから、1人、2人でも朝日

村のよさがわかって戻ってきてくれる。または I ターンの人、または田舎暮らしが好きで、 本当に自給自足で暮らしているという人もよくテレビで特集ありますよね。そういう人もい いかと思いますので、そんなことを感じています。

それと、最後の企業誘致のことですけれども、私は、今グッドアイデアはないです。あと、 朝日村の中では工業団地として用意しているのが、原新田の田んぼの部分等々ありますけれ ども、今具体的な話はまだないです。

そんなところですかね。

そういったことで、いろんな施策を絡めて、1人でも2人でも朝日村を好きになってくれる人を発掘していくんだということが一番大事かと思っています。

以上です。

北村議員。

○議長(塩原智惠美君) 再質問ございますか。

[10番 北村直樹君登壇]

○10番(北村直樹君) ありがとうございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(塩原智惠美君) これで、北村直樹議員の一般質問は終わりました。

以上で一般質問は全て終了しました。大変ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長(塩原智惠美君) 本日はこれにて散会します。

散会 午後 4時32分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署名議員

令和元年朝日村議会6月定例会 第3日

議 事 日 程(第3号)

令和元年6月18日(火)午前9時開議

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 常任委員長の報告
- 第 4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第 5 議案第32号から議案第48号まで及び議案第50号から議案第55号までの質疑、 討論、採決

(追加付議事件)

- 第 6 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 第 8 発議第 4号 新たな過疎対策法の制定を国に求める意見書について
- 第 9 議案提案説明
- 第10 議案内容説明
- 第11 議案第56号及び議案第57号並びに発議第4号の質疑、討論、採決
- 第12 議員派遣について
- 第13 閉会中の継続審査の申し出について
- 第14 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(10名)

1番	上	條	俊	策	君	2番	高	橋	良	二	君
3番	清	沢	正	毅	君	5番	髙	橋	廣	美	君
6番	林		邦	宏	君	7番	中	村	文	映	君
8番	齊	藤	勝	則	君	9番	上	條	昭	三	君
10番	北	村	直	樹	君	11番	塩	原	智見	美息	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 小林弘幸君 教育長 百瀬司郎君

会計管理者兼 上條晴彦君 住民福祉課長 上條文枝君

建設環境課長 塩 原 康 視 君 産業振興課長 上 條 靖 尚 君

教育次長 清沢光寿君

事務局職員出席者

議会事務局長 上條裕子君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(塩原智惠美君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(塩原智惠美君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

〇議長(塩原智惠美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

8番 齊藤勝則議員

9番 上條昭三議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長(塩原智惠美君) 日程第2、諸般の報告を行います。

入札結果調書が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可しました。これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長(塩原智惠美君) 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

齊藤総務産業委員会委員長。齊藤委員長。

[総務産業委員長 齊藤勝則君登壇]

○総務産業常任委員長(齊藤勝則君) それでは、総務産業委員会陳情審査委員長の報告をさせていただきます。

去る6月、ちょっと日にち忘れて申しわけないんですが、行われました産業委員会の中で、 本委員会に付託された陳情3件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 95条の規定により報告をいたします。

陳情第4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、 国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求 める陳情につきましては複雑な問題も絡み、慎重審査の結果、継続審査といたしました。

続きまして、陳情第5号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外 移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき、公正に解決するべきとする 意見書の採択を求める陳情につきましても、提出者の違いはありますが、複雑な問題も絡み、 慎重審査の結果、継続審査と決定をいたしました。

続きまして、陳情第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書等の提出については採択といたしました。

審査の主な経緯を説明します。陳情第6号については、過疎地域が果たしている多面的、 公益的機能は国民共有の財産であり、そこに暮らす住民によって支えられてきたものである こと、今後も過疎地域を維持していくためには、そこに住み続ける住民が安心、安全に暮ら せる地域として、健全に維持されていくための政策を確立、推進することが重要であること から、引き続き総合的な過疎対策が必要であると認め、採択といたしました。

なお、意見書を関係機関に送るための議案を本日提出したいと思います。よろしくご審議 賜りますようお願い申し上げます。

以上、報告といたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長(塩原智惠美君) 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書等の提出について、これについて質 疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

O議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

報告第1号及び報告第2号までの2件につきましては、議決案件ではありませんので報告を受けたこととし、処理をいたします。

◎議案第32号から議案第48号まで及び議案第50号から議案第55号までの質疑、討論、採決

○議長(塩原智惠美君) 日程第5、議案第32号から議案第48号まで及び議案第50号から議案 第55号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第32号 朝日村振興計画審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 朝日村庁舎村民交流ホール等使用条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 村立朝日小学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といた します。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

O議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 公民館設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 縄文むら施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 鳥飼いの清水休憩所設置条例の一部を改正する条例についてを議題と

いたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 朝日村スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 あさひプライムスキー場の設置及び管理運営に関する条例の一部を改 正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 朝日村健康センター条例の一部を改正する条例についてを議題といた します。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 朝日村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

O議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とい たします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

中村文映議員。

○7番(中村文映君) 7番、中村文映です。

私は、この条例改正に反対です。反対の立場から皆さんの同意を得るため、その理由を申 し上げます。

まず、第1に、今回示された保険料値上げは余りにも突然であり、また、上げ幅が大き過ぎると考えます。2019年度の県への納付金額のおおよその額は昨年11月末には県から示されています。そのため、他市町村ではそれを受け早々に県から示されて、そのため早々に国保運営協議会を開催し、その結果を3月議会に報告したり、議決をしているところもあります。

先般の一般質問で、担当課長は2月の国保運営協議会では値上げの話をしなかったと発言しています。また、その後の3月議会では現行どおりで予算提案し、可決しています。そのときに6月議会で値上げの審議をお願いしたいとの説明もなかったと聞いております。このこと自体が議会軽視ではないでしょうか。

そして、5月7日に小林新村政が船出を切ったばかりの15日に国保審議会を開催し、値上げを決定する。そして、改正を審議するための十分な説明と付随する適切な資料の提出のないまま、6月議会に大幅な改正議案を提出する。その行政の進め方にはとても納得できるものではありません。

第2に、たとえ今議会で賛同を得て議決されたとしても、国保加入者にいつ告知をするのでしょうか。告知をする前に納付書が郵送されて、6月の議会で決まりましたでは、支払いをお願いしますでは余りにも乱暴で、開かれた村政、村民福祉を掲げ村民に寄り添う村としてはやってはいけない行為と考えます。

第3に、今回の値上げ幅は約20%という大幅な値上げです。県が目標とする県内同一保険料までには猶予期間がまだあります。じっくりと時間をかけて村民の皆さんの理解をいただきながら段階的に値上げをしていく。一気に20%では余りにも村民の立場に立った改正とは思えません。

年金収入、夫240万円、妻80万円の老夫婦家庭で4万4,000円の負担増、所得額280万円の家族4人の自営業者で9万4,000円の負担増、健保に入れない月収18万円のアルバイトの若者にも2万6,000円、約20%の増税です。ことしは10月に消費税の値上げも予定されています。これが決まれば国保税と消費税ダブルでの負担増となります。加入者の生活はなお一層苦しいものになるでしょう。

ここで、慌ただしく国保税を改正するのではなく、一旦、3月議会で承認した当初予算に 戻し、担当課はこれからすぐに県と協議しながら、段階的に税率を上げていく国保の財政シ ミュレーションをつくり、お示しいただきたい。幸い朝日村には現在、基金があります。す ぐに県に納付するお金がないわけではありません。

以上、私の反対理由を申し上げました。皆さんの賛同をお願いするものです。

○議長(塩原智惠美君) ただいま、議案第42号に反対の討論がありました。賛成の討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(塩原智惠美君) ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。

以上。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立少数です。

したがって、議案第42号は否決されました。

次に、議案第43号 朝日村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 朝日村情報施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といた します。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 朝日村農産加工施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題と いたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 朝日村林業後継者活動拠点施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 古見ふれあい親水公園施設設置条例の一部を改正する条例についてを 議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 朝日村老人福祉センター条例の廃止についてを議題といたします。 本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 令和元年度朝日村一般会計補正予算(第1号)についてを議題といた します。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

〇議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 令和元年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

中村文映議員。

○7番(中村文映君) 7番、中村文映です。

私は、この議案に反対します。

先ほど議案第42号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対をいた しましたので、それに関連する補正予算第1号につきましても反対いたします。

皆さんの賛同をお願いするものです。

以上。

○議長(塩原智惠美君) ただいま、議案第51号に反対の討論がありました。 賛成の討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(塩原智惠美君) ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立少数です。

したがって、議案第51号は否決されました。

次に、議案第52号 令和元年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 令和元年度朝日プライムスキー場事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

O議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 令和元年度朝日村簡易水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 令和元年度朝日村下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題

といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

O議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎追加議案 議案第56号及び議案第57号並びに発議第4号の上程

○議長(塩原智惠美君) 日程第6、議案第56号及び日程第7、議案第57号並びに日程第8、 発議第4号の議案を一括上程いたします。

提出されました議案はお手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長(塩原智惠美君) 日程第9、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

〇村長(小林弘幸君) それでは、本日提案いたしました追加議案につきましてご説明申し上げます。

本日追加提案しました議案は、契約2件でございます。

初めに、議案第56号 工事請負契約の締結につきましては、役場新庁舎から公民館に通じる村道古見57号線道路改築工事に当たり、指名競争入札により8,778万円で、清沢土建株式会社と仮契約が締結されましたので、法及び条例の定めによりまして議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案57号の工事請負契約の締結につきましては、朝日村特定環境保全公共下水道ピュアラインあさひ建設工事の委託に当たり、随意契約により7,000万円で、日本下水道事業団と仮契約が締結されましたので、法及び条例の定めによりまして議会の議決をお願いするものでございます。

以上、本日提案いたしました追加議案につきましてご説明申し上げましたが、担当課長及 び担当者から補足説明いたしますので、よろしくご審議のほど賜りますようお願い申し上げ ます。

以上であります。

○議長(塩原智惠美君) この際、お諮りいたします。発議第4号の議案提案説明につきましては、先ほどの委員長報告で説明が尽くされていると思いますので、議会会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) ご異議なしと認めます。

したがって、発議第4号の議案につきましては、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

◎議案内容説明

○議長(塩原智惠美君) 日程第10、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ご ざいませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時34分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時48分

○議長(塩原智惠美君) 本会議を再開いたします。

◎議案第56号及び議案第57号並びに発議第4号の質疑、討論、採決

○議長(塩原智惠美君) 日程第11、議案第56号及び議案第57号並びに発議第4号について、 質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第56号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号について、質疑、討論、採決を行います。

発議第4号 新たな過疎対策法の制定を国に求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(塩原智惠美君) お座りください。起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長(塩原智惠美君) 日程第12、議員派遣の件についてを議題といたします。

朝日村議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) ご異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

O議長(塩原智惠美君) 日程第13、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。 総務産業委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続 審査の申し出があります。

お諮りいたします。総務産業委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) ご異議なしと認めます。

よって、総務産業委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長(塩原智惠美君) 日程第14、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。 議会運営委員長、総務産業委員長及び社会文教委員長より、会議規則第75条の規定により、 お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご 異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(塩原智惠美君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長(塩原智惠美君) ここで、村長から挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

〇村長(小林弘幸君) 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

去る6月5日に開会されました今期定例会は、村長選挙後の初の定例会であり、所信表明の機会もいただきました。また、新村長としてふなれで不備な点も多かったと思いますが、14日間に及びます会期中、議員の皆様には、最大のポイントである肉づけ予算を熱心にご審議賜り、一部議案を除き原案通り決定をいただき、厚く御礼申し上げます。

これら決定をいただきました案件につきましては、遺憾なきよう執行してまいる所存でご ざいます。

また、村政全般にわたりいただきましたありがたいご意見、ご提言、当面しております重要事項につきましても、村民のため、村政発展のため実現に努力し、福祉あふれる元気で明るい朝日村づくりをしてまいる所存でございます。

それでは、終わりに当たりまして、議員の皆様には、夏に向かいご自愛をされ、朝日村発展のため、ご尽力賜りますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶といたします。 大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(塩原智惠美君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

以上で、令和元年朝日村議会6月定例会を閉会といたします。 大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時55分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署名議員